

# 目 次

## ○第1号（9月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	7
◇高田清一君	7
◇南 千晴君	2 3
◇松井保夫君	3 3
◇清水健一君	4 8
◇早坂 通君	5 6
散 会	6 7

## ○第2号（9月2日）

議事日程 第2号	6 9
本日の会議に付した事件	6 9
出席議員	7 0
欠席議員	7 0
説明のため出席した者	7 0
事務局職員出席者	7 0
開 議	7 1
日程第 1 会議録署名議員の指名について	7 1
日程第 2 一般質問について	7 1
◇山口宗一君	7 1

◇松岡 稔君	85
◇小野関武利君	98
日程第 3 認定第 1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定について	111
散 会	114

### ○第3号（9月8日）

議事日程 第3号	117
本日の会議に付した事件	117
出席議員	118
欠席議員	118
説明のため出席した者	118
事務局職員出席者	118
開 議	119
日程第 1 会議録署名議員の指名について	120
日程第 2 認定第 1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定について	120
日程第 3 議案第56号 榛東村農業委員会の委員の定数に関する条例の制定 について	127
日程第 4 議案第57号 榛東村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数 に関する条例の制定について	129
日程第 5 議案第58号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第3号）に ついて	131
日程第 6 議案第59号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）について	135
日程第 7 議案第60号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1号）について	136
日程第 8 議案第61号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第2号）について	138
日程第 9 議案第62号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予 算（第1号）について	140
日程第10 議案第63号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2 号）について	141
散 会	144

## ○第4号（9月15日）

議事日程 第4号	145
本日の会議に付した事件	145
出席議員	146
欠席議員	146
説明のため出席した者	146
事務局職員出席者	146
開 議	147
日程第 1 会議録署名議員の指名について	147
日程第 2 委員会議案審査報告について（予算決算特別委員長報告）	147
日程第 3 認定第 1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定について	149
日程第 4 認定第 2号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について	150
日程第 5 認定第 3号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について	155
日程第 6 認定第 4号 平成27年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について	158
日程第 7 認定第 5号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について	161
日程第 8 認定第 6号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について	165
日程第 9 認定第 7号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について	169
日程第10 認定第 8号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について	174
日程第11 認定第 9号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定について	176
日程第12 認定第10号 平成27年度榛東村上水道事業会計決算の認定について	179
日程第13 議案第64号 平成27年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について	188
日程第14 報告第 3号 平成27年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について	189

日程第15	報告第4号 平成27年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について	189
日程第16	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	190
日程第17	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	190
日程第18	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	190
日程第19	議員派遣について	191
議長挨拶		191
閉会		192

平成28年第3回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

9月1日（木）

# 平成28年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

---

平成28年9月1日（木曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成28年9月1日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（1名）

9番 松岡好雄君

---

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	小山美子君	企画財政課長	清村昌一君
税務課長	山本正子君	住民生活課長	久保田邦夫君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	青木繁君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水義美君
会計課長	清水喜代志君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局 長	青木芳弘君	代表監査委員	岩崎唯雄君

---

事務局職員出席者

事務局 長 岩田健一 書 記 津久井久美

## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第3回の定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

一昨日、東北地方に上陸した台風10号は、非常に強い勢力のままだとテレビ報道でありました。水害により岩手県では11名の方が命を落とし、行方不明の方もいるそうであります。東北地方から北海道まで広範囲にわたり、自然の力の強さを改めて知らされました。決して人ごとではございません。亡くなられた方のご冥福を心よりお祈りし、また、被災された方にも心よりお見舞いを申し上げますのであります。これからが台風シーズンであります。これから台風に向けて注視するとともに、直撃がないよう祈るばかりであります。

本日ここに、平成28年第3回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

リオ五輪オリンピック、甲子園とスポーツ三昧の夏が終わりました。そんな中、去る8月20日に大雨の悪天候の中、消防学校において県内各地区の代表15チームが一堂に会し、群馬県消防ポンプ操法競技大会が開催をされました。本村からは、渋川地区の代表として榛東村消防団第4分団が出場をいたしました。

「操作始め」の指揮者の号令のもと、一斉に選手が動き始め、てきぱきとした動作、緑の芝生、一直線に伸びる白いホース、勢いある放水。降りしきる雨の中、選手は懸命に、そして規律ある操作を見せてくれました。そして、成績発表。結果、4分団は第5位となりました。もっといいコンディションだったらなと誰しもが思いました。しかし、必勝と書かれた大きなだるまがありましたけれども、よく頑張ったとほほ笑んでいるように私は思いました。

世はまさにデジタルの時代、とかく人間関係が希薄と言われておりますが、仕事が異なる若者たちが、村の榮譽とおのれの誇りのため心一つにし、訓練に汗を流す。まことにすばらしいことであります。そして思うのは、この競技会を通して消防団のきずなが深まることはもとより、応援するOB、地域住民のつながりも強くなり、ひいては村を引っ張る大きな力になるだろうと感じた次第であります。

さて、早いもので、きょうから9月に入りました。稲穂もこうべを垂れる季節となり、田んぼ一面黄金色に輝く収穫のときを迎えようとしております。議員におかれましては、季節の変わり目、健康には十分注意され、議会運営の特段のご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。

それでは、本定例会につきましては、通告のありました8名の議員による一般質問や平成27年度決算の認定、条例制定、補正予算などが提出されております。議員各位におかれましては、円滑に議事が進行し、また適正妥当な議決に達せられますよう、特段のご理解、ご協力をお願い申し上げます。



また、本日は大変お忙しい中、岩崎唯雄代表監査委員が出席されております。岩崎代表監査委員におかれましては、大変暑い中、連日決算の審査に当たられ、大変ありがとうございました。

なお、本日は大勢の傍聴の方々がお見えでございます。大変ご苦勞さまでございます。傍聴されませう皆様方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静肅に傍聴されませうお願いを申し上げます。なお、携帯電話、スマートフォン、タブレット等のIT機器関係においては、電源をお切りになりますようお願いを申し上げます。

出席議員の確認を行います。

松岡好雄議員より本定例会の会期中、病気のため欠席との届け出がありました。これを許可いたしました。よって、本日の出席議員は12名であります。

なお、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職は全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。

---

◇

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

11番岩田好雄君、12番岸昭勝君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

### ◎日程第2 会期決定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第3回定例会の会期については、本日1日から15日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日から15日までの15日間と決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（金井佐則君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

本定例会に提出され受理した議案9件、認定10件、報告2件であります。

次に、代表監査委員により現金出納検査に関する報告書が提出されております。その写しを配付しておりますので、後ほどご確認ください。

---

◇

### ◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（金井佐則君） ここで、村長より本定例会における提案理由の説明並びに挨拶をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩卓村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） おはようございます。

平成28年第3回の定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいというように思います。議員各位におかれましては、ご多忙中ご出席を賜り、ここに第3回の定例会が開会できますことを厚く御礼申し上げます。

皆さんご存じのとおり、本年は平年より7日遅く梅雨明けをしたというような状況でございましたけれども、その後の猛暑、あるいは全県的に降水量は少なく、利根川と渡良瀬川、両水系において10%の取水制限が実施されました。これは、今まで以上に貴重な水を大事に使ってほしいというような呼びかけもされたところでございます。台風等の影響によりまして、その後の降雨などの影響で、利根川の上流8ダムの貯水量や河川の流量が回復をしたところでございます。両水系では、取水制限を一時解除するというところで今進んでいるところでございます。

また、8月22日におかれましては台風9号が接近いたしまして、村として災害警戒本部を設置いたしました。被害調査の実施をしたところでございますけれども、村のほうで見ると2件の倒木とか、通学路の一時閉鎖的なものが出たということで、すぐ対応をしたところでございます。

また、8月30日には台風9号が接近しました。これについては東北地方に上陸いたしまして、本県においては一部地域において大雨、洪水、崩落等の警報は発せられましたけれども、本村においては、皆さんご存じのとおり、吉岡、榛東を除くところに警報が出たというような状況でありました。しかしながら、村としては8月29日に職員に自宅待機を命じました。いろいろなことに対応できるよう準備をしてきたところでございます。そして、地震、ゲリラ豪雨、そういう台風の被害が日本中で予測ができないような状況の中で、日ごろから危機管理を持っていかなければならないということを改めて思い知らされたところでございます。

また、8月5日から17日間、南米初開催のブラジルにおけるリオデジャネイロ、リオ五輪というものが、第31回夏季オリンピックが開催されたところでございます。ご存じのとおり、日本選手は大会史上最多の41個のメダルを獲得し、選手の皆さんの活躍に感激したところでございます。さらに、今後においてパラリンピックが9月7日から開催されます。これも応援と同時に期待をし、そしてパラリンピック精神にのっとった大会になるよう願っているところでございます。

また、ご存じのとおり甲子園もありました。関東から出た作新学院が優勝したというところでございます。そして、本村に目を向けてみますと、榛東中学校の生徒の皆さん、8月8日から20日の間で関東大会には水泳部、柔道部、体操部が出席、全国大会にさらに柔道部が出場したところでございます。その人たちが帰ってきてから、貴重な経験ができましたという報告を私どものほうにしてもらい

ました。

さらに、先ほど議長から発言がありましたけれども、群馬県の消防学校において消防ポンプ操法大会が開催され、榛東村は第4分団が出場したところでございます。これ、予選会において、渋川の広域のところで優勝をして、その優勝タイムとかそういうものを見ると、榛東は群馬県1位になるのかなというような期待を持ったところでございました。しかし、議長の言うとおりに、なぜか榛東村が出場したその途端に急激な風と雨、我々もテントにいて、テント上のほうを持って、それで観戦するような、榛東が終えたらまた平穩になったような状況でございましたけれども、それでも群馬県出場の15チーム中5位という成績でございました。本当に、これは榛東村の消防団、これは4分団だけじゃなく各分団が一生懸命応援し、いろいろな勤めの中で練習している中を、一生懸命頑張った皆さんのそういう態度が審判員にも認められた結果じゃないかなというように、その労に対して感謝を申し上げたいというように思います。

また、8月24日には榛東村で初めての子ども議会が開催されました。小、中学生の議員さんより村の取り組みに対しての提案、あるいは現状把握等について真剣に質問をしていただきました。また、この提案とか、そういうものに対して、その意見に1つでも、子どもたちの言っている提案とかそういうものを、私もはっとさせられるところが相当ございました。これが村行政に1つでも反映できればいいなということで、私も考えさせてもらったところです。これについては、29年度予算を編成するに当たって私どものほうも考えるところでございます。子どもたちに対して感謝を申し上げたいというように思います。

村政でございますけれども、第6次の榛東村総合計画が策定されました。10年後の榛東村の将来像、これについては、「子どもに夢を、みんなに福祉と安心を」ということで、全施策共通目標として、心通い合う思いやりのあるむらづくりを掲げて、全村一体となって、榛東村に生活して、なりわいを持って、郷土を守り続けられるむらづくりを進めたいというように考えております。

また、各課の状況を申し上げますと、総務課ではゆるキャラグランプリ、これはしんとうちゃんでのこのグランプリ2016にエントリーをさせていただきました。傍聴の皆さんにもお願い申し上げます。これについては投票形式でございますので、ぜひ、投票のほうをお願いしたいというように思っております。

そして、建設課関係でございますけれども、2号計画道路の改良の舗装工事、山子田地区の地籍調査事業が施行されております。産業振興課関係ではふるさと公園の活性化事業の発展に、そして教育委員会関係では北小学校の体育館の改修工事、これは床とかトイレの改修、あるいはバリアフリー化も整えました。南小学校関係では体育館の外構工事が完了いたしました。そして、南部コミセンにおいては改修事業も完了しております。そういう中においても、備品等において音響とかそういうものでふぐあいがあるものを私も確認をさせてもらい、これから考えていきたいというように思っております。

いずれにいたしましても、本定例会で審議をいただきます平成27年度決算を踏まえまして、福祉や医療制度の充実、そしてソフト面を重視いたしまして、村の活力ある施策を打ち出すとともに、効率とスピード感のある行政運営を推進してまいりたいというように考えております。

なお、各会計の平成28年度決算において、長期間にわたって審査をしていただきました監査委員さんに対し、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

本定例会においては、先ほど議長のほうからも申し上げました報告事項として2件、条例改正等が3件、平成28年度の各会計補正予算等が6件、そして27年度の各会計決算の認定10件などを提案申し上げました。慎重審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

きょうは本当にご苦労さまです。ありがとうございました。



#### ◎日程第4 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届け出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

一般質問に先立ちまして、議員並びに答弁者をお願いをいたします。質問者は、通告制による50分以内の制約がございます。つきましては、質問内容は明確にし、質問時間を極力短くお願いをいたします。また、答弁者は時間内で懇切丁寧な答弁をお願い申し上げます。

質問順位1番高田清一君の質問を許可いたします。

1番高田清一君。

〔1番 高田清一君登壇〕

○1番（高田清一君） 皆さん、おはようございます。1番高田清一でございます。

日ごろ、私も村民の皆様といろいろな話をしてもらいながら、なかなか明るい話題がないというのが実情かなというふう感じております。1つには、ますます増大する耕作放棄地、それから農業の後継者不足等々の問題を抱えている農業問題、それから徐々に施設は整備されているとはいうものの、なかなか安易に入所できない老人介護問題、それから先ほど議長や村長からお話ありましたけれども、台風を初めとした地震、火山等々の自然災害、ここら辺を考えますと非常に憂鬱な日々を過ごしているのかなというふうに思います。このような中で、私どもは今後ますます予想されるこのような課題に対して、今後自分たちも心新たに取組んでいく必要があるかなという気しております。

過日、先ほどお話ありました子ども議会の傍聴をさせていただきました。子どもたちの純粋な目線での一般質問、今の子どもたちの感性に感心するとともに、子どもに負けないように大人も頑張っていかなければならないということを感じたところであります。私たち大人も子どもも村を思う気持ち、

村を愛する気持ちに何ら変わりはないわけでありまして、問題認識目線も子どもも大人も同じであります。今後、ますますお互いが、一人一人が協力し、お互いを理解し、問題認識を持って村をよくする動きをしていけたらなというふうに、今つくづく痛切に感じているところでございます。

今回も、私の立場として、また、村民の代弁者として意見、要望を踏まえ、今回一般質問を、提案を行う中で、今後少しでもよりよい方向に進んでいければという心を込めて、今回は登壇をさせていただきました。

ここで、最後に私なりに執行の皆さんに感謝の一言を述べて終わりにしたいと思うんですけども、前回6月の定例会における一般質問で行いました交通安全対策について、総務課の迅速な対応、それから村民の要望に対して心温まる教育委員会の対応、それから村民の要求に基づいての対策を建設課、上下水道課には素早い対応をとっていただきました。これは大変村民も喜んでおりまして、この場をおかりし、このような対応に対して感謝を申し上げておきたいというふうに思います。今後もこのような村民目線で対応を継続して行っていただきたいということをお願いし、以降自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 最初に、昨年の9月の定例会におきまして、防犯灯について私も質問をさせていただきました。それに関連して幾つか質問をさせていただきたいと思います。

今現在も各区の要求に沿った防犯灯も設置されていると思うんですけども、27年度1年間の設置実績をお教えいただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 小山総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまの質問にお答えいたします。

平成27年度は30基設置いたしました。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 昨年、私なりに区の大きさによって対応を変えるべきだとか、それから寄附を仰いだらどうですかとかいう幾つかの提案もさせていただいたんですが、そのような対応、提案を踏まえて、27年度行った対策及びまた28年度にやろうとしている対策案等々をお教えいただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 村としては、予算の範囲内において、区長さんや学校の話聞いて暗い場所や通学路などの緊急的に必要なところに設置しておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 昨年の9月もお話をさせていただいたんですが、20年度の水銀対策の話だとか、それから今の防犯灯の設置、要は防犯灯というのは防犯、犯罪を防ぐんだよという意味からしたら、私は265基不足しているのではないかという提案をさせていただいたんですが、そうしますと今の30基のペースでは到底間に合わないのではないかという予測がされます。今後、20年度までを踏まえて、要は設置の計画、それからLED化の計画等について教えてください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは、高田議員、前からこの問題に取り組んでいただきまして、我々のほうも提言もいただきました。水銀の問題もありました。たしかこれは平成30年ですか、水銀等の関係は製造も中止になるというような高田議員からの指摘等もございました。それで、村としてはCO<sub>2</sub>問題等を考えて、前もこれは高田議員がおっしゃられましたけれども、いろいろな補助制度というものがあるだろうと、それを我々のほうも見つけさせてもらって、この28年度において今現在ある既存の水銀灯とかそういうものに対する調査、そしてそれを直すべきものについて調査をさせていただきます。

そして、これについては今年度中に調査をして、来年度は全てそれをやらないとその補助制度がなくなってしまうので、それをやりたいということで、まずCO<sub>2</sub>問題を1つのこととして調査については議員のおっしゃったことを調べたら、10分の10の補助事業がありました。それを活用して調査をさせてもらい、その中には一部足りないところとかそういうものも出てくるかと思えます。

さらに、その調査の結果によって、29年度一斉にLED化を進めていく計画で今やっております。これも補助事業が相当ございますので、ことし中にそれをやらないとできませんので、29年度はそういうことは重点にやっていきたいと、榛東においては今約1,400基の水銀灯とかそういう防犯灯がございまして、そういう調査を実施いたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 今、村長のほうからも補助事業の話があったんですが、ここに環境省が発行している中で、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金というのが環境省から発行されておりまして、2月24日でこれは締め切られているんですが、これに準じた形での補助金活用は28年度やられているかどうか教えてください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） その事業というより、これは環境省のあれですか、環境省もうまい逃げ方で、団体をつかって、そこからトンネルみたいに流す方式をとっているんです。だから、直接環境省のほうからの補助事業じゃないんです。いずれにしても、それにのっかって、我々もこの機会、相当な補助事業になっておりますので、それに乗っかってやるような方式でやります。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 確かに村長の言われるように、補助事業者の募集についてということからしますと、そういう逃げ道を少し持っているのかもしれませんがね。

それから、もう一つ参考までに、これも環境省で発行しているんですが、防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業の取り扱いについてというしおりがありまして、この中でもやはり、この街灯とか、街路灯とか、道路灯についての補助の話も一部載っておりました。こう調べると、いろいろな形でこの補助事業というのは、多分私よりも当然そこら辺を認識して対応しているんでしょうけれども、こういう使える補助金は限りなく使う中で素早い対応をとっていただければという要望を出しておきます。

それから、続いて関連してですが、防犯カメラの話に移りたいと思います。少し関連をしての話ですので、やらせていただきたいと思います。

まず、各区、きょうは区長さんの顔も見えているんですが、これは一部地元で捨てられたごみを写真で撮って持ってきたんですが、これはごみステーションのすぐそばにこのような廃棄をしているんです。不法投棄をしているんです。この場所のすぐ下でも、もう3回ほどごみが投棄されておまして、このような投棄に対して、区長さんを初めとして片づけたり、それから注意喚起の回覧を回したりという対応はとっているというふうに思うんですけども、なかなか減少しないというのが実情かなというふうに思います。

よって、村長初めとして執行の皆さんも対応をとっているんでしょうけれども、私なりに1つの提案をさせていただきたいと思うんですが、このようなごみステーションを初めとして不法投棄が頻繁に起こる場所に防犯カメラを設置できないかが1つ、それから恒久的な設置ができないのであれば期間限定、例えば3カ月とか半年とか、そういう形での防犯カメラの設置はできないかどうか、これをお答えいただければと思います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 高田議員さんのおっしゃるような不法投棄の頻発するところや、ごみステーションにおいても、固定式防犯カメラを必要と認められる期間に設置し、あわせて防犯カメラ作動中の看板などの設置を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） もう一つ、これは、なかなか防犯カメラを設置するというのは、費用の問題もあろうかなというふうに思います。こそくな手段かもしれませんが、もう一つの作戦は、これはとある市のパンフレットをちょっと拡大してきたんですが、このような形で、防犯カメラを設置してあるよというパンフレットなんです。監視強化中と。この中にごみを違法に捨てたものは5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金なんていう、少し遊び心を入れているんでしょうけれども、このような形で注意喚起、要は不法投棄をする人に対しての意識をしっかりと持ちってもらうための働きかけですので、このような形の対応も1つには不法投棄する人に対して効果があるのではないかと思うんですがどうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 高田議員おっしゃるとおり、防犯カメラの設置ということが周知されれば相当な効果があるということは、渋川警察の署長等からいろいろ話を聞いております。そういう中において、不法投棄するようなところ、あるいはごみステーションについても前々から問題になっていて、通常大きいところの道路のそばに置いておくと、村内の人はちゃんとやってくれるんですが、村外の人がそこへ平気で置いていってしまうということが大分ありました。これについても、各区長さん等とも相談しながら、その地域の人たちがわかるところへ移動させてもらったりしております。今後についても、そういう不法投棄、あるいは変なごみ投棄がないようにいろいろな方策を考えていきたいというように思っております。

そしてさらに、これも高田議員前からおっしゃっているとおり、榛東全体で防犯カメラ設置してありますよと、これについても大体、ちょっと大きい看板をできるように今手配をしているところでございます。本当に、榛東は防犯カメラだけじゃなく、住民一人一人がそういう見守っているということをわかるような状況におきたいというように考えています。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） もう一つ関連してですが、よくスーパーとかお店なんか行きますと、防犯カメラ作動中とか、それから模擬の防犯カメラの写真が張ってあるとか、それからもう一つは、防犯カメラ作動中という紙だけだとか、何か要は注意喚起してそれが抑制できればいい話ですから、そういう意味での対応も許される範疇で対応していくべき必要があるかなというふうに思います。

そこら辺の問題、もっと簡単に言いますと、もう一つ、これは今現在でも住民生活課で発行している看板がこのような形であって、今区長さんも大きな危ないところについてはこの看板、立てている



と思うんですが、この看板の、私が思うにこれは結構大きいんです。もっと簡易版、A4判ぐらいでよろしいかなと思うんですが、この中にごみを捨てると法律により罰せられますとあるんですが、できればこれ具体的に、こういうことを違反したらこういう罰せられるんだよということを具体的に記載した例にして、なおかつA4判ぐらいの簡易版で、これをごみステーションとか不法投棄の多いところに設置したらどうかというふうに思うんですが、これも検討していただければというふうに思います。

それから、もう一つ関連して、前回のときに交通安全についての提案をさせていただいたんですが、交通事故の多発交差点といいますか、何か榛東に特定されているような気がします。3カ所、4カ所、このような交通事故多発の交差点について、これはまた県の公安委員会との関係もあるんでしょうけれども、このような交差点に防犯カメラを設置するという事は可能かどうかお伺いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） それらについても、各区長さん等とも本当に榛東はもう傾斜地とかそういう関係と、昔の丘があったとかそういう関係で道路が曲がっております。これについても1つ申し上げれば、山子田地区の県道を真っすぐにするとか、そういうことも県のほうとも今話し合いがはっきりと進みました。どうにか県のほうでやってくれるということになっております。

それと、信号とかそういうものについても渋川警察署長と話をしまして、優先的に、これらはとりあえず1カ所ですけれども、つけてくれることになりました。それらをこれからも精力的に我々のほうもやって、そして防犯カメラについてもいろいろ検討していきたいというように考えています。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） よろしく対応をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

村内の技能者資格取得推進についてということで少し触れてみたいというふうに思います。

技能検定というのがありまして、技能検定とは働く上で必要とされる国家検定制度で、合格すると技能士と名乗ることができる認定制度ということだそうですが、これは産業振興課長にいただきまして、このような形で技能検定の試験の申し込みのパンフレットがあるそうですが、このような形で国家検定に基づく試験に際して、村としてこれに対する広報活動というんですか、こういう検定制度があるからこのような形で受けたらどうですかとか、こういう日程でありますよとかという広報活動はいかようにしているか教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 現在産業振興課のほうでは、窓口等にその高田議員さんがお持ちの

パンフレットを配置しまして、その開催等に関する周知、PRに努めております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ちなみに、この検定制度に基づく、村内の在住者でこの検定を合格した方、これはちなみにどのくらいいるのか教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 平成25年度からのデータとなりますが、25年度から27年度において榛東村在住者でその合格者は36人と群馬県産業人材育成課から聞いております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） ありがとうございます。

そこら辺の制度合格者を見た中で、村内に在住していて村内で事業を起こす、村内で職業として成り立たせられるのではないかとというのが、私なりにちょっと見させていただきましたら結構あるんです。ちなみに幾つか言いますと、大工工事作業とか、造園工事作業、防水施工、建築板金、建設機械整備、これを、資格の中でざっと見た中でも村内で商売として成り立つのではないかとというのが私なりに感じるんですが、この資格に基づいて、これに村としてハード、ソフトの両面において支援制度、これはあるのかどうか教えてください。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） とりあえず合格者を取りまとめた台帳は、人材バンク等は榛東村にはなく、またその資格取得に対する育成支援等もございません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 非常に大事な検定を、難しい検定を受けてこのような有資格者がいるわけですから、この資格者を発掘して育てる、それから有資格者のレベルアップを図るとか、それから資格技術を生かすとか、それから有資格者を大事にして技術伝承を図るなどの必要が大いにあると思うんですが、これに対してどう思うのでしょうか、教えてください。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） ことし4月から平成31年3月末までを計画期間とした榛東村創業者支援事業計画では、産業振興課内に創業支援のワンストップ相談窓口を設けて、商工会、村内金融機

関と連携し、さまざまな創業時の課題を解決すると示されております。創業支援の一環として技能士の情報管理や組織化、活用化についても商工会を初めとする関係機関とともに検討していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 今、個人情報ということで非常にうるさい中で調べられるかどうかかわからないんですが、村内の在住者における有資格者、有資格者というのは村の中で調べることは可能ですか、だめでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 資格者を調べるためには、確かに個人情報の関係が課題になると思います。先ほど紹介しました群馬県産業人材育成課、また、ハローワークなんかでも職安のときに多分そういうデータを取り扱うと思いますので、そういうところにも情報が集まっていると思いますが、それらの関係機関と調整を図りながら研究していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） もしも難しい中でも把握できるのであれば、把握した人材、要は有資格者の組織化というようなことも少し検討していただければというふうに思います。または、そこら辺が把握できないのであれば、通達を出して申請制度でもよろしいかなと思うんです。申請された人だけでも結構だと思うんですが、そういう人たちの組織化を図って、これはシルバーとの連携も必要かと思うんですけれども、その組織化を図る中で技術者を新たに発掘するとか、育成するとか、レベルアップを図るとか、そのような形での対応はとれるなというふうに思います。ただ、組織化というのも一つの検討課題かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 先ほども答弁の中で榛東村創業者支援事業計画というのがございまして、商工業の振興を図るために設けたわけでございます。その中でもそういう技能士の情報は非常に役立つものと考えております。そういうものに取り組みながら検討していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 組織化を図って、行政のほうの推薦というか、バックアップみたいな形での仕事が進められたら、それは何か品質保証というのではないですけれども、仕事をお願いする人も非常に安心できる、お願いができるかなというふうに思いますし、またその有資格者の雇用確保といい

ますか、仕事量確保という面でも有意義かなというふうに思いますので、そこら辺も検討を考えていただきたいというふうに思います。

将来的には、行政支援のもとで資格取得のための村内有資格者を講師とした技能者育成教室、これはボランティアになるかと思うんですけども、要は有資格者を講師とした次に免許取得しようとする人材に対しての講師、講習、これも開催できるような方向を検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 確かに技能者という視点から、産業の、商工業の振興を図るという意味もございますので、そこら辺は研究していきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） よくスーパーの中見ますと、農家の農産物なんかは、これは私がつくりましたとか何とか、よくありますね。あれ、1つの信用というか、信頼確保につながっていると思うんです。ですから、この人は村で認定した技術者ですよというみたいなのがあったら、これは非常によろしいかなというふうに思いますので、そこら辺のところも考慮していただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、この今の国家認定とは別に日本農業検定というのがありまして、農業検定の中ではやはり農業管理指導士とか、それから日本農業検定の中にこのような資格がまたいっぱいありました。農業も基幹産業でありますので、今のその国家検定と同じくこの農業検定に対しても少し取り組んでいければ、より一層効果的かなというふうに思いますので検討をお願いします。

次に移ります。

次は、社会体育施設使用料についてということで少しお伺いをします。

村民の使用料として、今現在これを調査させていただきました。それを見ますと、榛東村総合グラウンド、それからサッカー場、テニスコート、ちなみにこれは村内の在住者につきましては、通常の村外の借り賃の半分ということで、私もちょっと妥当かなという気はします。妥当というふうな気はするんですが、ちなみに隣の吉岡町を見てみましたら、これ比較してみました。比較してみますと、これは設置した年度だとか、条件とか、広さだとかいろいろ違うんでしょうけれども、ちなみに例でいいますと、多目的運動場、要はグラウンドです。これが榛東村は3時間で1,540円なんです。これは村民ですよ。吉岡は3時間で500円なんです。それからテニスコートは榛東村1面2時間で510円なんです、吉岡は1面3時間で250円。アリーナ、これは規模違うんでしょうけれども、榛東村は全面1時間で1,020円、吉岡は5時間で1,000円ということで、条件は非常に違うんでしょうけれども、一般的に考えますともう少し安くないか、または、例えば村民の、村の行事のための練習だよと

いうのを明確だとか、それから区の公式行事で、区のイベントで使う場合だよとか、こういう場合については一部無料化等ができないかなど、検討していただきたいと思うんですがどうでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 榛東村社会体育施設の使用料につきましては、体育施設が平成27年度に新設された際に社会施設等の利用検討委員会の答申を受けて、施設の維持管理のために設定されております。この施設維持の管理につきましては、今年度から2年間でサッカー場とテニスコートの人工芝の張りかえや、野球場の土の入れかえ、シェルターと呼ばれる観客席の設置等を行って、さらに快適に運動ができる環境を整えたいと、そんなふうを考えております。

また、今年度リニューアルした前橋市民体育館の使用料については4時間で1万1,040円、前橋市の大渡体育館は3時間で1,540円と設定されていまして、やはり自治体によっていろいろな考え方があると思うんですけれども、また施設によってもいろいろ使用料はさまざまということがわかりました。ご指摘の減免措置につきましては、本年4月より榛東村の体育施設の使用に係る減免措置等のガイドラインを作成し施行しているところです。このことについてもご意見をいただいているところなんですけれども、今後さらに検討していきたいと、そんなふうを考えています。

さらに、榛東村の社会体育施設の維持管理を適切に行いまして、安全で安心して使用ができ、健康で豊かな心を持つ人づくりに貢献することを目的に、先ほど申し上げましたガイドラインの検討とともに、やはり使用料についてもこの1年間の実績をもとに関係者からのご意見を伺いまして、検討を重ねていきたいと、そんなふう考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 一気に無料化というのはなかなか難しいかなというふう思うんですが、ちなみに、もしも無料化が無理なのであれば、ここに榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則というのがあります。この中の第11条の中の別表第3、ここに減免の条件が書いてあるんです。このときの何か、先ほど私が言いました区の公式行事だとか村の行事の練習だよという場合は、この中に1個ぐらい追加すれば減免の対象になるのではないかという甘い考えがあるんですが、これの検討はできないでしょうか。

○議長（金井佐則君） 事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 先ほど申しましたけれども、減免措置等については今ガイドライン等も考えていまして、その件についてまた検討を重ねながらしていきたいと、そんなふう思っております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） よろしく、村民が少しでも減免していただければ非常に、たかが50円、たかが100円であっても喜ぶことですので、検討をぜひ前向きにお願いをしたいと思います。

ちなみに、このデータをいただきましたので私なりに調べてみたのですが、使用回数、これは26年度と27年度をこう比較してみたんです。そうしましたら、グラウンドは10.3が13.8、サッカー場は46.6が49.3、テニスコートは73.1が90.3ということで、各グラウンドなり各施設とも26年度から27年度は右肩上がりです。これは非常に喜ばしいことであり、要は有効活用に向けての取り組みが確実にされている証拠かなというふうには思うんですが、今後、村民の健康促進という面も含めた形で、今後の取り組みというか、今後の対策内容がありましたらお願いをいたします。

○議長（金井佐則君） 事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） ご指摘のとおり、人数、ご使用の方がふえているということはとてもいいことだなと思いますし、先ほど申しましたとおりサッカー場やテニスコート等の整備拡充というんですか、これからもよくしていきたいと思ひまして、また皆さんに使える形が、いい形で使えるようにしていきたいと、そんなふう考えております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これは、結構住民にとってみますと、非常に、結構要望が多いんです。中学のあの学校施設の利用も含めて、これはそこでのバランスの問題もあろうかなというふうには思うんですが、非常に、例え幾らでもということを検討いただければということをお願いして、次に移らせていただきたいと思ひます。

次に、若干難しいテーマではございますが、プログラミング教育ということでちょっと取り上げさせていただきます。

2016年、ことしの6月20日に上毛新聞にこれが掲載されまして、プログラミングということで、小中学生向けに教室ということで載りました。これは安倍総理も産業競争力会議では小学校からの必修化をすべきだということで表明しているみたいですし、もう一つ資料いただきましたら、これは内閣府が発行している資料の中で、日本再興戦略というのがあるんです。非常に私は難しいなと思ひましたが、この中に2020年度から小学校、それから中学校は2021年度から、高等学校は2022年度からこのプログラミング教育というのが必修化になるという話が出ておりました。ここについて、教育委員会としてどう対処するかを教えてくださいたいと思ひます。

○議長（金井佐則君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 高田議員の質問にお答えをしたいと思います。

今お話があったように、学習指導要領の改訂というのが、平成でいいますと32年度小学校、翌年度が中学校、その次が高等学校ということで、まだ細かいことは決まっておらないんですけれども、中央教育審議会等の答申を読ませていただきますと、全ての学習の基盤となる力の1項目で、情報活用能力と、その中にプログラミング的思考という文言が入っておりますので、そういうことで国のほうから示されているということでございます。

そこで、プログラミング教育を進める上で、今は非常に人工知能、AIと呼ばれる人工知能がいろいろなところで使われていると、そういう状況がございます。今後、ますますそういうものが進化をしていって、このテクノロジーというのが私たちの生活を非常に豊かなものにしていくことは間違いないんですが、ただ、日本という国を考えたときに、少子高齢化が進むと、それから労働人口が減少すると、それから税収も減っていくと、こういう中で、特に子供たちにどんな力をつけてやるのが大切なのかということで、そういうロボットであるとか人工知能を活用する力をつけましょうと、こういう方向でございます。

その中で、小学生を考えた場合には、体験というのを通して実施していかないとなかなか身につけていかないと、そういう状況がございます。その中で、そのプログラミング的思考ということを考えてときに、どういうことかということ、例えば自分が意図している1つの、一連の活動があったときに、じゃ、どういう組み合わせが必要であったりとか、それから一つ一つの動きに対して対応した記号をどうやってつけたらいいとか、記号の組み合わせはちょっと難しい話になるんですが、組み合わせはどうしたらいいかと、そういうことが非常に大事な論理的な思考といえますか、プログラミング的思考と、こういうことでございます。

現在は、中学校ではプログラミング学習を進めているんですけれども、小学校においてもプログラミング的思考を身につけなさいということで、ただ、ここで注意しなくてはいけないのは、プログラミング的教育を新しく、例えば国語、算数、数学、英語以外に教科としてつくるということではありません。そうではなくて、各教科の中で、小学校でそのプログラミング的思考に、例えば算数ではどうすることが加えられるか、社会ではどうか、理科ではどうか、総合的な学習ではどうかということで、学校のほうは、これからですけれども、1年間の指導計画の中にそれを落とし込むと、教科の中に落とし込むことが小学校のこれからの使命でございます。小学校においてはプログラマーを育成することではございません。そういう体験をさせていくと。小学校では、ですから、次期学習指導要領の改訂に向けて、これから準備を始めるという領域でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 時間が迫ってきましたのでしよらせていただきます。

この問題については、私みたいな素人が考えても非常に難しい問題かなというふうに認識をしてお

ります。1つに、教科がふえるわけではないので、先ほど教育長がおっしゃられたように現状の教科の中にプログラミング教育の考え方を導入するという難しさ、これが1つあると思います。それから、教員の授業力の向上ということでこの資料の中にもあるんですが、ITを活用して指導できる教員の比率というのがあったんです。これが約71%だと。そうしますと、これから何年か先の中にこういうものを100%に持っていかなくちゃならないというこの難しさ、ここら辺もあろうかなと思いますし、それからITに関する環境整備、これは何かやろうとすればその環境設備等々含めて、システム含めて、これの投資費用、これの問題があると思います。

このような課題なりリスクがある中で、そうはいつでもやるということになったらこのリスク回避の対応を今からしておかなくちゃならないわけですので、これを今から心がけて対応策を講じていただければと、やっていただきたいというお願いです。

この関係の最後ですが、これはこの前上毛新聞と一緒に載っていたんです。これが、このようなパンフレットが載りました。これは上毛新聞社が主催しているキッズプログラミングスクールという教室だそうなんですが、このような教室に対して、ここに参画する、またはこれに協賛するとか、村独自で何かをやるとかという考え方、あったら教えてください。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 先ほど、高田議員さんのほうからお願いということ、ございましたけれども、教員の指導力の問題で。これについては、先ほど申し上げたようにプログラマーを育てる目的ではありません。当然、先生方の研修も必要ではありますが、先生方がそんなにたけていなくても大丈夫、ICT関係も今のままでも大丈夫と、そういうふうと考えていただければありがたいと。仮に、プログラム言語を教えたとしてもこれだけ早く時代が変わっています。またその言語が全て使えるかと、そういう心配もあります。

本題に戻りますけれども、そういうプログラミングスクール的なこと、これは例えば東京あたりでも随分保護者の進めで多分やっているんだろうと、そういう状況がありますが、そういうものが出てきたと、要は教育委員会としては、家庭に配布して、家庭の判断で出ていただければ結構かと、このように考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） これについては、非常にこのプログラムを組み立てるにおけるその論理的なものの捉え方、組み立て方、こういうふうにすればこうなるよ、こういうふうにしたからこうなるわけだよという考え方が、一応教科の中でも日常行動の中にも生きてくるという考え方もあろうかと思っておりますので、これも心がけてやっていただければというふうに思います。



最後に、マイナンバーについて少し確認をさせていただきます。

マイナンバー制度の登録状況と個人カード取得状況、これについて教えてください。

○議長（金井佐則君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） マイナンバーカードの取得の状況についてお答えいたします。

本年7月末までの個人番号カードの申請受け付け状況でございますけれども、村全体で申請された方は989件、うち924件余分がカードの管理を運営する地方公共団体情報システム機構の処理が終わりまして、村から交付通知を発送しております。また、実際に窓口で交付を受けた人数につきましては、756人でございます。

なお、昨年10月から送付を行っております番号通知カードでございますけれども、不在や受け取り拒否等の理由によりまして、本年7月の時点で受け取りが済んでいない世帯は59世帯でございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 私も個人カードを取得して、住民の皆さんの質問があったときに、これどこに持って行ってこういうにすればこうなんだよとか、取得にはこういうものが必要だよとかというのを答えられるように、私も3月16日に個人カードを取得したんですが、今まで1回も使用するチャンスがないというか、必要がないというか、何のために個人カードとったんだろうかという、思っているところなんですけれども、今後この個人カードの活用機会がどんなことがあるのかと。あわせて、社会保障の基礎年金番号は統一されて、転入転出届なんかも活用できるというような話もあるんですが、これがいつごろからできるか、そこら辺について教えていただきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） マイナンバーカードの活用につきましては、公的な身分証明書、それからe-Tax等の電子証明の利用などのほか、現在コンビニを利用して住民票や印鑑証明などの公的な証明書などが受け取れる独自サービスを行っている自治体もございます。県内では、前橋市、高崎市、また本年10月からは伊勢崎市でも住民票、印鑑証明のほか、各種の税証明等も取得できるということができるといことでございます。こうしたマイナンバーカードの機能を持たせる活用につきましては、住民の方の利便性の向上とあわせてマイナンバーカードの普及にも関係すると考えられますけれども、機能の追加には高額な費用も想定されます。導入に当たりましては、県内市町村の動向を参考に検討してまいりたいと考えております。

また、マイナンバー制度でございますけれども、マイナンバー制度につきましては、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一の情報であると確認を行うための基盤でございます。社会保障、税制度の効率性、透明性を高めるため、国民にとって利便性の高い、公平性の高い、公平、公正な社会

を実現する社会基盤ということでございます。

マイナンバーの利用でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号法において、国の行政機関や地方公共団体がマイナンバーを利用できる分野につきましては、社会保障、税、災害対策の3分野に限られるということでございます。先ほど議員がおっしゃいました年金の手続等の関係、こちらのほうも社会保障の分野に限られると、その中に入るとということでございます。平成28年1月、既に始まっていますけれども、順次年金、雇用保険、医療保険の手続や生活保護、児童手当、その他福祉の給付、確定申告等の税の行政手続等でマイナンバーの記載を求められるというふうになっております。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 残り時間が少なくなりましたので、答弁は簡潔にお願いをいたします。幾つかしたいと思います。

個人情報情報の漏えい事例、これは幾日か前のニュースで、人のカードを、番号を使って何か書類を申請して、それを自分の身分証明か何かにつくったという犯罪事例が出ていたんですが、漏えい事例はあったかどうか、またこれを防止するための対策はいかようにしているか教えてください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 本村においては漏えいの事例はありません。しかし、全国的には当該制度が開始された昨年10月5日から、ちょっと把握しているところは今年3月までなんですが、マイナンバー情報の漏えいや誤廃棄等が地方自治体と民間で計83件あったと報告がありました。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） それに関連してですが、制度に便乗して登録手数料にお金が必要だからとか何とかといった詐欺、これは詐欺が事例として発生すればニュースになったり、警察沙汰になるんでしょうけれども、このような未遂とか、そういうことの事例はないでしょうか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 本村においては被害の報告はありません。しかし、全国的には当該制度が開始された翌日から既に便乗する詐欺や不審電話が多発したとのことであり、警察、消費者庁の発表では、現金被害数百万円も出ているとのことです。

以上です。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） じゃ、最後の質問をさせていただきます。

行政の業務としてこのマイナンバー制度を導入したことによって、行政における業務の効率化がいかに図れたというのが、今事例として出ているのかどうかと、今後、これが実際に活用されればどのような効果が想定されるのかと、それから、それを展開した場合にどんなリスクが生じるのかと、ここら辺をあわせて答弁いただければと思います。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） マイナンバー制度につきまして、来年、平成29年7月から自治体間の連携というのが始まります。その連携につきまして、先ほど住民生活課長のほうから独自に前橋市さんですとか、高崎市さんでは独自な形で運用されているというところもあるんですけども、基本的な部分で、法律に基づく部分であります住民基本台帳システム、それから税関係のシステム、それから生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、健康管理、それから国民年金、特別児童扶養手当システムにおいて自治体間の連携が始まります。これまで転出入の手続の際に行っていた、改めて別々の書類を書くというような手間が住民の方にとって省けると、そういうことに関しましては、行政側も効率化が図れるというようなところがございます。

リスク管理というお話ですけども、これが全国一斉に始まりますので、既に昨年度中に電算化機のシステムの改修については終了しております、本年度につきましては稼働運用のテストを全国で行っているという状況でございます。

○議長（金井佐則君） 1番。

〔1番 高田清一君発言〕

○1番（高田清一君） 時間が終わりになっていました。

いろいろな難しい問題、いろいろなリスクを抱えている問題等々あって、対応難しいかなと思うんですけども、お互いをお互いに理解、協力して、よりよいむらづくり、よりよい住みよいむらづくり目指して努力していきたいというふうに思いますので、今後とも、自分も含めて、お互い協力してやっていきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で1番高田清一君の一般質問を終了いたしました。

ここで休憩に入ります。再開を10時30分より行います。

午前10時8分休憩

---

午前10時30分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

質問順位2番南千晴さんの一般質問を許可いたします。

8番南千晴さん。

〔8番 南 千晴君登壇〕

○8番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。8番南千晴でございます。

先週から台風9号、10号、11号が発生し、各地で大雨、そして強風等の被害をもたらしました。台風10号に関しましては北海道や東北地方に大きな被害をもたらしました。村でも、冒頭で村長の挨拶の中でもありましたが、大雨による被害等の確認等で村の職員が村内をパトロールしてくださいました。自然災害はいつ、どこで起こるのかわからない状況であります。

本年4月、熊本地震が発生し、榛東村にある相馬原駐屯地から多くの自衛隊員が災害派遣活動のため被災地へ向かいました。昼夜を分かたず懸命に人命救助や生活支援の活動に取り組んでいたことが、報道などを通して多くの方が周知のとおりと思います。榛東村でも、榛東中学校の生徒が熊本地震に関しまして支援金を集めました。7月11日に村を通して熊本県御船町に送られ、復興に役立ててもらおうよう寄附を行いました。同じ日に、陸上自衛隊第12旅団の清田安志旅団長より熊本地震派遣についての講演が行われ、被災地での活動の様子を中学生にお話してくださいました。

榛東村は多くの自衛隊員とそこご家族も暮らしている村であります。村長は公約の中で、自衛隊との共存、共栄を掲げておりました。本日は共存、共栄という村長の考えから、大規模災害時等における自衛隊との協定について、今後の連携や村の対応について、また、地方創生事業の一つであった電動アシスト自転車購入券事業について、交通手段としての電動アシスト自転車の補助制度として発展させていただきたく登壇させていただきました。

以下、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） それでは、質問をさせていただきます。

まず最初に、大規模災害時等における自衛隊との協定について伺います。順番では、隊員の留守家族支援ということが先になっているんですけども、順番を変えて大規模災害時の村との連携というほうを先に質問させていただきます。

榛東村は、先ほど村長もおっしゃっていましたが、榛東、吉岡は台風の際もその警報といいますか、そういったものが出なかった地域だというお話で、大きな災害等に近年見舞われることが非常に少ない、そういった村であります。しかし、いつどのような状況で自然災害等が起こるかということは予測できない状況であります。

そのような中、村は村民の生命と財産を守るため、日々備えていることと思いますが、もし災害等が発生したときに迅速に対応するため、災害時における自衛隊と村との連携に関する協定というもの

がいろいろな自治体で結ばれているんですが、そのあたり村と自衛隊との連携に関して、取り決めやそういった決まりがあるのか、現状について説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 現状についてですが、災害に関する協定はありませんが、自衛隊法第83条第3項の庁舎、営舎、その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができるとの規定により、消防車の出動により消火活動に協力していただいております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 消防車の出動、先ほどの法律にのっとってやっつけていただいているということで、私も火災現場で自衛隊の消防車がかけてくださっているのを何度か目にしたことがあります。しかし、それ以外協定等がないということがわかりました。

ここに、石狩市と自衛隊の大規模災害時の連携に関する協定書というのがあります。多くの自治体で、今このように駐屯地や各部隊と自治体が協定書を結んでいるところがありまして、ホームページで検索しますといろいろな協定書の中身も含めて見るができるようになっております。この協定書を見ますと、中に平常時における連携、初動時における連携、災害対応対策活動における連携、その他というような項目に分かれて記載されております。中に平常時における連携で、防災訓練または防災会議等の出席等に関しても記載をされております。

現在、榛東村では、職員の招集訓練等、防災訓練行っていた以外に各区で炊き出しの訓練等をやっておりますけれども、防災計画にのっている総合防災訓練、その他の訓練の実施がされていない状況であります。以前質問をさせていただいたときに、村長も防災訓練を実施していきたいというようなご回答をいただきまして、今後防災訓練に関して村のほうでも考えている状況と思います。防災訓練に関する進捗状況等、現状わかりましたら説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 南議員の質問というか、前からそういうような話が出ておりました。これについても、前にいる杉井議員もよくおっしゃっておりました。これについては、詳しくは、今隊のほうと協定を結ぶべく9割方、ある程度合意に達しているというところでございます。自衛隊法の83条等において、それを拡大解釈すると。

それで、協定を結んでいるところについては、北海道とかそういうところでございます。各本州とかそういうものではたしかないような気がするんですけども、南議員もおっしゃるとおり、十五、六年前に相馬原の上で大規模火災が発生しました。そのときに、通常ですと、その防災についての、

消火について、我々のほうから知事に対して要請をし、知事が自衛隊に対して要請をするということがルールでございますけれども、そんなことは言っていないということで、そのときは私のほうから直接幹部のほうへ電話してあの大型ヘリを出動してもらって、それ以降、協定の中で結ぶことなくいろいろな面に対して自衛隊が協力してくれているということ、初動とか、そういうものを行いました。それが本当にいいのかどうか、これは協定も近いうちに結べるんじゃないかなというように、今努力をさせてもらっているところです。

さらに、今後についてもこれらの協定に基づいて、そして防災訓練も、ここへ12旅団があるわけですから、駐屯地があるわけですから、そういう人たちの協力も得ながら、訓練をすべく今協議をしているところでございます。私の考えでは、今、9月、きょうは防災の日ですけども、12月には自衛隊と一緒にいろいろな協議をしながら私はやってみたくて、12月を目標に今考えております。自衛隊のほうも協力してくれることに口頭ではなっておりますので、そういうところでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村長のほうから、現状部隊のほうと連携、また協力いただいて進んでいるというようなお話をいただきました。その中で、やはり知事に、災害があった場合自治体というのはまず知事にその災害派遣要請を行うということが、法律上と申しますか、ルールとなっている中、決してこの協定はそれをなしにして直接やれるということではなくて、知事に要請する、災害派遣等の要請を行う、そういった可能性があるときに、早目に情報の共有を図って、お互いの初動活動とか、そういったことをスムーズに行えるようにしようというような協定であります。お互いにとって、さまざまなことを想定して、協定というのは結ばれているわけではありますが、ぜひ、細かい内容も含めて進めていっていただきたいと思えます。

村長、先ほど12月あたりに防災訓練ということでお話ししていただきましたが、防災訓練とあわせてこの協定の締結に向けて進んでくださるということで、今一度確認したいんですけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 全くそのとおりでございます。

また、細部にわたって協定の中に入れるということはちょっと無理なことが、想定外が今相当ありますので、それを臨機応変にできるような体制の協定を結びたいというように考えております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村民の方からも、榛東は自衛隊があるから何かあったときには助けてもらえるんじゃないか、救助していただけるというような、感覚と申しますか、そういうものがあると思う

んですけれども、実際榛東村も知事に要請をして、そこからの手続といたしますか、流れの中で、ほかの周りの自治体と同じようなことで、災害等の救助に関して申請をするような形となっております。もし、この協定がしっかりとした形で結ばれば、その村と自衛隊がどのようなときにお互い助け合い、協力できるかということが明確になると思いますので、現時点ではそこが何もない状況から一歩進むのではないかと思いますので、ぜひ、協定締結に向けて進めていただきたいと思います。

同じく協定に関しまして、派遣隊員の留守家族支援の協定というものがあります。先ほど、連携に関する協定書ということですが、こちらは駐屯地、また各部隊と自治体で留守家族支援に関する協定書を締結しているところが、今年々広がっている状況であります。もちろん、自治体以外にも駐屯地と父兄会であったり、駐屯地と隊友会であったり、さまざまな協力団体とも各部隊が協力しているところ、協定を結んでいるところもあるんですけれども、やはり自治体でしかできないこと、自治体に頼むことしかできないような内容に関して自治体と協議しながら協定を締結し、サポートしていくものであります。

例えば、自治体と締結している協定の内容を見ますと、緊急登庁支援ということで、例えば熊本の大地震のときに、あの日は土曜日、16日、2回目の大きな地震のときは土曜日の早朝、夜中だったので、早朝に緊急招集されたわけです。そのときに土曜日ということで、また朝ということで、保育園もやっているところはあっても、事前に言っておかなければなかなか連れていける状況でもなく、皆さん基本的には親族だったり、知り合いのところにお子さんを預けるのが基本ということなんですけれども、どうしても預け入れ先がない方がお子さんを連れて部隊のほうに出勤、登庁しまして、そこで簡易的な託児施設の中で過ごしたというようなお話、これは旅団長の講演の中でも内容等もあったとは思いますが、そのような状況であったと思います。そういったときに、一時的に開設される託児施設に対して、施設に関する助言だったり、ここは危ないからカバーをしたほうがいいでしょうという、そういう細かい保育に関する助言だったり指導を自治体としてやりますよという内容にしているところもあれば、保育士を派遣しますよというような内容を記載している自治体もあります。

また、長期になる可能性もあるということで、長い時間お子さんを預けられるような保育所に関して村が仲介をする、その自治体に24時間の保育所がなければ近隣の自治体でそういったところがないかということを探ったり、そういった仲介をしますよ、また、要介護の家族がいた場合、その介護サービスについての相談とか、そういったことも行いますよ、また、医療に関する相談でもあるんですけれども、窓口は一本化するというのがこの協定書の内容となっております。

今回、熊本の地震が起きたことで、村のほうにもこのような、自衛隊のほうから問い合わせだったり、こういった支援はないですかというようなことがあったと思うんですけれども、そのあたり内容について説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 前に、たしか私のほうから聞いているのは、自衛隊のほうからそのようなことがあるので、自衛隊の中で開設して子どもたちを見ている、その見ているときには保育の仕方がわからない、どういう対応しているかわからない、それについて保育園なり幼稚園なりを見学させてもらって、その指導とかそういうものを生かして、いざというときに役立てるようなということで、見学の申し込みがあったということは聞いております。そして、それについては対応をさせてもらったところでございます。

さらに、これは今後とも、これは熊本のときが一番表に出ているんですけども、もう去年は茨城、栃木であるような災害があったときに、まず最初に飛んでいくのはやっぱりこの12旅団です。そのときに急に呼び出されますので、その辺についての、子どものこととか、あるいは先ほどの父親とか母親がいろいろお年寄りになって、1人で置いていくのは大変だというようなときにも含めて、いろいろな願いがあるんだなということは私も感じております。これらについても、今度のできれば災害協定を結ぶような、それとあわせて、やっぱり手を携えて両方でやれるものはやるということを考えなければなりませんので、そのような方向で協議をさせてもらえればお互いにいいんじゃないかなど。

特に自衛隊の場合には、ここはヘリ旅団ですから、これはこの管轄だけじゃなく、今回の熊本みたいに千何百人がこの旅団から行っているわけです。そういうときに、そのことをこまねいて、何も、こちらのほうでただ募金活動していればいいのかということ、これは自衛隊のことも、隊員のことも考えたやり方を我々もつぶさに考えながら、協定という形をとれば一番いいんですけども、その支援はしていきたいというように思っております。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村のほうにも以前から相談があり、保育の研修等ということで、北部保育園のほうに協力いただいて保育の研修を受けたというようなお話を聞いております。実際、緊急時そういった事態になって、託児施設等子どもたちの面倒を見る隊員の方は皆さん保育士の資格を持っているわけでもありませんし、それに関連した仕事に日々ついているわけではありませんので、やはりそういったときに経験がある方から指導、助言いただくこと、また、人を派遣していただくのが一番、子どもたちも安心することだと思います。

今回、10人の子どもたちが4月16日の時点でその託児施設に入ったのですが、ほとんどがやはり榛東村のお子さんで、日ごろ保育園、榛東村の保育園、小学校に行っている子どもたちだったということで、保育士の派遣というものがやはり一番重要という中で、民間の、民営にある保育園のほうに依頼するのは非常に難しい部分もあるとは思いますが、村の場合は幼稚園を村営でやっているという中で、そういった幼稚園のほうの協力等も得られればいいのかと、そういった可能性が考えられると思っているんですけども、そのあたり、職員の派遣ということも踏まえて考えていただけるのか、村長、いかがでしょうか。



○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 我々のほうから派遣というより、私は一番困るのは土日、あるいは祝日のときにこういうことが起こるのがどうしても多い、今までの経験則からいくと。それが自衛隊のほうも一番困るといいますか、いろいろな派遣要請、熊本みたいに派遣要請があったときにぱっと行ける、それにはこういう榛東村でも対応できる措置がとれておれば、憂いなく一生懸命向こうのほうで頑張ってもらえるんじゃないかなというように思います。それについては、私は民営だから、公設だからというんじゃなく、幼稚園、保育園含めて話し合いをするように指示を出させてもらいました。

みんなで助け合ってやるということ、土日問題も含まれてきますので、2園の幼稚園だけじゃなく、もしできればそのところを開放してできるほうが、職員とかそういうものを派遣するより設備は子どもたちのためには整っておりますので、その辺も含めて検討をさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 村長より、村のほうで対応を考えてくださるということでお話しいただきました。先ほど、震災の、熊本地震が一番近くであったので、その話ばかりさせていただいているんですけども、10人のお子さんのうち一番小さいお子さんは、やっぱり1歳ぐらいの、本当に小さい赤ちゃんといえますか、乳幼児、上は小学生ということで、幅広いお子さんが同じ場所で過ごすというような状況だったということで、やはり危険だったり、いろいろなことが想定されると思いますので、ぜひ、村として幼稚園だけではなく、全体でバックアップをしていただければと思っております。

先ほど村長もお話しいただきましたけれども、ここ毎年毎年、近隣含めて御嶽山の噴火であったり、茨城洪水関係の災害だったり、いろいろなところで毎年災害が起きています中、特に南海トラフ地震、また首都直下地震、そういった大きな地震も懸念されている状況であります。平常時にこそ、やはりお互いの連携を深める必要があると思っております。

また、実際被災地で活動される隊員の皆様の任務は、誰もができることではありません。隊員の留守家族のサポートということは、派遣された隊員が家族の心配なく安心して任務に専念することができ、それは直接的ではないんですけども、側面的に被災地の支援にもつながるものではないかなと思っております。村でもできることがあると思いますので、ぜひ協定締結に向けて動いていただきたいと思っております。

続きまして、協定や防災訓練に関して説明をさせていただきましたので、関連として、防災、または危機管理職員の件に関しても伺いたいと思っております。

実際、多くの自治体、群馬県でもそうだと思うんですけども、危機管理の職員の中に自衛隊のOBの方を雇用して、そういった自衛隊との連携も含めて、日ごろからいろいろな調整をいただいていると聞いております。渋川市等にもいらっしゃるというようなお話も聞いておりますが、実際こ

の自衛隊OBの方を防災や危機管理担当の職員として雇用した場合、国のほうから補助金のほうが出るというようなお話を伺ったんですけれども、そのあたり実際にそのような制度があるのか、わかる範囲でお答えください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについてはよく調べたんですけれども、私も勘違いしているところがあったんですけれども、国からの補助制度というのはない、しかしここでは余り大きく言えないけれども、それによっていろいろな基地交とかそういうものに影響もしてくるということは、私も実際県でいて、そういうことを数字を出していた立場ですから、よくわかっております。そのところに、負担だけかけるというようなことはしないで、いろいろなことを危機管理監的なものでやっている。

一番初め、県で危機管理監を創設したときも私も携わらせてもらいました。自衛隊の皆さんのうちの、そのときの旅団長に話を聞いて、こういうのなら誰がいいよという推薦もいただいて、その人が県の危機管理監に、危機管理監じゃなかったんですけれども、専門員として採用されております。順次、市を中心にしていろいろなものに対応できるべく、今採用もしております。村にとってもいろいろな面において、これからのことを考えると、いつ、どこで、どんなときに起きるかわかりませんので、この採用とか、する、しないじゃなく、必要性というものを検討してこれから調整をしていきたいというように思います。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 補助金の関係は、私ももう一度調べさせていただきたいなと思っているんですけれども、話だと人件費の約半分を、上限が決まっていて、半分を補助が来るというような制度があるというお話をもうずっと以前から聞いていたので、実際そういうものがあればそういったことを利用しながら専門の方を職員として採用するというのも一つの方法かなと思っていたんですけれども、今村長のほうで調べた限りないというようなお話でありましたが、やはりこれから防災訓練のお話とか進めていただく中で、渋川市を例にとりますと、かなりここ数年すごく内容の濃い防災訓練をされているということで、やはりOBの方が職員としてそれを担当しているというようなお話も聞きましたので、そういった危機管理に関しての職員の採用についても考えていただければと思います。

次に、電動アシスト自転車購入の補助についての質問に移らせていただきます。

昨年度、地方創生事業の一つとして電動アシスト自転車購入券という事業が実施されました。10月10日から1月31日までこの券の販売をしまして、使用は2月15日までということでありました。額面が1万円の購入券を7,500円で販売して、1人10枚まで、全部で400枚の発行というような事業でありました。この事業、どのくらいの券が発行されたのか、事業の実績についてまず説明を求めます。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 電動アシスト自転車購入券の販売実績というお尋ねでございます。実績は180枚、額面180万円のうち、先ほど議員おっしゃられました地方創生交付金が45万円充てられております。

実績は以上でございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 180枚発行ということで、400枚準備した中、半分以上が残ってしまったという事業であることがわかりました。中学生などの保護者のほうからこれは伺ったお話なんですけれども、この販売期間と使用期間が、販売が1月31日まで、使用が2月15日ということで、これを使って例えば高校の通学の自転車を買うといった方が、私立の単願で決まった方しかやはり利用できなかった、公立の3月の発表を待って、そこで利用できるようにどうしてしてもらえなかったのかというようなお話で、限られた、もう確実に高校の進路が決定した子どもたちに関して、やはり決定してから保護者の皆さんはきっと自転車を買ったり、準備をすると思うんですけれども、そういった中で、この事業では少し不公平感があったのではないかというような声がありました。公立の結果を待って、3月いっぱいまでの期間で利用できるように、そういったことはやはりできなかったのでしょうか。説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） この電動アシスト自転車購入券につきましては、販売する相手方といたしましては、一般住民の方全員を対象とさせていただいております。この事業そのものの趣旨といたしましては、本村は傾斜地といたしましては、南北方向はおおむね平らでありますけれども、東西方向に傾斜をしているということで、通常の自転車よりも電動アシスト自転車のほうが利便性が高いというようなことがあろうかと思ひまして、当然、大人から子どもまでといたしましては、子どもから大人までといたしましては、そういった方々にぜひこの機会に購入をいただきたいというようなことで事業を進めたものでございます。

中でも、特に中学から高校に上がる方、あるいは小学校から新中学生になる方、そのあたりの需要は高いんだろうというような見込みも村としても持っておりました。しかしながら、販売期間、それから使用期間が高校の入学発表よりも大分早い時点で締め切りをしてしまったということにつきましては、国の交付金を受けて行っている事業でございます、この地方交付金が2類型ございまして、本事業に充てました交付金は地域消費喚起・生活支援型という類型のものを充ててございまして、その地域消費喚起効果がどれほどあったのかというようなことも含めて、国へ実績報告を提出しなければいけないというようなことがございまして、実績報告の期限が年度末3月31日までとされていまし

たことから、使用期間を2月15日と設定いたしまして、それ以内に購入された方についての実績報告を出す際に、当然販売店のほうから村のほうに換金の手続をしていただくわけですが、そういった事務処理の期間、あるいは村での消費喚起効果の分析機関等を交付金の実績報告の締切日から逆算をしまして、やむなくこの形になったということでございます。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 交付金ということで手続上やむを得ずこの期間になってしまったということですが、やはり、皆さん私立だけじゃなくて公立に通っているお子様もたくさんいらっしゃいますし、課長がおっしゃるようにこの榛東村は傾斜地ということもあって、非常に柿の木坂からの上り坂、宮室、やすらぎの湯からの上り坂、非常に榛東村に向かってきて、坂が目の前にある中、電動アシスト自転車が今性能も大分よくなりまして、自転車で通うお子さんに関しては非常に便利で楽に通える自転車になっております。

低炭素社会ということで、CO<sub>2</sub>の削減もありますけれども、そういったもので大人の方も利用している方もいらっしゃると思うんですけども、やはり保護者の方よりのお話を聞きますと、交付金が今後来なくても、一過性の事業ではなくて村としての継続的な事業として、電動アシスト自転車等の補助制度を実施していただければと思うんですけども、新たに購入券とはまた別として、村の事業として行う考えがあるのか村長にお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど来、清村課長のほうから答弁をさせてもらっているんですけども、この内容についてはご存じのとおり地方創生事業の国の補助金の中でやった事業でございまして、これについてはもう国が終わってしまったというところではあるんですけども、私も公約とかそういう中で、子育て支援策とか、あるいは福祉にも役に立つのかなというようなことがありまして、これについては、とりあえず単独でまたいろいろやるということは本当に財政的には困難な状況があります。

先ほど来言っているように、2月15日で終わってしまっていて発表がその後のことですから、これについての、買えなかったということが、買ったかったけど買えなかったということが、相当私のほうも聞いております。これらについて、これは、福祉とかそういうものの観点から、この地形からいっても、推進していくことが村のためになるというように私は考えておりますので、よく検討させてください。本当に推進していくことはいいことだというように思っています。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 推進していきたいということで、検討してくださるといようなお答えをい

いただきました。この検討していただく中で、お願いできればお願いしたいことがあるんですけども、電動アシスト自転車はほかの自治体でもやはり単独で補助事業を行っているところもあります。前橋市等も行っているんですけども、それは子育て支援ということで、幼稚園とか保育園の送り迎えにお子さん2人とか、2人、前と後ろに乗せて通う場合の自転車についての補助であったり、子育て支援という観点でそれを行っているんですけども、またその一緒に乗せる、子どもを乗せるのに自転車用チャイルドシートというんですか、それをこう前後に乗せるんですけども、そちらも含めて補助しているところもあります。

また、千代田町に関しましては歩行者の困難な方を対象に、ちょっと見えにくいかもしれないんですが、こういう、榛東村でも走っている姿を見ますけれども、シニアカー、電動車椅子というんでしょうか、こういった形の乗り物、電気自動車ですね、そちらについても補助を行っているところもあります。

特に歩行が困難な方、また、運転免許証の返還、返納者に対して、車、免許を返納するわけですからもう車には乗れないわけです。そうしますと、バスだったりタクシーだったり、または徒歩だったり自転車だったりという中で、その自転車か、また先ほどの電動車椅子にするかは個人の判断ですけども、免許を返納された方がそれを買う場合に補助しますよというような制度を行っているところもありますので、ぜひ、いろいろな、通学補助だけではなくて、村長も先ほどおっしゃっていましたが、福祉の観点、子育て支援の観点、いろいろなことを含めてこの電動アシスト自転車、または電動車椅子の購入補助について検討をしていただきたいと思うんですけども、村長、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） まさに私が言ったのは、そういう子どもたち、幼稚園、保育園に送る、そういうことも含めて、私は子育て支援ということでも言わせてもらったつもりであります。これについては、その中で解決できるのかな。また、確かにシルバーの人たちの電動車椅子、これについても検討していかなきゃならないなとは思っております。

私も千代田町の町長と親しくやっていますので、こういう話を聞いたことあるんですけども、確かに千代田町はことしからやった事業ですよ。これについてもいろいろな制限とか、そういうものもございます。障害者手帳を持っているとか、いろいろな、あとたしか65歳以上とか、あと金額も上限を10万円にするとか、十何万円にするというような条件の中で、千代田町の町長は決断してやらせてもらったというところでもございましたけれども、今現在その利用者の申し込みが俺の考えているのとちょっと違うんだよ、ないんだよというような、千代田町は本当にゼロだそうです。私が聞いた後にまた、今現在あるかもしれないけれども、私と町長と話したときはそんなような状況でした。逆にPRが足りなかったのかなというような話もしておりましたので、そういうものもいろいろ考え

ながらやっていく必要があると思います。一定の年齢になって自分で自主的に免許証を返してやる人もおりますので、そういうところの補助的なものも考えていく必要があるかなというように思っています。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 千代田町のほうは、現状村長が一定の申し込みがないということでありまして、榛東村では実際に走っている姿を多く見ますし、それで区が開催するいきいきサロンであったり、そういったところに通っている姿も見られる状況であります。

例えば、これを介護保険のほうで車椅子とか、障害者とかその手帳の関係で買おうとするとかかなり制限といますか、されるというような話も聞いておりますので、あえて千代田町はその介護保険、また、そういった制度と別で行うという判断をされたことだと思います。高齢者、また、運転免許証の自主返納者、そういった方たちも今は少なくとも、高齢化ということで榛東村も高齢者の人口がふえていくということは、榛東村だけではなくて全国もそうですけれども、それはもうわかっていることでもありますので、ぜひそれを含めた支援を検討していただければと思います。

最後に、今電動アシスト事業ということで、いろいろな同じ事業であっても子育て、また高齢者福祉、また通学の高校生の補助と、いろいろな事業によっても見方があると思うんです。ただ、榛東村とか行政になるとどうしても、じゃ、電動アシスト自転車だから環境関係のことだから、じゃ、産業振興課が担当しろということで、実際担当している課はそれでもいいんですけども、そこだけの範囲で考えずに、制度として広い、さまざまな課がそれに関連していたりすることもあるので、事業をするに当たって一つの課だけでの考えではなくて、全体としてそれぞれの事業を見直したり意見を出し合ったり、そういった横の連携をぜひ今後もしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金井佐則君） 以上で8番南千晴さんの一般質問を終了いたしました。

ここで、若干時間が早いんですけども、昼食休憩といたします。午後は1時より再開をいたします。

午前11時15分休憩

---

午後1時再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

午前に引き続きまして、午後も一般質問を行います。

続いて、質問順位3番松井保夫君の一般質問を許可いたします。

3番。

〔3番 松井保夫君登壇〕

○3番（松井保夫君） 皆さん、改めまして、こんにちは。自衛隊出身議員の松井でございます。

本日は、防災の日ということで朝から総理大臣以下南海トラフが起きた場合についてということで行動しておるみたいでございます。

その一方で、テレビを見ておったら岩手県の岩泉町長がああ9名の高齢者、亡くなった9名の町の町長が想定外でございました、という言葉を使っていたのには大変驚きました。今まで想定外、想定外ということでいろいろな災害、大きな災害、亡くなった方いっぱいいらっしゃるのに、まだ想定外という言葉を使っておるんだなというところで、8月の下旬にはリオのオリンピック終わりました。

日本は、41個のメダルを取って、皆さん、その傍ら心配されているのではないかな。あんなにあそこで取ってしまって東京オリンピック大丈夫かと、心配しないでください。地元オリンピック減ったことは一度もありません、今まで。4年後の東京オリンピックは、もっともっとメダル、金も12個からもっと銀ももっと、銅も21個以上取れる、こういうふうに思っております。

そういう中で、我が榛東村においても、午前中、議長、村長からお話があったとおり、県大会には水泳部、体操部、柔道部、全国大会には柔道部出ておられまして、本当にオリンピックに間に合うかもしれない、という期待があります。

一方、大人も頑張っております。消防団第4分団、この間操法競技会に出たんですけども、たまたま15チーム、13チームから雨が降り出しました。やりのような雨が降っている。5位という成績だったんですけども、後輩に残す教訓というものは非常にあったものだと思っています。なぜかといいますと、この4分団については、2年前から家族等を犠牲にして訓練に励んでいたというのを私どもも見せていただいていますので、後輩にこういうものは引き継がれるんだなという感じがしてなりませんでした。

それと、そのほかにも少年の主張等中部大会、私見に行きましたけれども、榛東村から出た中学生については、一生懸命やってくれている。それと、中学の吹奏楽部も金賞を取るなりして頑張っておるなという感じがしております。

そういう中で、先日、子ども議会というものがあって、そこで3つ、私は教訓を得ました。1つは、16名の子どもたちが一生懸命やってくれたんですけども、こういう子どもたちをやっぱり安全・安心な村として守ってやらなければいけない。1点目がこれです。2点目がこういう素晴らしい子どもたちに将来榛東村に戻ってきてほしい。そのためには、我々は議員含めて、村のそれなりの方たちは一生懸命頑張らんといかんなど。3点目が、この子どもたち、我々は村民目線とよく言いますけれども、やはり時には、子ども目線で考えなければいけないという感じがしました。

若干長くなりますけれども、今、日本に2人の人物の待望論があります。これは1人は1987年の7月17日に52歳という若さで亡くなりました石原裕次郎です。2人目が1993年12月16日に75歳で亡くなりました田中角栄です。この2人をなぜ日本の今の人たちが待望論として望むのか。この2人はいろいろな解説者がいろいろな説明をしますけれども、私はこの1つだと思っています。国民に人々

に夢を与えた人なんですね。この夢が一番大事だと私は思っています。

そういう中で、真塩村長にお願いをしたいのは、真塩村長の公約、例えば安心・安全なむらづくり、はい、カメラつけました。防犯灯も危ないところにはつけています。国保税は下げました。給食費も下げました。公約がどんどん終わっていくと、村民はもうこれで終わりなんだなと思ってしまいます。夢がなくなってしまう。だから、私はここで村長にお願いしたいのは、やはり二の手を打っていただきたい。国保税もっと下げるよ、給食費は無料化に近づけるんだよ。防犯カメラ、もっともってつけて安全・安心なむらづくりをするんだ。これは村長が自分で思っておられても、情報を外に発信しないとわからないんですね。そういう意味で、榛東村の村民のために夢を与えるためにも、やはり情報発信をしていただきたいと、このようにこのごろ思っております。

本日については、安全・安心なむらづくりについて、2点目が教育、これについては先生方等を含めまして、若干教育委員会のほうに質問をしたいと思えます。3点目が、先日、私個人的にふるさと納税の話を見せていただいたらお叱りをいただきまして、村民として考えろと、こういう話をされましたので、ある方が。このふるさと納税について。

この3点について、自席に戻って引き続き質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） それでは、まず最初に、私のほうで大分昼食をとって眠たくなりましたので、大きな声で質問させていただきますので、よろしく議長、お願いをいたします。

それでは、安全・安心なむらづくり、この中で1点目で防災・減災についてということで、たまたま本日防災の日ということで、当たってしまったんですけども、実は先月8月19日にあそこは大渡町になるんですけども、前橋の、県とそれと県の建設技術センター、上毛新聞が主催をいたしまして「防災・減災シンポジウム」というのが建設会館で実施をされました。私も実際参加をさせていただいたんですけども、写真に出るとこういうもんです。こういう建設会館で実施をされました。そういう中で、あそこの入れる人員が300名なんです。そういう中で300名満杯でございます。やはり防災とか減災を考えたときに、ああいうシンポジウム等参加したほうがいいのかなということで、行ってみましたら、各市町村、大部分の役場の職員等が来ておりました。そういう中で榛東村については、総務課長、どなたか担当者出席しましたですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） そのシンポジウムには榛東村からは参加していないと思えます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） そのシンポジウムは、関東東北豪雨ということで、要は鬼怒川が氾濫した昨



年の9月のこれをモチーフとしてシンポジウムが開かれております。そういう中で、やはり教訓事項等いっぱいあそこの鬼怒川担当の常総市の第6分団の消防の副分団長とか来ていろいろ説明をいただいていたんですけども、そういう中で、やっぱり教訓とすべきところがいっぱいあるんですね。例えば常総市役所がテレビに出たと思うんですけども、自衛隊の車も何もあそこは対策本部でありながら水浸しだったんですね。もう車が埋まっていたんです。そういう中で、やっぱり市民は市役所に電話入れてもだめだよという気分になるらしいです。なぜかという、情報が錯綜するんですね。対策本部なんか電話入れたって水浸しじゃないかと。そのときにやっぱりやらなければいけないことは、2階に横断幕で対策本部頑張っています。こういうのをやっぱり知らしめる情報発信が必要なんですね。とか、消防の人たちは家族がいるのに何で俺行くんだよという話になるそうですよ。午前中もちょっと質問ありましたけれども、自衛隊は自分のうち云々はさておいて出動します。それじゃ役場の職員、消防はどうするんだと。これはある程度決めておかないと自分の家が終わってから出動するんだよ。自衛隊とは違うところがありますので、その辺はやっぱり明確に示してある。示しておかないと私はいけないと思います。とかいう教訓がいっぱいあったので、やっぱり担当者をこのすばらしい群馬大学の大学院の清水義彦先生というこの専門分野の先生なんですけれども、こういう方が説明するときは、こぞってやっぱり担当者を出したほうが私はよろしいかと思えます。どうですか、課長。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） そういう研修にはなるべく参加をしていきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） そこで、防災・減災ということですので、地震等起きたときに、ここの役場の対策本部は202号室です。電気全部消えました。補助電源ががごとかかって202号室も含めて対策本部は全然大丈夫、こういう認識で課長、いいですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 災害で停電した場合、自家発電装置によりすぐに電気の供給が開始されます。稼働時間については、最大負荷時でも約12時間稼働させることができます。そのため災害対策本部をしっかりと機能させ迅速に対応することが可能と考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） はい、わかりました。それでは、各区のコミセン、ここに待機人員が集まってきました。各コミセンについては発電機があって、停電でもその発電機を回すことによって電気の

供給等はできる、これでいいですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 各区のコミセンについては、そういう蓄電装置とかそういうのがございません。これについても、いろいろな防災の観点から考えていく必要があるかとは思いますが、今のところ、予算的な問題で、そういう機能はないというのが現状でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 私の認識では、各コミセン、地域には発電機がある。燃料等の確保により基本的には動く、こういう認識でおるんですけども、どうですか。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 発電機はございます。ただいま私ちょっとよく聞いていなかったのか、申しわけないんですが、電気が消えた場合、コミュニティセンターに発電機で対応する照明器具ですか、そういうのが設置されているかですか。ちょっと確認しておらないので、すみません。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 各区のコミュニティセンターにつきましては、26、27年度の継続事業で、基本的には昼間であればソーラーパネルを11戸を除く20地区にございますので、昼間についてはそちらの電力が供給されるということでございます。また非常時と言いましょか、夜間ですとか、晴天時でない場合等につきましては、今総務課長が申し上げたとおり、発電機がございます。また、非常用に、その発電機ではコミュニティセンターに設置されております照明器具は点灯させることはできないんですけども、発電機にコンセントを差す形での非常用の照明灯というのも各区のコミュニティセンターに整備してございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 要は一番大事なのは避難してきた人たちに対する対応なんだよ。その辺をやっぱり十分準備のほうをよろしくお願いをしたい。

それと、1つ滑稽なものを説明いただきたいんですけども、白子の海のソーラーパークへ行くと、榛東村危機管理太陽光発電所、こう書いてあるんですね。これについては産業振興課長、要は対策本部をここからあそこに持っていっても、いいぐらいの機能をあそこは持っているんですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 榛東村危機管理太陽光発電所は白子のりの白子の海ソーラーポートの発電所の一角に設けられた太陽光パネル36枚による発電所であり、通常は売電しております。この発電所は、太陽光により発電中であれば、停電などの緊急時などに交流出力で最高6.8キロワットが得られるという特徴があります。また、太陽光が得られない夜間などは隣接するプレハブ事務所内に設けられたポータブル蓄電池から電源を得られます。2台ある蓄電池は、それぞれ消費電力60ワット程度のテレビが5時間余り使える能力となっております。そのほか、事務所内には、携帯充電器10台なども備えておりますが、その規模は限定されたものでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） いろいろ言っていたんだけれども、一つもわからない。要はこういう話ですか。テレビとか、携帯だけはつなげるけれども、この立派な名前がある発電所は、大きな機能は持たない、こういう認識でよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） その対策本部の規模にもよるとは思いますが、この庁舎の202会議室防災センターのほうを機能させるレベルの規模はないと認識しております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 杉井保夫君発言〕

○3番（杉井保夫君） せっかくあるものなので、要はどういう状態のときに使える。ちゃんとプレハブには榛東村危機管理発電所というのをつけて、こういう場合にはあそこを利用するというのは、やっぱり確立しておかないと。あるだけで誰も知らないという状態になろうかと思しますので、その辺は十分注意をしていただきたいと思います。

ここで聞きたいのは、202にきょうも村長のほうから出たんですね。この間の台風のときには対策本部を立ち上げて、こういう話が出ました。202に対策本部を立ち上げるということはどういうことなんですか。私の認識はこういうことなんですね。例えば台風10号来ます、これについては雨風が激しい、雨が激しい、風が激しい、これによって全然対応処置が違ってくるんです。なぜかという、各課の対応は違ってくるんです。雨風が激しかったら、各課長、建設課長なんかよくご存じですよ。あの土手が倒れるかもしれない、崩れるかもしれない。産業振興課長、あそこのビニールハウスが飛ぶかもしれない。こういうものをいろいろ各課のものを村長に地図上でここは危ないですよ云々と示すことが、本来であれば対策本部を立ち上げることなんです。ただ部屋に椅子が置いてあるだけじゃだめなんです。こういうふうにしないと、岩手になってしまうんです。想定外です、想定外などという言葉は、もうこれからは日本各地で使えません。今までは台風は、九州から上がってきて岩手、北

海道入り口はもう熱帯低気圧になってしまう、雨など降らない、さほど降らない。ところが今回は太平洋側から直にきたわけですよ。そのときに九州の実際に上がってきた、台風が上がってきたところに電話入れたりして、いろいろ情報を入れるんです。こういうことが対策本部を立ち上げるということなんです。だから、ようその辺は皆さん、認識をしていただきたいと思います。ただ、部屋に椅子を並べるだけが対策本部を立ち上げるという話じゃないですよ。村長が情報を全て確認しなければいけない。どういう雨風が来るのか、風が来るのか。ここまで村長に報告できなければだめなんです。そういう認識でいていただきたいと思いますが、どうですか、課長。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 柁井議員さんのおっしゃるとおりだと思います。前向きに努力します。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 柁井保夫君発言〕

○3番（柁井保夫君） あと安全・安心の云々という話で、このごろ総務課長、働いているなどよく思います。私の家、防災無線がどんどん入ってきて、朝8時半から17時まで自衛隊爆破訓練やります。大きな音がしますと、どんどん流れてきます。さすが総務課長、変わられたなという感じでうれしく思っています。ただ、もう一步、努力していただきたいと思うんですね。それは榛東村でも、もうこの真夏38度とか外に出ればすごいです。やっぱりああいうときには、現在家外では三十何度です。外での農作業は控え目にしてくださいというものが流れていかないと、こういうものを流してやらないと、一生懸命農作業をしている人はやめられないんです。じゃ、その辺も含めて防災無線を使ったらいかがですか。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまの熱中症関係なんですが、熱中症に関する注意喚起について防災無線で放送したほうがよいとのご質問ですが、気象庁の高温注意報等を確認し、その日の状況を見て判断していきたいと考えております。あと、村民の生命・財産を守るために必要な情報については、メール配信サービス、榛東安全・安心メールとの併用も検討して必要な情報を必要なタイミングで供給できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 柁井保夫君発言〕

○3番（柁井保夫君） よろしくお願ひします。救急車で運ばれる前に、やっぱり村の防災無線やら車が行ってとめるというような処置があってもいいんじゃないかと、私はこのごろ思います。それが村長の言う安全・安心なむらづくりだと思いますよ。ということで、防災についてはこのぐらいにし

て、道路の安全について今から若干話します。

この雨裂を見ていただきたいと思います。これ農道なんですね、農道というか、村道なんですね。これは台風来る前の大雨で雨裂が入った。そうしたら、うちの建設課は大したもんです。その夕方にはもうこれだけきれいになっている。ただ、これを見ていただいてわかるのは、側溝がないんです。この建設課の速度というのはすばらしいものがあつたんです、間違いなく。ただ、私はここで1つまた追加をさせていただきたいのは、台風が来たらこれまた流れてしまった。やっぱりこれに側溝をつくるまでの間というのは、土のうで、よく副村長なんかご存じだと思うんですけども、土のうでやっぱり水を谷側に流しておかないとまた同じなんです、これ。砂利を買って埋めても同じなんです。だから、そういう物の考え方を今後していかないとお金がかかるばかりなんです。建設課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 8区のふれあい館の東の縦道の未舗装道路につきましては、勾配もあり、大雨による碎石の流出はたびたびある状況については確認しております。本来であれば、仮舗装ができればいいんですけども、それまでの間、碎石の流出防止等の対策につきましては、いろいろの対応を今後検討したいと思っております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） いろいろお金がないときはないなりに、いろいろ考えていただきたい。皆さん、雨が降るとこういう光景を見られると思います。もう畑から道路へ全部土が出てしまう。これは持っている方が全部上げていただいたんですね。これも全く同じです。これはもう榛東村にあつてはしょうがないのかなと、ずっと思っていました。やっぱり畑を持っている人と道路は違うんだから、これはしょうがないと思っておつたら、実はいいのを見つけました。これを見ていただきたいと思います。これは畑を持っているうちがされているんだと思うんですね。とまっているんです、この台風の雨でも。やはり私はここで言いたいのは、高崎市が8月21日の上毛新聞で、耐震化促進、要は空き家対策、その一環として擁壁やいろいろなものに補助金を出す。高崎市は、条例をこの9月の定例会で変えます。それで、壁やら石垣やらこういうものを危ないところは直す。これには市から補助金が出ます。こういう条例改正を今高崎市は考えています。この9月定例会で多分決まると思います。榛東村も例えばこういう土どめなら幾ら補助を出して、ここはやっぱり泥がどんどん流れるからやろうよというような安くて済む。とりあえずとめる、こういうような物の考え方をさせていただきたいと思いますが、村長どうですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 特に空き家対策については、今鋭意これを調査するようにと。そして、その解決策とかそういうものについても、補助金の問題、あるいは固定資産税の減免の問題も含めて、村では今やろうとしているところでございます。それに絡めて、防災対策も一緒にやったらどうかということだと思います。空き家については、本当に危ないような状態が相当ございます。そういう中で、1つは自分のところの畑ですか、田んぼもそうですけれども、そういうところについては、なるだけそういう人たち、自分たちのもんですから、それについてはお願いをしたいということは、区長会議とかそういう中でも話をさせてもらっているところです。それと同時に、これからも村の中で農道とかそういうものについて、全部舗装するのがいいかどうか。逆に浸透させて通常ならしたほうがいいのかなという問題もあります。そういうものを検討するために建設課、あるいは企画のほうへ空き家対策のほうを指示しているところでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） よろしくお願ひします。私、金をかけて舗装しろとかという話ではありません。頭を使って土のうでとめられるところはとめたり、そういう方向で努力をいただきたい。金を使うときは一気に使う。こういうものの考え方でお願いしたいと思います。

次が通学路なんですね。30日、夏休みが終わって子どもたち、これ見ていただけますか。この石垣、雨で崩れそうです。これ中学校の方たちが自転車で通る道です。垣根が邪魔して、もうこの線上だめですね。こういう中で私はふと思うんですね。夏休みが終わって初めて子どもたちが学校へ行くのに、こんな状態なんですね。私は個人的には、PTAの方が夏休み最後の土曜日から日曜日には、通学路をきれいにするとか、それができないんだったら、春と秋の道路愛護の間にクリーン作戦をここの時期に入れて、一緒にきれいにするとか、通学路見てください、今。もう自転車で行くところなんか、草がすごいです。中学校、両小学校見られましたか。塀につるがばんばんたかっています。こういう状況で、やはり2学期始まるという体制では、私は年寄りだからそんなことを言うんですけども、じゃないと思うんです。だからやっぱり最低限、通学路ぐらいはきれいにしておかなければいけないというふうに私は思うんですけども、局長、どう思いますか。

○議長（金井佐則君） 局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 先週、台風が接近したときに、村の対策本部が開かれまして、その中で村長及び教育長の指示により、学校は夏季休業中だったんですけども、小・中学校の教員による通学路点検というのを行いました。ご指摘のとおり、台風による危険箇所もいろいろ出てきましたし、また2学期の始業式を迎える前に通学路点検を行うということは、子どもの安全確保にとってはとっても必要なことだなというふうに感じました。今後はやっぱりこれ学校の教員だけではなく難しいので、おっしゃるとおりPTAの協力も仰ぎながら長期休業明け等の通学路点検について

は、検討していく必要があるなというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） それと前に柳田議員が自衛隊の前に行ったところと八ノ海道が当たる交差点に信号をどうかという話をしたときがあるんですね。私もあそこへ行って、今家がどんどん建ってきているんですね。そうすると状況が変わってくるんですね。そういう中で、あそこに今までどおり反射鏡ついているんですね、カーブミラーが。これでは見づらい。そうしたら信号をつけないんだったらどうするかという話なんです。大きな反射鏡をつければ私はいいと思うんですけども、そういうときには、現地へ行って見ていただければわかると思います。非常に危ない。そういう中で今の反射鏡よりはカーブミラーよりは大きなものをつける。そういうことによって、不安全事項が解消する。こういうふうに総務課長、私思うんですけども、どうですか。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまのカーブミラーの件についてお答えしたいと思います。

カーブミラーにつきましては、現地を確認しカーブミラーを大きくする方向で検討していきたいと考えております。あと、議員さんもよくご存じかと思うんですが、カーブミラーの設置角度は、道路上の停止線で一時停止したときに視認できるように設置されております。なので、停止線を越えて停車した場合には、視認できないことがありますので、これを踏まえて安全運転をお願いしているところでございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） やっぱり不安全的な状態であれば、安全な状態にすればいい話であって、そのためには、どうしたらいいかということをよく考えて対応していただきたいと思います。このように思います。

次が道路ができて標識がないというところがあるらしいんですよ。私も現地へ行ってきました。要は何号計画道とかいろいろつくられているんですけども、道路はできて公安委員会なりの標識がついていないんですね。ただ車が走る。そういうところも含めて、今後、総務課については検討していただきたいと思います。要は道路だけでできて車はどんどん走るんですけども、標識が全然ついていないという箇所は確かにあります。そういうところについても、検討していただきたいと思います。

続きまして、防犯カメラ、防犯灯です。

防犯灯については、私は何回も言っています。社会福祉協議会のあそこの外柵、あそこについては中学校の子どもたちが自転車で動くので、できればあそこに防犯灯をつけていただきたいと思います。そのほかにも、各区長から緊急を要するようなものがあつたらつけていただきたいと思いますけれども、いか

がですか。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 防犯灯は区長さんとか学校等とかから申請を出していただきまして、その場所を検討してつけさせていただいております。緊急性のあるものにつきましては、優先順位をもって設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） よろしくお願ひします。

防犯カメラについては、私はもう防犯カメラがついたときから言っています。抑止力を高めるためには、榛東村あらゆる方向からの入り口に防犯カメラ作動中榛東村、榛東村防犯カメラ作動中どちらでも結構です。でかい看板をつける。これをもって榛東村に入ってくる方が、ああ榛東村は防犯カメラがついているなという抑止力にさせていただきたい。課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 村の入り口ということですが、防犯カメラの設置箇所については、ちょっと検討しておるところでございまして、今年度設置する方向で考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） よろしくお願ひをいたします。せっかく補助金までいただいてつけた防犯カメラなので、やはりそのぐらいの努力をして抑止力にさせていただきたいと思います。

いつも私言っている備品の掌握状況、これについてはもう何度も言っています。備品も榛東村の財産なんだから、一つ一つまで、テレビ一つ一つまで全て掌握をなさいと。あそこの南部コミセンの2階のテレビは小さ過ぎてマッチングしていないよな。どこかにあるでかいテレビを持っていける。これは備品を掌握していなかったらそんなことできないんです。だから、この備品というのは財産なんでちゃんと総務課が各部署を一括してまとめる。各部課は総務課に出せる備品、これを全部掌握して置いておく。これが財産管理だと私思うんです。課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 備品管理につきましてはですが、松井議員さんのおっしゃるように、一括して把握できるようにしていきたいと考えております。

○議長（金井佐則君） 3番。



〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 私の何度も言う備品の把握とか、掌握とか防犯カメラの各入ってくるところには、掲示板をつくるとかというものは、本当に榛東村を守るためですから。そういうつもりでやっていたかないと困ります。

大きな項目の教員の長時間労働について伺います。

これについては、実はNHKで相当騒がせておったんですけれども、要はインタビューを受けた教員が、朝7時40分から夜中の零時まで仕事をしています。こういうテレビをやっているわけですね。じゃ、なぜといったときに、部活なんですね。部活の顧問とかをやっているとそういうふうになるそうです。それで、この文部科学省は、教師に部活の顧問をしないの選択権をという署名をしたそうです。2万3,000件以上集まったそうです。ことしの28年の3月、それで、文部科学省は驚いたわけですね。こんなに署名が来たという話で、教育長、うちの教職員はどのような感じなんですか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

中学校の部活動の問題ということですが、確かに部活動顧問は、小学校等に比べて勤務している時間は長いというふうには、これは事実でございます。ただ時間的な問題につきましても、いろいろな事情で朝の練習からある時期、ない時期がある。終了時間をきちっと決めてございます。例えば6時とか6時半、季節によって違いますけれども、その後、実際には残っている仕事をする、教材研究であるとか、ただ現場に聞いてみますと、早くも8時、遅くも9時と先ほどあったように、11時とかそれはあり得ません。そういう状況でございます。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 東京とか、その部活の指導顧問には外部指導員を配置しているところがあるんですけれども、今後榛東村については、どのようなお考えを持っていますか、教育長。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 前にもお話ししたことがあると思うんですけれども、部活動の意義、狙いから考えると、私は現場の中学校の教員が指導することが効果的であると、そのように考えています。ただ、日本中でその問題が騒がれているわけですが、例えば任された運動部なり文化部が未経験であった場合については、これは外部講師の必要もあると。それから教員の多忙化に伴って、先ほどの東京都の例は非常にこれはすごいなという例ですが、やはり多忙化を解消する一つの方法として外部コーチ、指導者を入れることは考えていかななくてはならない。ただ、これについては市町村で対応が違います。

本村では、中学校のほうの部活動後援会からということで、ほとんどボランティアに近い状態、この辺を整備しなくてはいけないかなと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 東京の杉並区の教育委員会がスポーツクラブなどと契約し、学校に派遣、要は外部指導員を配置している。杉並区は今年度28年度3,000万円、23校中17校がこれを実施しているそうです。ほかに大阪府、ここもこのやり方を取り入れているそうでもあります。いろいろ先生方にご負担等がかかるような場合があれば、いろいろ考えていっていただきたい、このように思います。

次に、今の話と裏腹になるんですけども、部活ハラスメント、教育長、聞いたことがありますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） この言葉は聞いたことがございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） これは特に神奈川あたりで多いらしいんですけども、顧問とか指導員が部活で体罰、暴言に加えて拘束時間をすごく長くしているらしいですね。そういう中で、クラブは好きなんだけど、ううんという子供たちがいっぱいいるそうですね。だから、その辺も含めて注意を払って、榛東村は今のところないという話、認識をさせていただきます。という中で、やはりこういうところまで、気を配っていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 打ち合わせのときにないと、これから一応調べるといふふうなお話でしたので、やはり中学校では何件かありました。というのは、これは部活の顧問と生徒との関係、さっきお話に出たように体罰までは今もうそこまでは浸透していますので、禁止ということは、一番多いのが暴言、心ない一言、それから生徒同士のハラスメント、先輩から後輩に対しての圧力、何でしっかり応援しなかったのよとか、そういうこと。それから、保護者と顧問との保護者のほうからのハラスメント、ということで、何件かございました。この辺につきましては、部活動の申し合わせ事項等を校長会とか中体連の会長まで来ておりますので、中学校のほうには、年度初めにその辺を指導し、計画的に行って管理職もよく観察するようにと、こういう指示を出したいと考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 注意深く見守っていただきたい、このように思います。

教育委員会最後は、小学校5年から英語教科になると。8月27日の新聞にももう載っていました。次期指導要領告示は、小・中学校が本年度中、実施年度については、小学校が20年度から、今まで5、5年英語聞く、話す。これについては3年生に前倒しするという話ですね。読む、書くについては5、6年教科、これについて私は思うんですけども、要は桐生の黒保根なんかは、小学校なんかもう小さい保育園の時代から始めているんですね。それからすると、うちの小学校はおくれていると思うんですけども、今後国がやると言ったときに始めるんじゃないかと思うんですね。その辺、教育長、どうお考えになっていますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 確かに英語を話す・聞くにつきましては、小さいころからのほうが効果的だというふうには思いますが、現在の本村の状況はALTが1名配置されておりますので、幼稚園から、保育園はちょっと管轄が違うのでどうかなという部分もあるんですけども、幼稚園からそんなに回数は多くないんですけども、簡単な挨拶であるとか、そういうことは始めております。ただ、もう少しと言われるとなると、次の策を考えなくてはならないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 松井保夫君発言〕

○3番（松井保夫君） 東京オリンピックが4年後にあるんですけども、要はボランティアが約7万人ぐらい使うだろうと言われておるんですね。パラリンピック2万5,000、オリンピック4万5,000、そういう中で30万以上の応募が多分かかるだろうと。もっとかかるかもしれないですね。そこで、何を重視するか。英語だと思うんですね。そんなのも含めてやっぱり英語はこれから大事になると思うんですね。十分考えていっていただきたいと思います。

最後の質問になります。

ふるさと納税の返礼品の話なんですけれども、前回の一般質問でクラウドファンディング型ふるさと納税、これを考えたらどうだと言ったら、ある方が、まだ榛東村のふるさと納税は確立されていない、そっちを重視しなさいと。こういう話をしたので何うんですけども、昨年度、ふるさと納税については3億3,000万、村に入った金は1億円、こういう中で、私は肉が70%だよという話を聞いたんですけども、産業振興課長、70%という返礼品はこれでいいんですか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 平成27年度中、70品目の返礼品がございました。そのうち生肉関係

が13品目、延べ1万5,082件あり、寄附の総件数33万9,274件の44%を占めております。以前、地域活性化特別委員会等で紹介した際は、上位20品目の中で占める割合として42%とお伝えしたこともございますが、上位20品目の下位にも生肉がありましたので、若干ふえてございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） ということは、70%というのはうわさであって、四十数%が肉と。それにしても、このふるさと納税で、村長言われている榛東村の野菜とかも含めてお米含めて、やっぱり修正をしないかという肉がどんどんふえて、私、課長に申し上げているとおり、農協と商工会議所を抱き込まなかったら、ふるさと納税なんかできないんだよ。こういう話をしている中で、やっぱり農協も入ってきた、商工会議所も入ってくる。そういう中で、肉だけが先行して要は3億3,000万ということは1億六千何百万は半分ですから、榛東村の農家に入ることなんです。それが全て肉という話になっていると、これ違ってくるんですね。だから、その辺も含めて原点に戻って、村長が言われる榛東村の生産物、これが主なんだと。あるぶどう屋さんが「さとふる」の返礼品の一番上にぶどうが乗っている。外してくれと言ったんですね。なぜだと言ったら、ぶどうを扱っていませんと言う、この返礼品で。悔しいからぶどうをとってくれと、こう言われるんですよ。それはぶどう組合通じていないんじゃないか、そんなことはありません。ぶどう組合にも確認をしました。この榛東村のぶどうが今回の返礼品で出ていないなんていうことが、私には理解できないんですけども、産業振興課長、どうですか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 榛東村のイメージとして今現在、「さとふる」を開くと榛東村ぶどう郷や返礼品にあるワインのPRとして採用した経緯がございますが、誤解を招きかねないので違う写真、イメージ写真を採用するよう検討中でございます。また、ぶどうにつきましては、過去生産組合等へ打診したところ、直売所等で売りさばけることを理由に辞退された経緯もあるという話を伺っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 3番。

〔3番 栢井保夫君発言〕

○3番（栢井保夫君） いいことなんで、やっぱり皆さんが農家の方が全て出せる。それなりのお金が入るといふふるさと納税でなければいけない。こういうふうには私に思っていますので、その辺も含めてよろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で3番松井保夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで15分間の休憩をとります。再開を2時5分から行います。

午後1時50分休憩

---

午後2時5分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

続いて、質問順位4番清水健一君の一般質問を許可いたします。

2番清水健一君。

〔2番 清水健一君登壇〕

○2番（清水健一君） 皆様、こんにちは。2番清水健一でございます。

きょうは防災の日、平成28年版防災白書では、日本の防災の取り組みの大きな転換点として、伊勢湾台風、阪神・淡路大震災、東日本大震災の三度の大きな災害を挙げています。災害で得られた反省点を改めて見直しつつ、地球温暖化に伴う気候変動により激甚化が懸念される災害への備えに取り組むものです。今世紀末に向けて世界の平均気温は上昇し、大気中の水蒸気量が増加して想定を上回る豪雨が頻発すると予測されています。従来の防災対策では通用しなくなるおそれがあると言います。こういった視点から、行政が行う公助を待つばかりでなく私たち自身ができる自助と共助によって災害に備える堅固な土台を築くことが大切であります。

本日は、防災対策についてお聞きします。以降、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 初めに、地震後の通電火災対策についてお聞きします。

地震火災の出火原因は、時代とともに推移してきております。関東大震災では、かまどや七輪等からの出火、新潟地震以降はガス、石油機器関係の出火が多く見られるなど、使用している火器器具や燃料、エネルギー等の生活様式の変化と安全対策により、その出火原因も変化してきていると言えます。全国の住宅火災の死者は年間1,000人を超え、そのうち65歳を超えるお年寄りの死者が過半数を占めている状況であるとされています。その後、一般住宅に住宅用火災報知機の設置が義務化されているところであります。住宅火災報知器の直近の設置状況について設置率はどう変化しているのか。お聞かせください。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） ただいまの清水議員の住宅火災報知機の設置状況についてお答えしたいと思います。

村全体の住宅約5,600棟のうち、消防法の改正がありました平成16年以降に建築された住宅は約800棟程度、約14%です。しかしながら、それ以前に建築された住宅の住宅用火災警報器等の設置の状況につきましては、把握できておりません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 近年の大規模地震発生時においては、電気を起因とする火災が多くなっているようであります。この点については阪神・淡路大震災において火災の専門家からも指摘されています。感震ブレーカー等の普及が一定の抑制効果を有する点についても提案がなされております。その後、感震ブレーカー等の普及は大きく進まず、東日本大震災においても津波火災を除く地震の揺れによる出火の主な原因は、電気に起因するものと考えられる旨の調査報告もされています。実際、阪神・淡路大震災の火災は、139件のうち電気火災が85件で約6割でありました。東日本大震災では、110件の火災のうち電気火災が71件で、6割強であったと確認されています。

地震火災の対策として、本村ではどのような対策をとっているか、お聞かせください。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 毎年、春と秋に実施される全国火災予防運動において消防団員によりチラシ配りを行うなど、火災予防啓発に努めていますが、電気火災対策についても啓発方法を十分に研究したいと思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 阪神・淡路大震災では、原因が特定された建物火災の6割が通電火災によるものであり、その危険性が明らかになっています。電気ストーブや白熱スタンド、オーブントースターなどが火元になっていました。通電火災の恐ろしさはそれだけではありません。電気製品以外の思わぬところからも火が出る可能性があります。例えば、地震による転倒や落下で傷ついた電気コードです。電気が通った瞬間コードがショートして火花が出てしまい、近くに燃えやすいものがあると火災につながる可能性が高いのです。さらに、通電火災は時間差で起こる特徴もあります。阪神・淡路大震災では、震災当日だけではなく、最長で8日後にも火災が起こっていたとの報告があります。通電火災を防ぐには、まず第一に、ブレーカーの切り忘れを防ぐことで対応できます。そのほか、振動を感じると自動的にスイッチが切れる感震ブレーカーがあります。

地震火災対策として、感震ブレーカーの普及を本村でも進めてはと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 地震火災対策として、感震ブレーカーの啓発を現在行っておりませんが、地震の揺れに伴う電気機器から出火や停電が復旧したときに発生する火災でありますので、感震ブレーカーの普及・啓発を検討したいと思っております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 県内にこの感震ブレーカーを普及・啓発行っているところはあるでしょうか。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 県内では、大泉町が平成28年度から新築住宅を対象に補助制度を始めたと聞いております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 通電火災が地震による火災原因のかなりの部分を占めていることは余り知られていません。国の新たな被害想定では、この通電火災を初めとする電気関係の出火を防ぐなどの対策を徹底すれば、火災による死者は20分の1に減らされるとしています。いっどこで起こるかわからない地震、通電火災から家や地域を守ることが肝要であると考えます。

震度5強で自動的に電気を遮断する感震ブレーカーを普及させるために、榛東村でも補助金等の取り組みを推進してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 小山課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 感震ブレーカーに関する補助制度についてですが、感震ブレーカーには、分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断する分電盤タイプと分電盤に感震機能を外づけする分電盤タイプ、外づけ型ですね。あとコンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断するコンセントタイプ、あとばねの作動やおもりの落下によりブレーカーを落として電気を遮断する簡易タイプのものなどが幾つか種類があります。作動する震度の大きさや電気機器に与える影響などを十分に研究し、また、補助制度を取り入れている市町村などからも情報を収集し、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 次に、防災拠点への公衆無線LAN-Wi-Fi整備拡充についてお聞きし

ます。

震災から5年を迎える東日本大震災、この災害で浮き彫りになった課題の一つが安否、交通、給水などの情報を得たり、連絡を取り合ったりするための通信手段の確保だったとされています。

そこでお聞きします。現在、村内のまた近隣の市町村の公衆無線LAN-Wi-Fiの整備状況についてお聞きします。

○議長（金井佐則君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 現在、本村の公共施設におきましては、誰でも自由に使える公衆無線LANは整備されていないという状況でございます。また近隣の自治体の状況というご質問です。近隣の市町の状況でございますけれども、自治体が設置しております公衆無線LANは前橋市で8カ所、高崎市で3カ所、渋川市で2カ所、吉岡町が1カ所という状況でございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 公衆無線LAN-Wi-Fiの整備促進は、情報発信を通じた地域の活性化災害時の通信手段の確保にも役立つなど、新たな社会基盤として重要な役割を有しております。特に民間施設に比べて整備がおこなわれている公共施設、防災拠点施設に重点的、積極的に整備、拡充すべきと考えますが、今後の公衆無線LAN-Wi-Fiの整備拡充の取り組みについての本村の見解をお聞きします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 公衆無線LANにつきましては、ただいま議員ご指摘のとおり公共施設に先んじまして民間施設での整備が行われていっております。特にファストフード店、あるいはコンビニエンスストアなどの商業施設で主に集客力を向上させるために整備が進んだということでございます。また、新規参入した通信事業者は、送受信の中継局の環境整備がおこなわれていたということから、商業施設に公衆無線LANを無料で提供していたということから民間が先に整備をされていったというふうな状況でございます。また、ここ数年のうちに全国の自治体において公衆無線LAN環境を整備する自治体が増加しております。これにつきましては、自治体が公衆無線LAN環境を整備することによりまして、主に観光客に対する利便性向上による誘客効果を高めるというところが重立った理由として考えられております。今回のお尋ねは、防災拠点、被災時にという観点からでございますけれども、環境整備をいたすということになりますと、当然平時から使用できるということになるかと思っておりますけれども、環境整備に要する費用につきましては、国の補助制度等もございますが、その後の設置後の維持管理費、そういったものについては補助金等はございませんで、サービス内容、それから回線数によって大幅に異なるんですけれども、ランニングコストが仮に10施設



アクセスポイントを50台整備した場合に、年間約130万から400万程度かかるというような試算もございます。その費用対効果を十分に見きわめた上で、検討していきたいということでございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 政府では避難所などへのWi-Fi整備を進めるため、先ほど課長からもありましたけれども、自治体に対し費用の一部を補助する事業を実施しています。設置の目安として避難所は、公立中学校区当たり1カ所、庁舎施設は全てが重点整備箇所になっています。この補助金制度を利用してWi-Fiの拡充をすればいかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 政府においては、本年6月に閣議決定をされました日本再興戦略2016というものの中において、重点的にWi-Fi環境の整備を進めるとされておりまして、重点箇所といたしまして観光拠点が2,100カ所、防災拠点が2万6,900カ所合わせて2万9,000カ所を2020年までに、これは自治体の単費あるいは総務省以外の省庁の予算用整備も含まれているわけですが、そういった箇所数を算出しております。この防災拠点の中には、市町村の庁舎、公立小・中学校等が含まれております。

先ほども答弁させていただきましたが、これらの施設に公衆無線LAN環境の整備をするとした場合、決して少額とは言えない維持管理費が必要となるということがございます。厳しい財政環境の中で、それらの経費をどう捻出していくかということが最大の課題かと思っております。また、ちょっと自治体が設置するということとはちょっとずれてしまうんですけども、群馬県で観光客外国人旅行者向けに公衆無線LAN環境を整備するというところで、商業施設に対して設置を促すというような施策も講じられているところでございます。「ぐんまWi-Fiプロジェクト」という形でそういった環境整備を図っているところでございます。こういったこともございますので、民間におけます整備の進捗状況も踏まえまして、また、官民の役割分担、連携についてもあわせて検討を行ってきたいというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 東日本大震災では、家族や友人の安否を確認しようと固定電話と携帯電話による音声通話が集中しました。NTTドコモの発表では、携帯電話の音声通信量が一時通常の50倍から60倍に上ったそうです。110番など緊急通話を確保するため、同社では最大90%の通信を規制、つまり電話を10回かけて1回つながる程度だったと言います。固定電話も同レベルの規制が行われたということでもあります。一方、メールなど携帯電話によるインターネット利用は、通信規制が行われなかったり規制を実施した事業者でも割合が30%かつ一時的なものだったということでもあります。こう

いった面からも緊急時に強い連絡手段として注目されたところであります。

もう一度、お尋ねしますが、このことから役場庁舎だけでもWi-Fiを整備拡充してはいるかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 今議員からご説明いただきましたけれども、東日本震災のときにも私どもも経験しておりますけれども、通話はできなかった状態ですね。ただし、メールは使用できたということがございます。阪神・淡路、それから東日本を踏まえまして通信事業者では、災害伝言ダイヤルというんでしょうか、そういった形でも連絡をとり合えるというような手段も講じられているところでございます。

また、大規模東日本ほどの規模ではなかったですけども、この4月の熊本地震ですね、これも相当広範囲にわたりまして通信事業者につきましても、みずから被災した状況ではあったと思うんですけども、熊本県の益城町というところが一番甚大な被害を受けたということもございますけれども、この益城町において、被災当日に1カ所、もうその被災した当日に1カ所、それから被災から3日以内に町からの要請があった全ての避難所に公衆無線LANが整備されたと。もちろん無料で提供されたというようなことがございます。こういった、みずからも被災しながらそういった中において、サービス事業者が社会的責務を果たそうとする使命感には感服するところでございます。

本村の庁舎にも公衆無線LANを整備したらどうかということもございますけれども、この庁舎につきましても、基本的には避難所ではなくて、災害対策本部ということでの被災時、災害発生時にはという機能が優先されるところでございます。そういったことでいいますと、国や県あるいは関係機関と連絡をする手段といたしまして、通常の電話回線あるいはインターネットの回線のほかに衛星電話を利用した防災行政無線という通信手段もございます。したがって、万が一の際にも連絡手段は確保されているものと思料されるところでございます。防災上の観点ということでいいますと、庁舎というよりも避難所となる南部コミュニティセンターですとか、そういった施設のほうが優先度が高いというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げました維持管理費の問題、それから青少年団体等から健全な青少年育成の観点から公共施設の公衆無線LAN環境整備に関しては、ちょっと否定的な意見もございまして、そのあたりもいろいろまた多方面からご意見を伺いながら、環境整備について研究検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 続きまして、村の施設の電力契約についてお尋ねします。

電力の小売自由化は平成12年3月に始まり、特別高圧区分の大規模工場やデパート、オフィスビル等が電力会社を自由に選ぶことができるようになり、新規参入した電力会社新電力からも電気を購入

することが可能になりました。その後、平成16年4月、500キロワット以上、平成17年4月には高圧50キロワット以上区分の中小規模工場や中小ビルへと徐々に拡大され、本年4月1日からは低圧区分の家庭や商店などにおいても電力会社が選べるようになりました。ほとんどの施設で東京電力から受電していたものから新規業者の参入を促すことにより、電気料金のコスト削減を図ることができます。電力供給契約について、現在はどうなっているか、お聞かせください。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 現在、村の所有する主要な施設は85施設ございます。今、議員のお話の中にありました平成12年から始まりました特別高圧に該当する施設は村にございませんで、平成17年4月以降の高圧50キロワット以上に該当する施設が主なものとなっております。その85施設のうち高圧に該当する施設につきましては、20施設ございます。この20施設のうち、村庁舎あるいは小・中学校、中央公民館、南部コミュニティセンター等々の13施設につきましては、順次東京電力以外の電力小売事業者との契約に切りかえているという状況でございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 契約を切りかえて、電気料金の削減効果はどのくらい実際あったのでしょうか。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） どれほどの削減効果があったかというお尋ねですけれども、毎年度電気を使用する量が一定ではございませんので、まずその点があるということ。それと東京電力においても料金の見直し改定が頻繁に行われているということ。それから村の施設につきまして、切りかえが必ずしも4月1日からではなかったということで、単純に比較はできないという状況ではありますけれども、先ほど答弁いたしました13施設につきまして、切りかえ前の年度、それから切りかえ後の年度の電気使用料の決算額の合計を見てみますと、切りかえの前の年度につきましては、およそ6,300万円、切りかえた初年度につきましては、5,200万円ということになっておりまして、一定の削減効果があったものと思料されるところでございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 最後に村長にお尋ねします。

本年4月より低圧区分も電力会社が選べるようになりました。そこで各区のコミセンや50キロワット以下の北幼稚園など、今後どのようにするのか。また、電力業界への新規参入も多く厳しい競争の中で、電気料金削減の効果は重要であると考えます。村施設の電力契約についての方針や取り組みを

どのようにするのか、お聞きします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 清水議員おっしゃるとおり、この4月から低圧のものについて自由化になったというところがございます。これについて着目して、我々のほうも全部の85カ所のうち13カ所ですか、切りかえたところがございます。そういう中において、今後についても、そういう検討をしなければならないということがございますけれども、通常この低圧の場合には、一般家庭とかそういうところの自由化が一番目的じゃないかなと。そういうことを考えると、今、安い安いと言っている中においても、じゃ公共施設でそれが本当に安くなるのかといった場合に、例えば電気をやったときに同時にガスの、公共ガスというんですか、何ガスというんですか、そういうこととか、あと携帯電話との一体として電力の契約をするとどっちか安くなるかといろいろそういう制約がございます。一般家庭においては、そういうことが大分一緒になってできると思うんですけども、公共団体としてそういうものと一緒に契約していくということは本当に難しい問題があります。そうすると、これについても今後検討はもちろんしなければなりませんけれども、そういう抱き合わせのものとやらなければならないということになると、公共団体とするとちょっと無理があるところが相当ございます。しかし、この額が安くなることに対して検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） ことしの4月から電力の小売自由化になったわけですが、各家庭で電力会社を自由に選べるようになりました。自由化後は携帯電話と同じようにサービスや料金体系を先ほど村長も申し上げたとおり、比較した選択ができるようになるとしています。電力の小売全面自由化による多種多様なプランで、一般家庭の暮らしはどう変わるのか。消費者にとってどのようなメリットがもたらされるのか、お尋ねいたします。

○議長（金井佐則君） 清村課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 電力の小売の全面自由化によりまして、さまざまな事業者が電気の小売市場に参入してくることで、新規参入の会社を含めた電力会社の選択が可能になるということがまず1点ございます。その上で参入社がふえるということで競争化が活性化いたしまして、さまざまな料金メニューやサービスが登場しております。

先ほど、村長の答弁の中にもありましたけれども、例えば電気とガスあるいは電気と携帯電話などの組み合わせによるセット割引、あるいはポイントサービス、さらには家庭の省エネルギーの診断サービスというようなものが登場しております。また、太陽光、風力あるいは水力等の再生可能エネルギーを中心に電気を供給する事業者から電気を買うという選択もできることとなっております。さら

には、居住エリア外で発電された電気の購入も可能となります。例えば都会に住んでいてもふるさとで発電された電気を買うというようなことも選択できるというようになりまして、反対に地産池消、地元で発電されたものを地元で消費するというような契約も行えるようになっております。新規参入事業者が相当数ございますので、経営の安定が図れないような事業者も出てくるという懸念も一方でございます。そういった対策といたしまして、消費者の保護のために、競争が十分に進展するまでの間、少なくとも平成32年3月までとされておりますけれども、現在の一般的な料金メニュー、当地で言えば東京電力に瞬時に切りかえが行われるというようなこともセーフティネットとして用意されてございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） この電力の小売全面自由化で便乗商法といいますか、いろんな商売に絡めて太陽光システムとか、プロパンガスとか蓄電池とか、そういうものの勧誘があったり、直接電力を買わなければだめなんですけれども、違う商品も売りつけるような便乗商法が今いろいろ問題になっています。

本村では、村民の方からこういった苦情や相談はありましたか。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 渋川市、吉岡町、榛東村の3市町村で消費者問題に取り組んでいただいております渋川市消費生活センター及び県消費生活センターまた本村の窓口それぞれ電力自由化に関連する詐欺等の発生に関する情報はございません。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 清水健一君発言〕

○2番（清水健一君） 当村では、渋川広域ではないということですが、電力の小売全面自由化に伴ってそういう詐欺まがい、便乗商法というものが今世間では喧伝されているわけでありまして。村民に対していろいろな注意喚起をしていく、そういった対応もとっていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（金井佐則君） 以上で2番清水健一君の一般質問を終了いたしました。

続いて、質問順位5番早坂通君の一般質問を許可いたします。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 13番早坂です。

本日の質問は、村長の専決処分についての認識、2つ目として、保育園への村独自の補助金制度の創設、3つ目として、カーブミラーの点検の3項目について質問をします。

まず、昨年の第3回定例会で、ふるさと納税1億5,000万円を含む補正予算の専決処分議案が違法であることを理由に不承認となりました。しかし、村長は不承認となった理由を認めようとせず正当化しています。日本は法治国家です。中には時代に沿わない法律もありますけれども、法は法です。守らなくてはなりません。とりわけ行政に携わる人間には法令遵守が強く求められるはずで

以上を述べ、引き続き自席にて質問をいたします。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 最初に、専決処分について質問をします。

平成27年第3回定例会に上程された専決処分の理由が、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとなっております。村長、どのように時間的余裕がなかったのか具体的に説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） お答えさせていただきます。

専決処分については、専決処分することができないものについての規定もございます。しかし、今回の7月の議会でも早急に予算化しなければならないということで、先ほど、このところで、早坂議員もおっしゃいましたふるさと納税の件に対しても、これについては予算化しておかなければ寄附も受け入れられないということがわかりました。そういう中において、議会を招集するいとまがなかったということで、専決処分をさせてもらったところでございます。そのほかについても、いろいろなものについて確か3つあのとときやったと思うんですけども、それも早急にやらなければならなかったということで、専決処分をさせてもらったところです。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず、昨年第2回定例会ですね、これ6月18日に終了しているんですよ。そして、専決処分をされたのが7月1日です。私が考えるには、この6月18日終了までの第2回定例会においても、補正予算を出して議決を求めることはできたはずだと思います。例えば、それが何かの理由でできなかったとしても、その後、議会を開く時間は幾らでもあったと思うんですね。私がさっき聞いたのは、だからそういうことなんです。時間的余裕がなかったと、村長わかっていますよね。特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであった場合に専決処分が認められるわけですよ。だから、その時間的余裕がなかったことを具体的に説明してくださいと言ったんです。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほども申し上げましたけれども、ふるさと納税の問題とか、そういうもの、そして地方創生の中でどうしても報告しなければならないもの、そういうものについて、私は時間的に招集する余裕がなかったという判断をしてやらせてもらったところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、この法律が改正になったこの条文が改正になったのは知っていますよね。平成18年ですよ。西暦で言うと2006年、このときに以前は議会を招集する暇がないと認めるときになっていたんですよ。以前はね、2006年前は。ただこの項目が余りにも乱用されるということで、そういうことでよろしくない。それはなぜかということ、予算の議決権は議会にあるんですよ。だから、やたら専決処分を村長がすれば、議決権の侵害になると。もっと難しいことを言えば日本の二代表制の機能が崩壊してしまうと、そういうことで、改正をされたんです。さっき言ったように、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると、こういうふうに変更されたんですよ、その乱用を防ぐために。そしてもう一つ言うのは、村長は私が判断したと言いますけれども、この専決処分に関しては専門的なことを言いますと、村長の言ったのは自由裁量なんですよ。でも、この専決処分については羈束裁量という考え方でやらなくてはいけないんですよ。つまり法令に基づかなくてはいけないんですよ。村長の勝手な判断ではできないんですよ。時間的、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないということの客観的な理由がなくてはだめなんです。だから、私はその客観的な理由を聞いているんです。さっきのは村長の主観的な理由です。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私は主観的な内容とか、客観的な内容と、そういうことじゃなく、これは私は正しい判断のもとにどうしてもしなければならない7月1日付ですね、確か。これについて3つはどうしてもやらなければならないということでやらせてもらったわけでございます。専決はならないということは絶対ありませんので、それだけの時間的余裕がないということを判断して、専決をさせてもらったところでございます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、これも去年の9月議会からもう1年ですよ、このことが問題になって。私3月議会でもこれ取り上げましたよね。そうしているにもかかわらず、村長は全然この専決処分勉強していないようですね。また今私が言ったことが全然理解できていないようですね。私に対する質問に全然答えていないですよ。村長が今答弁したのも自由裁量の範囲なんですよ。私がそう判断した。それはだめなんですよ、この専決処分においては。羈束裁量といって法令に基づいて判断しなくてはいけないんです。つまり、その法令というのは特に緊急を要するため議会を招集する時間

的余裕がないということの客観的な理由を述べなくてはいけないんですよ。また、客観的理由がなければ専決処分してはいけないんですよ。だから、その客観的理由を言ってくださいと言っているんですよ。その理由が説明できなければ違法ですよ。もう一回説明してください。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私は自由裁量だけでやったつもりはございません。7月1日にやったものについては、どうしても特にふるさと納税の問題とか、そういうもので寄附も受けられない状況になったことがわかったので、どうしても7月1日にやらなければならないということで、客観的に考えてやらせてもらったところです。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、村長、百歩譲るとしましょう。私は時間的余裕がなかったなどということは絶対あり得ないと思うんですよ。それならば、これは何でこれだけさっき言いましたように、2006年以前は乱用されるので、改正をなぜしたかという、二度言うことになりますけれども、議決権の侵害になるからですよ。村長が議決権の侵害をすれば二元代表制の意味がなくなってしなうわけですよ。つまり議会制民主主義が崩壊するわけですよ。だから、こういう文言を変えたわけですよ。もう一度言いますよ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかだというときにだけ専決処分はしていいですよ。ほかにも議会が成立しないときとかいろいろ理由はありますけれども、昨年3回の定例会で、ふるさと納税に関する専決処分をしたときの理由がこれですから。だから、そういうことだから、さっきから村長に客観的理由と聞いているんだけど、全然客観的理由じゃなければ、私はそう判断しましたとか、そういうこと言っているんですよ。じゃ、ちょっと百歩譲って、ならば当面、必要最小限の補正予算を組んで議会にかけるべきなんですよ、すぐに。それは何でしなかったんですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私は議会の議決権を無視しているつもりはございません。専決したところで、これについても後ほど報告ということで、それを皆さんにお伝えをしたところでございます。そういう中において、どうしても今回の場合には必要だという自己裁量じゃなく、客観的に判断しても必要だということでやらせてもらったところでございますから。これについても後ほど議会のほうにも出したところでございます。それで賛成を得られたということで私は考えております。そういう中で、もう少し私に答えを出させてください。我々のほうの一部のものについて、本当はやるべきだというような質問がございましたけれども、これは何回も言っているとおり、自分の中において一定の金額、一定の期間、これは年度の総計主義の中でやるべきだということの判断のもとに、私は年間の予算を



専決させてもらったところでございますから、違法にやったというつもりはございません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず1つは、答弁は簡潔に。そして議長、聞いてもわかるでしょう。私の質問の答弁になっていないんですよ。そういう場合はやたら同じ答弁をああやって繰り返せば時間がどんどん過ぎてしまうんですね。やっぱり議事運営としてきちっと私の質問に対しての答弁をさせるようにしてもらえますか。全く今までの答弁、私の質問の答弁になっていないんですよ。どうしますかね、全然そういうふうになってしまうと。早い話がさっきから何度も言いますけれども、議決権の侵害をしたつもりはないと言ったって、これをしたことが議決権の侵害なんですよ。そういうのはこういう文献にもちゃんと書いてあります。地方自治総合研究所の月刊誌に、そういうのにちゃんと書いてあります。もし私が言っていることが違うなら、こういう具体的な例えば凡例とか裁判例とか、具体的な学説とか、そういうものをもって反論してくださいよ。ただ、主観的な考えだけじゃなく。それで、これ言っても切りがないので全然進行がないので、明らかに村長が理解していないということがわかりました、専決処分というものを。法令違反したことの反省も何もないということもわかりました。さっきそれで1つ言いましたけれども、この専決処分承認されたと言いましたけれども、違うでしょう、不承認だったんでしょ。この専決処分7対6で。そういう重要なことすらわかっていないんですよ。いいやそれは間違いないですから。7対6で不承認になった。

それじゃ、今の質問を幾らしても村長は理解できないと思われて、私の質問に対する答弁が返ってこないんで、質問を進めます。

総計予算主義の話をしましたよね。これまでさんざん村長は言っているんですね。なぜ1年分もしてしまうんだということに対して、総計予算主義ののっとなってやったというふうに言っているわけですね。それでは、この専決処分のじゃ、ちょっと書いてきた原稿を読みますね。村長は総計予算主義に基づいてふるさと納税を1年分専決したと答弁している。私は専決処分の趣旨からは逸脱し、違法であると確信している。総計予算主義に基づいて1年分の予算を専決処分できるという根拠を具体的に説明願います。

○議長（金井佐則君） ちょっと休憩。

午後2時51分休憩

---

午後2時55分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 何度も繰り返すようでございますけれども、自主的に自分の考えのことじゃ

なく、専決処分、逆に言うと、早坂議員と専決処分はならないというような私は話に聞こえるんですけども、それも一つの時間的いとまはないというようなことでやらせてもらった私の行為が正しいということはずっと申し上げているところでございます。これについても何回言われても、私は正しいと思ってやっているところですから。裁量権とかそういう議決権とか、そういうものを私は踏みこじってやっているつもりはございません。そして内容については、7月1日にやった専決について、これについても9月16日ですか、報告第6号として議会のほうにも出しております。

○13番（早坂 通君） 議長。

○議長（金井佐則君） ちょっと待った。

○村長（真塩 卓君） まだ私がやっていますので、もう少し聞いて。

○13番（早坂 通君） さっきから答えていないですよ、全然。

○村長（真塩 卓君） 私は答えているつもりでございますので。

○13番（早坂 通君） 質問にも答えてないですよ。

○村長（真塩 卓君） それは早坂さんの考えです。

○議長（金井佐則君） 早坂議員、答弁中ですから。

○村長（真塩 卓君） 総計予算、これについても私は間違いなく年間を通した足りない分、あるいは余る分についてのそれを年間通しての専決処分をしたということは、これから何回早坂さんとやっても早坂さんはわかってくれないかもしれませんが、私は間違いありません。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 全然だから私の言ったことに具体的な答弁がないんですよ。私はそう考えています。主観的でしょう。ならば、法律上、何か具体的なものを示して答弁してもらいたいですよね。じゃ、私が言いますね、村長。村長は210条でしたか、総計予算主義は。じゃ、210条ですね、総計予算主義。地方自治法にはこううたっているんですね。1会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと。これは財政法ですね、国の財政法ですね。国の財政法にはこう書かれているんですよ。総計予算主義として、歳入歳出は全てこれを予算に編入しなければならないということです。村長の当初、以前答弁していたのは、総計予算主義だから1年間分の予算を組むのが要するに合法なんだと、総計予算主義に合うんだと、そう答弁していましたよね。この間の3月議会でもそう言いましたよね。でも村長、違うんですよ、この総計予算主義の趣旨は。さっきも条文を読んだとおり。予算を立てるときに1年間分の予算を組みなさいということじゃないんですよ、総計予算主義の要するに趣旨は。総計予算主義というのは、1会計年度における歳入歳出の一切の金額を、予算を載せなさいと。それが総計予算主義の趣旨なんです。だから、年度当初に1年間分予算を組みなさいということじゃないんですよ。何で1会計年度における歳入歳出予算を全て要するに歳入歳出予算に編入しなければならないのかというと、これは今回も決算議会で決算

審査をするわけですが、こういう全部載せておかないと決算審査ができないんですよ、正確な。国で言えば会計検査ができないんですよ。だから全てのは載せなさいと。例えばAという歳入があって、そのところからBという支出が出たと。じゃ、差し引きCを載せればいいんじゃないかと、こういうことじゃないんですよ。歳入あったものはA全部載せる。支出のBも全部載せる。そうしなければ、決算のときに明確な判断ができないからということで総計予算主義というのがうたわれているんですよ。だから、ふるさと納税を1年間分する総計予算主義に基づいてふるさと納税を1年間分の予算を組んだということは理由にならないんですよ、わかりますか。だから、それから考えても違法なんですよ。だから、さっきも言いましたけれども、一番いい方法は6月18日まで定例会があったんですから、そのとき補正予算かけられたはずでしょう。かけられなかったとしても、さっき言いましたように、絶対その返礼品の金額に間に合わない前に、臨時議会を開いて補正予算だって組むことができたはずですよ。さらに、3つ目、それがどうしても時間的に余裕がなければ、予備費を使ってとりあえず返礼品の金額にすればいいわけでしょう、支出に。それで、すぐ直前に臨時議会を開いて、そこでその補正予算を提案すればいいわけでしょう。そのときの補正予算は村長が1年間したいというなら1年間分したっていいわけですよ。でも前村長は寄附金だから見込みがないから当座5,000万円だと。歳入欠損が出てしまうといけないから、5,000万円と少な目にしたんだと思うんですよ。それは村長の考え方だと思うんですよ。1年間にしようが、少し歳入欠損が出るから出るといけないから少な目にしようとか、それは村長の判断ですけれども、でもこれを専決処分したということはある得ないことなんですよ。補正予算を組んで、ちゃんと議会にかけなければいけないんですよ。時間がどんどんなくなりますね。私の言っていることは村長わかりますか、どうぞ。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） お答えします。

自分で今予算の関係については、総計予算主義の原則というものを、210条地方自治法の自分で今答えを出してくれたと思っています。これは私の考えのとおり、早坂議員もおっしゃったとおりでございます。1年間の会計年度において一切の収入及び支出はこれでやるべきだと。総計主義でこういうことですよ。例えば今早坂議員は逆に当初予算のときに全部載せなければいけない。私はそう思っていますけれども、早坂議員は載せなくてもいいんだというような言い方をしましたけれども、そんな予算はつくれません。年間通してどういう事業をする。どういうことをする。それに対して年間の予算を編成するのが私の責任でございます。そういう中において、1年間の会計年度を通じて、それは自分で答えてくれたことじゃないかと思うんですけれども、当初予算なんか特に……

○13番（早坂 通君） 簡潔に。

○村長（真塩 卓君） はい、じゃ、終わります。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 1年間全部組むわけじゃないでしょう。例えば年度末は、何かの問題で法律が通らなかったときは、法律が通らないとどの程度交付金があるかわからない、補助金があるかわからないというので、とりあえず暫定的に一定の金額を組むことだってあるわけでしょう。何でもかんでも1年間びしっと組むわけじゃないでしょう。第一ね、1年間分びしり組めるはずがないんですよ。一定の金額は見込めるけれども、そんなことは予算にそんなふうにして予算なんか組めるはずがないんですよ。村長、よく聞いていてください。総計予算主義というのがね、こう私ネットから引き出しました。世界大百科事典内の総計予算主義というのでね、ちょっと読みますよ。途中から書かれているんですけども、たとえ歳入と歳出のある項目が互いに関連するものであっても、これらを相殺して歳入歳出いずれか差額の予算としてはならないこととされています。このことは当該年度の歳入歳出の全体像を明らかにし、国家の財政活動が予算を通じて把握されることを可能にし、これを通じて経理の適正化、予算執行の責任の明確化等を確保するために必要なことであり、これを総計予算主義と言っていると、ということなんです。わかりましたか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 総計の予算主義については早坂議員が当初おっしゃったように、一定のところでもいいというようなことは絶対にありませんので、これからも年間予算を想定してやりますので、早坂議員と何回言っても、これについては私の考えと違うと。総計主義の、またやめろと言うからやめます。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 何度言っても理解されないみたいです。村長少し勉強してください。ネットにもいろいろ出ていますし、いろいろなこういう文献読んでみてくださいよ、読んでみてくださいよ、村長。何ならどなたか学者に聞いてきてください。村長の考えが正しいかどうか。そうじゃないと、一向に議論が進まない。村長は自分の抽象的な考え方だけで言うからね。本当に村長もこういう文献とかそういうものに基づいて具体的に言ってくれば、もっと議論がかみ合うんですけども、これでは全然議論がかみ合わない。私がこういう具体的なものを出しても私はそう考えない。今でも村長の考えを言うだけです。こんなんじゃ本当に議会の議論になっていないですよ、残念ながら。そういうことで、全く私から言えば、要するに1つは、特に緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がないという、この専決処分理由からしても違法だし、専決処分において1年間分の予算を専決したということもこれも違法です。じゃなければ、今度具体的な文献や例えば裁判例があるなら裁判例、そういうものを示して私に説明してください。今はきっとそういうものは用意していないからできないでしょうから。そういうふうに言い切るなら、これ約束ですよ。議長も聞いておいてく

ださい。そういうならば、そういういろんな文献とか裁判例をもって私に村長の今言った主張が正しいということを説明してくださいね。これ約束ですよ。

それを言って、次の質問に移ります。

○議長（金井佐則君） ちょっと待った。

午後3時8分休憩

---

午後3時8分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

続けてください。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、次の質問に移ります。

保育園への村独自の補助金制度の創設について、じゃ質問します。

保育園の村独自の補助金制度の創設についてです。通常、民間保育所運営費補助金と言われているので、この名称を使って質問します。

待機児童解消が叫ばれて久しいですが、私はこの間、気になっていたことがあります。待機児童解消は、それはそれで必要なことですが、最も肝心なことが置き去りにされていることです。それは、保育内容の充実です。政府は待機児童解消の方策の一つとして、保育所最低基準、正確に言いますと児童福祉施設最低基準です、の緩和を打ち出しました。保育所最低基準を緩和すれば、入所児童数はふやすことができます。半面、保育内容の低下を招きます。私は待機児童解消の前提として保育内容の充実という理念が必要と考えます。当然のことながら待機児童がいない地域においても保育内容の充実は最も必要なことです。

以上を述べ、端的に質問します。

住民課長、民間保育所運営費補助金制度を創設することが必要と考えますが、村はどのように考えていますか。

○議長（金井佐則君） 久保田住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 保育園の運営資金でございますけれども、委託費という形で国の基準による公定価格、こういうもので支出してございます。その中で保育士の処遇改善、賃金アップ分として平成24年度比で約7%を増額しております。主任保育士で約443万円、通常の保育士については約374万円と設定されております。さらに保育士の経験年数に応じ加算額を保育所へ支出しております。これは保育士の全体的な賃金改善とともに、経験年数が長い保育士が多い保育所ほど加算額がふえるということから、保育士を長く雇用していただくよう意図されたものでございます。長期的

な雇用により保育士の能力向上、保育内容の充実につながるものとして考えております。増額分につきましては、各園が一時金で保育士へ還元していると聞いております。

また、村からの単独の補助でございますけれども、保育内容の充実のため地域等活動事業として世代間交流等を行う保育園に補助を行っております。また、障害児保育事業として国が示す公定価格にも障害児加算の算定がございますけれども、村単独補助としても障害児がいる保育園に対して補助金を交付しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、具体的に金額がなかったもので、ちょっとわかんない。多分恐らくそんな多額の金額じゃないと思うんですね。先ほど打ち合わせのときに、お渡ししたけれども、都会なんかはそれなりの単独の補助を出しているんですよ。何でそれが必要かという、もう騒がれて久しいから皆さんも承知だと思うんですけども、保育士の処遇が悪いんですよ。ここにも書いてありますけれども、以前にも言いましたけれども、この資料によりますと、保育士全体の初任給はそれなりに高いということなんです。20万円ぐらいだと、初任給はね。20万円ぐらいなだけで、民間保育所の平均給与額、これは21万9,000円なんですって。だから、初任給20万なのに、全体の平均給与が21万ということは、ほとんど昇給がないということなんです。この文献に書かれているのは、10年間勤めて35歳の人でも恐らくこの21万9,000円の前後だと思うんですよ。こういうのが保育士の待遇の現実なんです。だから、一つは保育士の人件費、処遇改善のために村独自で補助金を出したらどうかということ。こういうことは全国で結構それなりの自治体でやっているわけ。財政的な問題も大変だとは思いますが、でもそのことを検討してもらいたいということです。それはなぜかといいますと、保育士にそういうふうな処遇を改善することによって保育士が長く勤められる。保育士が長く勤められるということは、保育士としての質が向上するということにつながるわけですね。保育士というのは、勉強と実践なんです。それでいろんなことを吸収していくんです。ただただ文字を読んで勉強していれば保育士として一人前になれるわけじゃないんです。文字で勉強したことを子どもを通じて確認しながら、保育士も資質を向上させていくわけなんです。だから、そのためにも、長い間保育士が勤められるほうが保育士の質が向上する。保育士が向上するということは、保育内容が充実するということにつながるわけなんです。そういうことを考えても、やっぱり村独自の補助金を出す必要があるし、何も処遇改善だけに使うお金じゃなくて、例えば修繕費が足りないとか、そういうことならばそういうのを見てやらなければいけない。長くなりますけれども、何でそれが必要かという、以前にも質問したときに言いましたけれども、幼児期というのは人間形成が一番大事な時期なんです。何度も言いますが、大体3歳までに脳の80%、90%はでき上がるということなんです。そして人格形成も3歳までにほぼできると言われているんです。卒園する6歳の

ころにはほぼ完成してしまうと言われているんですね。だから、この時期の教育というのは大事なわけですね。だから保育内容の充実はするべきだと私はかねがね言っているわけです。そのために、その村独自の補助金制度を考えていただきたいということなんです。もう一度住民課長、答弁願います。

○議長（金井佐則君） 久保田課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） 先ほども申しましたけれども、村からの委託費という形で保育士への給与分という形で委託費の支払いをさせていただいております。村からはそういう計算に基づいた金額を給与として委託料のほうに算入して支出をしているわけなんですけれども、民営の保育園ということで給与形態につきましては、各園によって決まっております。ですので、村からの単独補助というような形で、検討してはみたものの実際払ったときに果たしてどういう形で各保育士のもとに配られるかという部分も考慮、考えていかなければいけないというふうに考えていますので、まずは今現在、運営費として支払いをしております保育士の給与分、こちらのほうについて毎月2カ月に1回ですか、園長会議を開催してございます。こういう中での園長会議の中で、また話のほうを出していきながら、村からの指示ということはなかなかできないものですから、こういうことの中で、また検討していただければということ考えていきたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、今の質問に対して答弁願います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、久保田課長がおっしゃったとおり、村は村でどうしても例えば障害者の問題とか世代間交代の問題について、そういう独自のものもやっております。そういう中において、今後もこれについては続けていきたいというように考えています。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 時間が迫ってきましたので、最後の質問に移りたいと思います。

総務課長、平成27年第4回定例会でカーブミラーの点検をするよという私の質問に対して当時の総務課長がそこに書かれているとおり、地域の区長や安全会の方に頼んで点検すると答弁していましたが、その後どうなっていますか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 平成27年第4回定例会ですので、12月ですね。例年9月から年末にかけて

て榛東村交通安全会の理事さんの協力により、カーブミラーの清掃点検を実施しておりますので、今年度の点検につきましては、今月、9月から年度末にかけて実施をいたします。なお、異常が判明した時点で連絡をいただいた場合には職員が角度調整等を随時対応しておる状況でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） カーブミラーの件については、先ほども柘井議員からちょっと出ましたけれども、私も村内を走っていきまして、やっぱりちょっと見づらいなというところは、それなりに幾つか経験しているんですよ。以前も言いましたけれども、27年の第4回の一般質問をするときに、私が指摘した場所を職員がちょっと行って直したら、本当に見えやすくなったわけですね。そういう簡単なあれでできるんですから。事故の起きる前に私の希望とすれば村民のことを考えれば、年に一度じゃなくて、結構もっとまめに点検をして交通の安全を確保してもらえたらというふうに思うんですね。ですから、年に1回と言わずに、今後もう少し点検の方法を考えるという考えはないですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） それでは、関係機関等々と調整といいますか、して前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） これで質問を終わります。

○議長（金井佐則君） 以上で13番早坂通君の一般質問を終了いたしました。

---

## ◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上で本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第3回定例会第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時22分散会



平成 2 8 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

9 月 2 日 (金)

# 平成28年第3回榛東村議会定例会会議録第2号

---

平成28年9月2日（金曜日）

---

## 議事日程 第2号

平成28年9月2日（金曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問について

日程第 3 認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定について（提案）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	松井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（1名）

9番 松岡好雄君

---

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	小山美子君	税務課長	山本正子君
住民生活課長	久保田邦夫君	健康保険課長	安田睦君
産業振興課長	青木繁君	建設課長	久保田勘作君
上下水道課長	清水義美君	会計課長	清水喜代志君
教育長	阿佐見純君	教育委員会 事務局長	青木芳弘君
代表監査委員	岩崎唯雄君		

---

事務局職員出席者

事務局長 岩田健一 書記 津久井久美

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第3回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

大変ご苦労さまでございます。

出席議員の確認を行います。本日は12名出席であります。なお、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立をいたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職並びに岩崎代表監査委員も出席をしておりますが、清村企画財政課長より、本日先ほどもお話いたしましたけれども、父親がお亡くなりになったということで、欠席届が出ましたので、これを許可いたしました。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により、会議を行います。



### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

11番岩田好雄君、12番岸昭勝君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



### ◎日程第2 一般質問について

○議長（金井佐則君） 日程第2、一般質問についてを議題といたします。

質問順位6番山口宗一君の質問を許可いたします。

5番山口宗一君。

〔5番 山口宗一君登壇〕

○5番（山口宗一君） 皆様、おはようございます。

議席番号5番山口宗一です。

防災の日の1日、各地で有事に備えた訓練が行われたようです。お隣の前橋市では、地震発生時に姿勢を低くする、そして身を守ると、そういうことから、シェイクアウトと、そういうことのようにですが、そういうことが訓練として行われたようです。市民や職員、また議会開催中の議員も含め1,500人ぐらいが安全行動をとったということです。

日ごろは、頭の中ではわかっていることでも、なかなか有事の際には身がすくんで、なかなか活動ができないと、そういうようなことを聞いておりますが、この訓練をするということは、そういうことに備えて非常に大事なことだと、そのように認識をいたしました。

きょうの私の一般質問は、ご案内のように、健康管理の中の健康寿命の延伸についてどう進めていくのか、きょうの新聞にも大澤知事が、明るく活力のある「元気県ぐんま」ということで、健康寿命

の延伸を進めていくと、そういうふう宣言されました。村でも、以前から健康に関してはいろんな施策を得て、大分前でありますけれども、平均寿命は県で男子がトップであるというような、そういう報道も見受けております。さらに、これから健康管理に尽力いただければなど、そういうことで質問をさせていただきます。

また、2つ目ですが、学力の向上の中では、学力・学習状況調査というんですか、そういうことに対して教育委員会のほうがどういうお考えを持っているのか。これは毎回お聞きしているんですが、そのことと、また、グローバル化が進む中で使える英語というのをどういうふうに教えてもらえるのか、その辺について質問いたします。

さらに、最後になりますが、鉄鋼スラグについても質問させていただきます。

以降、自席に戻り、質問いたします。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 通告に従い、質問します。

最初は、健康寿命の延伸の進め方について質問します。

真塩村長は、この春、榛東村健康保険課が発行した第2次健康プランしんとう21の基本理念として、前計画の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す村を継続すると明言されました。まず、前計画の評価について、担当課長に伺います。

○議長（金井佐則君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、今回は健康増進計画ということで立てさせていただきました。その評価については、アンケート等をもとにした結果になりますが、目標値を達成できた事項としましては、高齢世代で、日常生活に運動を取り入れる、女性の喫煙する割合、喫煙者で禁煙または本数を減らしたいと思う人の割合が達成できました。また、働き盛り世代では、喫煙者で禁煙または本数を減らしたいと思う人の割合が達成することができました。子育て世代としては、喫煙者で禁煙または本数を減らしたいと思う人の割合が達成したことと、女性、男性ともに喫煙する割合が達成することができました。

検診受診率としては、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診が目標を達成することができました。

目標を達成できないが改善している項目も多数ありまして、各年代とも野菜、乳製品を食べる割合、そして、歯間部清掃用具を使う、1年に一度は歯石除去の予防処置を受ける、毎食歯磨きをする割合などが目標値までにはいきませんでした。改善をしております。

また、生活全般に満足している、生きがいを感じる割合、喫煙する割合が働き盛り、高齢世代の方が改善をしております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） ただいま、課長から説明がありました。もともと健康管理というのはほとんど個人が管理していくべきと、そのように考えておりますが、行政のほうで後押しができる、そういうこととなると、やはり村が進めているがん検診とかの検診の受診率を上げていくと、そういうことになってくるのかなと思います。

アンケート調査の中では、食生活とか運動とか休養とかそういうことというのは、個人個人の生活の質の向上の中で改善される内容かと、そういうふうに思うんですが、23年度から5年間行われた中の食生活に関しての目標が達成できたというのがゼロでした。この辺のできなかった要因は何であったかとお考えですか。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） できなかった要因ということでは、どうしても朝食を食べる割合や夕食を食べる割合というところできていないところが特にあるんですが、5年前に調査をした若い方たちが今回の調査に、子育て世代や働き世代に上がってきていて、もともと食べる習慣がなかった方がどうしても年代が上がってくるというところもあって、その辺が改善されなかったのではないかと、いうふうに分析はしているんですが、そのほかのところでは、目標値まではいかなかったんですけども、全体としては野菜や乳製品は食べるように気をつけるとか、この辺は日々の健康教育や地域で活動していただいている食生活改善推進委員さんたちのご努力を受けながら、少しずつではありますが、改善のほうに向かっているよう努力をしているところではございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） やはり、一般家庭の台所までのぞくということは難しいかなと。やはり広報とかそういうところで、食事の大事さというのを訴えていくというんですか、そういうことが大事だと思いますので、これからもその辺の運動とか休養を含めて発信していただければと、そのように思います。

村の中での基本理念なんですが、健康は、心身の健康に限らず、病気や障害がある人を含め自分の人生をいかに充実して心豊かに過ごすかという生活の質を高めることも重要と考えられ、同時に健康寿命を延伸することが健康づくりの目標であるとしております。

そのような中で、この5月19日に世界保健機構WHOが発表した世界保健統計2016によりますと、健康寿命世界第1位は日本で、74.9歳と、そういうふうに発表がありました。同時に、発表した世界

1の長寿国は、前年同様日本で、男女平均が83.7歳とのことでした。よって、日常生活に制限のある不健康な期間は8.8歳となります。そこで、榛東村のそれがわかれば、お聞きします。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、健康寿命についてお答えいたします。

まず、こちらの健康寿命の算出の仕方を説明させていただきたいんですが、日常生活に制限のない期間の平均、または自分が健康であると自覚している期間の平均という、この2つの方法で出す出し方については、国民生活基礎調査データを用いて算定するものです。この2つの調査は抽出調査のため、市町村別に算定することは困難です。

3つ方法がありまして、3つ目の方法としては、健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班が公表いたしました健康寿命算定プログラムという方法がございます。こちらは死亡数、介護保険データ、人口等を使用して算定できまして、群馬県が平成22年の国勢調査の結果をもとに算定しているものがございます。こちらは、平成22年のときの65歳の方が元気でいられる期間、元気年齢という結果として算定されております。

このときに市町村別に結果が出ておりますが、榛東村については、65歳の方が元気でいられる年齢が17.38年ということですので、65歳に足しまして、82.38歳となります。女性が65歳の方があと22.14年元気でいられる年齢ということで結果が出ておりまして、合計して86.14歳までが元気年齢ということで報告をされております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 平成22年というと今から6年ぐらい前なので、それからいろいろな改善がそういうふうに進んでいることで、できれば直近のこういう数字がわかれば、村長の言う目標を達成するにいい数字かなと思ってお聞きしたんですが、なかなか市町村別の数字がとりにくいという、そういう課長のお話です。今後、やっていく中でまたそういう数字がわかれば、それを基準にして、いろいろな施策を講じていただければと、そのように考えております。

村ががん検診をやっている中で、検診の受診率についてお伺いします。

8月14日の上毛新聞のトップで、県内の市町村別がん受診率が発表されました。厚生労働省がまとめ、2014年度においての榛東の肺がんは54.7%、それから大腸がんが45.4%、胃がんが35.7%と発表されました。そこで、健康保険課が発行のがん検診の状況は、肺がんが46.7%でその差が8%あります。それから大腸がんは35.3%で、その差が10.1%、胃がんが26.2%で、その差は9.5%となっております。この差は何なのかお聞きします。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 先日8月14日に発表されましたがん検診の受診率は、平成26年度と25年度の地域保健・健康増進事業報告というのを各市町村が毎年提出しているんですが、そちらの報告における比較で出されたということで、このときの受診率は、子宮頸がんは二十歳からですが、40歳から69歳までの年齢で受診率を出した結果ということで、村のほうで出しているものは全年齢で出しておりますので、そこの違いかと思われまます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） そうすると、目標を決める場合はどちらの数字を使うんですか。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 目標を決める場合は、全年齢で出しております。今までも国のいろんな結果が全年齢で出ていたんですが、今回はこの年齢を区切った結果が出たということで、私たちも、この年齢で区切った理由はちょっとまだ確認はとれていないんですが、ことし初めてこのような結果で出されました。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 国のがん対策推進基本計画は、受診率50%を目標に設定しております。当村でも、胃がんを含む6種類のがんについて現状値から平成32年度の目標値を50%にしております。そのような中で、胃がんは現状値が26.2%で、約2倍の目標になりますが、この目標達成にどのような施策を行うか、お考えをお聞きます。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 胃がん検診がどうしても受診率が伸びない理由としてこちらで考えているところが、集団検診での実施はバリウム検査になっております。バリウム検査については事故があったりしたこともございますので、検診機関のほうも受診できない項目が細かく決められておまして、希望しても受診できない方もいらっしゃいます。また、そのような理由もあったり、かかりつけ医のところでも内視鏡検査を継続で受けている方もいらっしゃいますので、こちらがどうしても伸びない理由かなというふうにも考えております。

胃がん検診については、指針が本年度より変わりまして、内視鏡検査も村の検診として取り入れるということも可能にはなっておりますので、この点については、医師会やいろんな関係機関や結



果の出し方とかということもありますので、村としてはまだ実施の方向にはなっておりませんが、そちらも今後は視野に入れて検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 先ほど、冒頭、課長のほうから、たばこの本数が減ってきたというお話をお聞きしました。そこで、この5月29日に県庁県民ホールで健康づくりについて考えるイベント、健康フェスタ2016が行われました。県民の健康づくりに関する普及啓発や企業の健康づくりの支援を目的に、県医師会などで行う県禁煙支援県民公開講座実行委員会が主催し、上毛新聞社が共催いたしました。講演会の第1部では、大学の教授が病気にならないための大切なことトップ3として、まず1つ目に、空気にこだわる。2つ目が食事にこだわる。3つ目が運動にこだわる。3点に注意すべきと考えていると話されました。

村でも食事とか運動に関する、そういったことの勧めというんですか、そういうことはやられております。同じく空気にこだわるということは、今、PM2.5が話題になっております。たばこの煙の中にも大量のPM2.5が含まれており、しかも70種類ほどの発がん物質があるということです。禁煙でない居酒屋は北京並みとのことでした。

そこで伺います。健康保険課長は庁舎内での喫煙についてどうお考えなっているかお聞きします。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 山口議員さんがおっしゃるように、生活習慣病は禁煙や食生活などの生活習慣との関係が明らかになっておりますので、保健予防の事業としても病気の予防と健康の保持増進のための事業として、健康講座や健康教育、料理講習などを通して、その必要性を周知しております。

今のお話のように、庁舎の禁煙に関してですが、庁舎を含めて保健センターもそうですけれども、公共施設を禁煙や分煙することで、喫煙しない方への配慮、喫煙しない方向への健康教育を実施しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 庁舎内を禁煙にするということはなかなか難しいことかなと思いますが、やはり健康被害、そういうことを考えていくと、決められた場所での喫煙、そういうことが重要な課題かと考えております。それと同時に、たばこを吸わない人の分煙の被害というのもやはりがんになる確率が1.3倍から2.7倍ぐらいになると、そういう結果も示されております。そういう意味で、たばこ

の空気が流れてくると、これもたばこを吸っているところから大体25メートルぐらいまでその影響があるということで、やはりその辺を気をつけてたばこを吸う、受動喫煙も受けないような、そういうことも重要なと、そのように考えておりますので、ぜひそういうことも、たばこを吸う方も吸わない方もそういうことをまず、頭に入れて日常の行動をとっていくことが肝要かなと、そのように考えております。

以上で健康管理についての質問を終えます。

次に、学力向上についてなんですが、全国学力・学習状況調査についてお伺いします。

文部科学省は、ことし4月19日に実施した全国学力・学習状況調査の結果の公表を当初予定した8月25日から延期すると発表しました。これは、中学校のデータ漏れのミスがあったとのことです。全国学力・学習状況調査については何度か質問をさせてもらっていますが、その目的や特徴などについて、お伺いします。

まず、目的ですが、調査実施後、各教育委員会や学校が速やかに児童・生徒の学力や学習の状況、課題などを把握するとともに、それらを踏まえて、調査対象学年及び他の学年の児童・生徒への学習指導の改善・充実などに取り組む際に役立てるよう作成しているとしております。このことについて、教育長にその見解をお伺いします。

○議長（金井佐則君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） お答えします。

まず、全国学力・学習状況調査の目的でございますが、義務教育でございますので、機会の均等であるとか水準と、こういうことを維持向上していくということで、そのテストの結果を受けて、教育政策の成果はどうか、課題はどうかと、そういう改善を図ることが1つ。それから、教育に関する継続的な検証、改善、1つのサイクルをつくっていく。ですから毎年行われているというのはあると。3つ目でございますが、子供たちへの教育指導の充実であるとか、先ほど議員のほうからお話がありましたように、学習状況の改善に役立てるということでございます。

この結果をどう生かしていくのかということでございますけれども、各学校では、先ほどのように、ことしはちょっとおくれましたけれども、公表された時点で、例えば国語、算数、数学でしたけれども、平均正答率であるとか、国それから群馬県との比較をしてみると。それから設問別の集計結果、それから学習指導要領の領域についてはどうだったか。それから評価の観点各教科でございますけれども、それについてはどうだったかということや学校全体の組織、具体的には校内研修ということを行っておりますので、個人個人ではなくて、組織で行っているというところでございます。

これを分析いたしまして、これから小学校あるいは中学校で日々の授業によかった点、それからちょっとつまづいている点もあると思うんですけれども、それを授業の中でどう生かしていくかと。その検証につきましては、管理職が授業を参観する、それから教科部会等で検証していくと、そういう

手順を踏んでおります。

あわせて、県の教育委員会では、9月に全国学力・学習状況調査の結果分析資料と、これを各学校に配布しております。それから、国のほうでは、同じく全国学力・学習状況調査の報告書、それから教育政策研究所という組織がございますけれども、そこで報告書とあわせてアイデア集と、そういう実践例が出ていますので、それを学校がいろいろ参考にしながら対応を考えていると、そういうことでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 教育長から懇切丁寧なお話がありました。

特徴なんです、小学校においては第5学年まで、中学校においては第2学年までに十分に身につけ、活用できるようにしておくべきと考えられる内容を出題しているので、調査の対象学年でなく、学年を通じた学習指導の改善・充実を図るための参考とすることができるとしておりますが、教育長の見解をお聞きします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 実施学年が小学校6年生と中学校3年生ということを考えますと、小学校段階で身につけた基礎基本であるとか、それから活用する力がどうだったかと。中学校においても義務教育最終学年ということで、そこを見るということで、非常に大事な部分があると。先ほども申し上げましたとおり、この結果をどうするかと、そこが大変重要なことと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 特徴をもう一つお聞きします。

一人一人の児童・生徒の具体的な解答状況を把握できるよう、設定する条件などに即して解答を分類整理するためのものとして、解答類型を設けている。正誤だけでなく、一人一人の誤答の状況、どこでつまづいているのかなどに着目し、学習指導の改善・充実を図ることができるとしておりますが、このことについての教育長の見解をお願いします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 全国学力・学習状況調査は、1つの学校としてどうだったかという反面、個人個人はどうだったんだろうと、そこも当然資料としてデータが示されますので、それをやはり教科部会であるとか担任であるとか学校が全体として特徴を押さえることも可能であると。特に、小学

校レベルでは、担任につきましては、やはり預かっている子供たちが例えば算数がどこのところでつまづいていると、どこがクリアできているということがはっきりと見えますので、それを授業の中で具体的に生かしていくという姿勢で取り組んでもらっているところでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） ただいま教育長から個人個人のデータということが出ました。ある情報では、学校に返されたテストの結果には個人名が消されていると、そういうことなんですが、事実ですか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 議員のおっしゃるとおり、情報開示の面で個人名は隠されておるんですけども、ところが、後から来ますので、誰ということはわかるという状況でございます。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 消されているということになると、誰の結果かわからないのに、どのように日々の指導をするのか、ちょっとその辺が心配ですので、聞いてみました。個人の点数というんですか、公表はされないんですけども、教育委員会としてはそのデータがわかるようになっているということで、それをもとにして、つまづいたところの指導までできると、そういうふうな理解でよろしいんですか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 教育委員会もわかりますし、学校もわかります。個人が特定できますので、そうでないと、結果をどう生かすかとかできませんので、その点をご心配要らないと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） この件の最後なんですけど、今回の数学のBでは、1次関数についての問題が出されていまして。問題は比例でも解答ができる設問と考えていますが、解答の求め方では、次の計算をなさいという、そういう設問と、また1次関数を使って解答しなさいと、そういう設問になると、1次関数ということに対する意味がわからないと解答できないと思うんです。そういうことで、先生が子供さんへの指導の中で、まず言葉の意味を十分理解できるような指導がされているのか、その辺についてお聞きします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 算数、数学においては、非常に1つの定義といいますか、難しい言葉を使っているということでございますけれども、今回も私、その問題を見てみましたけれども、中学校3年生で実施ということで、1次関数という言葉は意味はわかっているはず、それから数学の授業では、1次関数というのはどういうものかということをステップを踏まえて指導していますので、特に問題ないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 問題ないということで、ぜひ子供たちが、算数とか数学はやはり積み上げていく、そういう教科と思います。はしごを一つ一つ登るような、そういうことなので、足し算、引き算とか割り算、掛け算、その辺は皆さん理解がされていくんですが、だんだん分数が出たり小数点の計算とか、さらに今のような1次関数とか2次関数とかと、こういうふうになってくると、基礎ができていないと次に進まないと思いますので、そちらのほうの指導をしっかりとお願いできればと、そのように考えております。

次に進みます。

使える英語、これをどういうふうに教えていくのか。教えてもらえるのか。グローバル化の進む中、使える英語が求められます。次期学習指導要領の審議まとめ案で、英語教育の教科方針が示されました。小学校英語では、国語との連携も重視されますが、指導者の確保ができるかどうかの問題も多いようです。このことについて、教育長の見解をお聞きします。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 議員のおっしゃるように、次期学習指導要領が改訂されますが、これは大きな改訂だろうと、そういうふうに私は捉えています。英語に関してなんですけれども、中学校のお話が出ましたので、中学校については、お互いの考えであるとか気持ちなどを英語で伝えようと。対話的な言語活動を重視した授業を英語で行うことを基本とすると。ということは、先生も子供も50分の中では英語でやるということが基本になっていると。そこで、教員の指導力と、そういう問題が出ておるんですけれども、中学校に関しては、英語の免許を持っている先生は、これは問題ないと。それから、ALTも配置していますので問題ないと。だから、子供たちが、今度は小学校3年生から始まりますので、そのステップを踏んだ延長線上が中学校と、こういうことでございますので、ステップをうまく使っていくことが大事かなと。小学校から充実させたい。

英語という教科化は、これは英語というツールを使って、ちょっと自分たちと違うといいますか、外国の方とコミュニケーションをとることが目的でございますので、そこで例えば、小・中学校レベ

ルでネイティブな発音までというとな非常に難しい。それなりの教材とスタッフの配置はしますけれども、やっぱりコミュニケーションをとるんだというその部分を育ててやるのがこれからのグローバル化の中で生きていく子供たちにとっては必要なだろうと、そういうふうには考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） ただいま教育長からコミュニケーションをとるということが大事と、私もそのとおりだと思っています。これは、茨城県にある小学校の取り組みについて紹介させていただきました。その学校では、小学校1年生から2年生は月に2回程度、朝の会の時間に15分ぐらいの英語タイムをやられているそうです。その中では、色や数字、挨拶などが基本的な英語でゲームや歌を交えて楽しく学習をするとのことでした。榛東村で取り組むお考えはありますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） すばらしい例を今紹介していただきましたけれども、朝の活動時間にとって、毎日だか1日おきだかはわかりませんが、現在、小学校ではそのようなことをしていません。今後、小学校は32年度完全実施で、30年度から移行期間ということで、お試し期間でもできることとなります。私の考えていることは、やはり小学校の3年、4年、この時期に英語の活動型の授業、これは今議員のほうからお話があったように、ある意味の単語だとか意味だとか、そういうものをいろいろ工夫して提示して、英語ってまず楽しいんだと、そういうことをきちっときっかけとして動機づけさせたい。それはゲーム的な要素もあるでしょうし、それをやっぱり本村では、私の考えているところでは、3・4年生でまずそういう授業を始めていきたいと。低学年については、ちょっと時間割の関係で難しいなど、そのように考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） なるべく年齢の低い、そのころから特に発音というんですか、そういうことは大事なことに聞いているんですが、この学校の小学校3年生からは、次期学習指導要領の改訂、要するに教育長がおっしゃっている30年あるいは本格的に始まるのが32年という、そういうことに先駆けて、月に2回程度、ほかの教科と同様に45分の授業を実施しているとのことでした。その授業の内容は、グループやペアに分かれて、食べ物やものの形など、身近な単語や言い回しを使ってゲームをすると、そういう形で授業をされていると、そういうことです。これに関して、榛東村はそういうことをやるつもりはありますか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 英語につきましては、非常に大きな課題をたくさん持っている。例えば、中学年でも1こま週時程に加えられると、現状プラス1と、そうすると、子供たちの授業が長くなったことによって、集中力が途切れないだろうか、そういう課題が1つ。それから、小学校の先生というのは英語の指導力、これは英語の免許を持っていない先生のことですけれども、担任の先生が全て持っていませんので、何人かいますけれども、不安を抱えているだろうと、そういう部分の課題もあります。

それから細切れにして、45分にしようとか50分にするという方法もあるんですけども、それで学習効果が出てくるのかどうかという、私はそういうふうに考えておまして、ただ、これは非常に大きな改革でございますので、ことし村の教育研究所では、3校の英語担当の先生6名に集まっていたいて、いろんな課題がありますので、今議員の提案されたことも含めて、今後検討を進めていきたいと、そのように考えています。

以上です。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 私が心配するのは、英語教育について自治体間の格差が出てくるのではないかと、そういう心配をしているんですが、教育長、その辺はいかがですか。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 確かにその懸念はあるんだろうと思います。ということで、次期学習指導要領の改訂に向かいますとは、定例の教育総合会議で教育委員さんにもお示しをし、こういう方向になりますよと。校長会のほうでも、この間研修をして、やっぱりこれはきちっと、何回も申し上げるようですけども、大きな改訂でございますので、きちっと今から準備をしないと、ほかのところにおいていかれる可能性があるということがありますので、教育委員会としてもリーダーシップをしっかりとってやっていきたいと考えています。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 非常に今、次期がこういうふうに変わろうとしていると、それからALTとか指導者をお願いするということになると、大きなお金もかかるということで、難しいことはよく承知しているんですが、お金をかけないやり方も考えていく必要があると思います。

先ほども申し上げましたように、英語教育は幼いころからの発音がまず大事だと思います。それから、外国人とコミュニケーションをとる機会を得るということも重要なことかと思っています。何と

いっても、英語の授業が楽しくできるということがまたさらに大事なことで、そのように考えています。読むこと、リーディングとかライティング、書くこと、これは次の段階にして、まず、リスニングあるいはスピーキング、要するに聞くことと話すこと、こういうことを重要視して進めていくことが大事かなと、そのように考えていますので、教育長を中心にして、教育委員会のほうで榛東村の児童・生徒の英語に対する取り組みを進めていただければと、そのようにお願いして、この項に関して終わります。

最後ですが、鉄鋼スラグについて質問をします。

大分前の毎日新聞の記事によりますと、前橋市では、環境基準を超えるフッ素が検出された富士見地区の市道8路線について、撤去して被覆工事をするという決めたそうです。実際にはもうそれが済んでいるところもあるのかと、そういうふうに考えています。費用は大同が全額負担すると、そういうことです。市の道路建設課は、国、県、渋川市が決めた基本方針に準じて対応を決めたという説明をしておりました。ところで、村の5カ所、創造の森とか3号路線とか5カ所がそういう対象になっているんですが、この進め方についてお聞きします。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 初めに、環境調査の結果の公表についてなんですけれども、これにつきましては、この9月号の榛東広報及びホームページ等で9月中に掲載を予定しております。これにつきましては、8月に県の地下水調査のほうが該当なしということで結果を受けましたので、環境調査は全て完了したことがわかりましたので、9月の榛東広報等で公表をする予定であります。

また、公表のところ、5カ所ということで公表になるわけなんですけれども、今後の対応につきましては、8月に大同と協議を開始した状況で、鉄鋼スラグを含む材料の対応方針を、先ほど申し上げました議員から出ました国、県、渋川市のほうの対応方針を参考にして、随時県の助言を受けながら、今後、個別協定を協議していく予定であります。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） まだこれから協議をしていくということで、大体いつごろをめどに工事をやり直すのか、そのままにしておくのか、その辺がわかれば教えてください。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） まだそこまでの具体的な話は、大同とはできておりません。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 大同との話し合いというのは、最近やったんですか。



○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 8月に行っております。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） それはどんな話し合いをやったのか、よろしければお聞きします。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 5カ所のスラグを使用している場所があるわけですが、これにつきましては、現況で露出及び被覆をしている箇所があるわけですが、露出をしている箇所から個別協議を開始したいということで、今、大同のほうと話をしているところでございます。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 山口宗一君発言〕

○5番（山口宗一君） 5カ所露出しているところと被覆の状態とあるので、大同とも早く協議をして、やるのかやらないのか、そういうことをきちんと進めてもらいたいと思います。

それから、これは村内の民間住宅地で、盛り土台として鉄鋼スラグを使用した場所があります。環境基準の7倍を超える有害物質フッ素が検出されております。また、家屋は外壁にひびが入り、戸口の建てつけが悪くなり、さらに床が数カ所で数センチ隆起し、基礎のコンクリートにも亀裂が生じ、母屋とコンクリート製縁側の間に十数センチのすき間ができた。隆起やひび割れは今も進行していると、そういうことです。この対応について、行政として、どの程度手助けができるのかお聞きします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ただいまの民間の問題ですけれども、これは民間とはいえ、村内にあるわけですから、十分な対応をお願いするというので、大同との話の中にも持ち込んでいくということでございます。さらに、そこにはご存じのとおり、河川が入っております。河川については、村、県の管轄の河川で、そのところに地下水等がどう流れているかということも研究しなければなりませんので、その辺も含めて県の指導を仰ぎたいと。

先ほど、課長のほうからのご説明を申し上げましたけれども、環境調査というものは地下水の調査でありまして、その5カ所について、その周辺に井戸水とかそういうものを利用するかどうかというものは、実際にはなかったわけです。だから環境調査は終わったという話になっておりますけれども、私はまだ拡大してやるべきだということと、SBエナジーとの関係も、あそこへ入っていることは確かですから、その辺の問題を今、大同特殊鋼は……

○議長（金井佐則君） 村長、手短に。

○村長（真塩 卓君） 5カ所、そういうものについて一個一個協議しましょうという話になって、今延びているんですけれども、それについても早急にやりたいというように考えております。

○議長（金井佐則君） 以上で、5番山口宗一君の一般質問が終了いたしました。

午前中3名の一般質問の方を終了したいと思います。その後、会計課より提案理由の説明等もございますので、続いて、休憩なしでいきます。

続いて、質問順位7番松岡稔君の質問を許可いたします。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君登壇〕

○7番（松岡 稔君） こんにちは。議席番号7番の松岡稔です。

ことは大分暑く、水田の稲穂も大分こうべを垂れてきました。早い人は、今月下旬には稲刈りが始まる農家もあります。また、ことは大分暑く、水田ののり面の草刈りは農家の人たちから大変だったという話を聞いております。また、畑作につきましては、産地不作のタマネギということで、タマネギ農家の人は大分所得が上がった話も聞いております。また、台風10号により九州、北海道のほうで大分タマネギだとかジャガイモの被害が出た話を聞いております。榛東村、ましてこの地域、本当に農業するのに最適なところなんです。これから耕作放棄地など、そういうのがないように、タマネギが相場がよかったので、作付面積がふえればいいなと思っております。

今回は自席に戻り、4項目の通告のことを質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 土地改良事業でつくられた道路及び水路の維持管理について質問いたします。かつて榛東村では、農業振興を通して土地改良が実施され、広大な区画整理が行われました。今日の農業の基盤となり、生産性の向上や機械化が図られ、利便性が向上しましたことは承知のとおりでございます。

そこで、土地改良事業でできた道路、水路の延長と面積についてどのくらいあったのか、そこで維持管理は誰がしているのか、担当課長、説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 県営の群馬用水土地改良事業を初めとする昭和44年度から平成10年度までに30年間に及ぶ土地改良事業の全体面積は936.7ヘクタール、榛東村以外の周辺の市町村も若干含まれている面積です。同事業により整備された道路、水路は換地計画書により整理されておりますが、全て面積で示されておまして、延長を求めることはできません。

また、土地改良事業により整備された道路は全て認定村道となっていることから、一般村道と同様

に維持されております。一方、水路の維持管理につきましては、土地改良区、使用水路など、また集落組織、末端水路など、農家、圃場周りの水路などと重層的に実施されるのが一般的な姿と認識しております。

また、平成27年度におきましては、農地、水路等の保全管理を推進する3団体、5区、10区、13区が多面的機能支払交付金事業を実施し、あわせて73.1ヘクタールの区域内にあります道路や水路の保全管理に努めていただきました。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） その中で、今、936ヘクタール、その中に水路だとか、認定される延長が無理だという話を聞きましたけれども、実際そういうところの維持管理、今、我々は農家、隣接する土地の人たちがやっています。本来なら、これは誰が維持管理をするわけですか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 先ほども答弁の中で申し述べましたが、一般村道については認定村道となっておりますので、そのように普通の一般村道と同等に維持されるのが現状かと思えます。水路の維持管理につきましても、土地改良区使用水路、末端水路、圃場周りの水路、それぞれ土地改良区や集落組織、農家等重層的に維持されるのが一般的かと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 圃場整備であいた水路だとか、私は村がするのかなどと思っていましたけれども、そういうふうに群馬用水だとかというので、そういうところはわかりました。土地改良したところで舗装されている道路、舗装されていない道路の路肩などがあります。そういうところは誰が管理するんですか。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 村道認定されている村内の道路の延長につきましては279キロほどございます。うち、舗装道が200キロ、未舗装道が79キロ、これにつきましては、建設課のほうで維持管理ということになっております。また、水路につきましても、道路側溝として機能しているものであれば、建設課が現在維持管理をしております。道路用地内の除草管理等につきましては、現在、シルバー2名による週2回程度の清掃作業委託を実施しております。それと道路愛護等による道路清掃は年2回、住民の皆様のご協力により、環境美化活動と連携して実施している状況でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 毎年温暖化が進み、また農地を使用している人も高齢化が進み、自分の農地の除草をシルバーに委託している農家もいます。耕作放棄地は増加する傾向にあります。除草及び先ほど課長が言った3行政区の農地・水、私たちが産業振興のときは農地・水と言ったんですけども、これが今3行政区で行われていると聞きました。この書類などが大変ということなので、内容的なもの、書類だとか、そういうのについてどのようなことが大変なのか、この内容を多面的機能、その説明ももう少しお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 水路の保全管理につきましては、構造物自体の老朽化とあわせて高齢化に伴う集落組織や農家の管理能力の低下も認められるため、多面的機能支払事業交付金事業を実施していただくよう呼びかけておる次第ですが、その書類の内容等につきましては研修等を行いまし、関係する3団体、そちらのほうに、農村整備センター等関係機関の協力を得ながら、書類の手の進め方についてはいろいろと指導していただいている次第です。

確かに、実際に書類を作成されている方の感想では、やっぱり通常の書類づくりよりも苦労はあるという感想は聞いておりますが、それはなるべく負担にならないように村のほうも支援していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 今、榛東村の表通りはいいんですけども、ちょっとした畑、水田の道を走ると、大分村道の草が中央のほうに出てきます。きのうの一般質問で松井議員の中に話もありましたけれども、大分雑草が交通の障害、子供たちが学校へ行くのに障害になっています。きのう、一般質問の中でも、春と秋の道路愛護の中にクリーン作戦と、いいアイデアだなと思いました。

これを今、多面的事業、これを3行政区がやっていますけれども、全ての区というふうにはいかないと思いますけれども、これを何でもうちょっと広められなかったのか、その辺を説明お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 私は4月1日からこの産業振興のほうにお世話になっているわけですが、その以前に、たしか18区なんかもやっていた経緯がございます。その当時、いろいろと農事部長等を中心に普及をした経緯もございましたが、その中で、それぞれの地区でこの事業をやるについ

て、書類作成にかかわる人材をなかなか見つけられないとか、そういう問題があったのではないかなと思います。私自身も第5区でその中に含まれております。そういう苦労はあっても、やっぱりこの事業は、非常に高齢化等集落組織の結合が薄れていく中で、非常に重要な役割を果たすものだと認識しております。さらなる普及に行政としても取り組んでいかなければならないんじゃないかと考えております。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） ちょっときのう、27年度の主要成果のあれをここで見ていたんですけども、多面的事業、大分結構なお金が支給されているのを見ました。一生懸命やってくれて、道路のあれをするのには大分いいなと思いました。

そこで、私の提案なんですけれども、町村会から年間1,000万円来るお金があると、村長から聞きました。この金を半分でもいいから、夏の除草対策に使って、きれいな村を目指していただきたいと思います。

それと、交付税措置について、村には毎年、道路維持管理費として地方交付税が交付されます。土地改良に伴う道路、維持管理としてどのくらい来るのか、副村長、わかりましたら答弁をお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 交付税の関係ですけれども、これについては、はっきりと私も県で鉛筆をなめながらやったんですけれども、これに幾ら、これに幾らということは一切わかりません。その市町村によって、その年によって、基準の財政需要額とそういうものを算定してトータルでやりますので、この道路整備とかそういうものに幾らということは、はじき出すことは難しいです。

いくなれば、県、国の、交付税ですから国ですから、全体の額が決まっておりますので、それ次第ということで、数字は出せないということでございます。わかりません。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 交付税が支給されるという話は聞いていますけれども、これが道路の維持管理に幾らということは、私も前、聞いたときに薄々は感じていましたけれども、その中から幾らか道路の除草だとか水路の保全管理などに使ってもらえればいいかなと、私なりの考えなんですけれども、村長、この点につきましては、除草対策費という形でどうにかなりませんか、村長の答弁をお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど答弁したとおり、これから幾らということは、はっきり言うと、じゃ、

これから持ってきたよ、道路整備とかそういうもので幾ら使うと、その中には交付税も入っていますよという回答しかできないところなんです。これを交付税を幾ら来たから、じゃ、それを幾ら使うということは、数字的に私のほうも計算上もできないということですけども、それ以上に、いろんなものに対しての美化とかそういうもの、あるいは通行人とかそういうものに、少なくとも道路幅いっぱい使えるような、特に子供たちとかお年寄りの歩道的な問題はこれからも力を入れていかなければならない。

今、新しい道路とかそういうものについては歩道を中心に考えて、今計画も練っているところです。そういうところで使っていきたい。先ほど松岡議員がおっしゃいましたけれども、町村会からは1,000万円ではなくて2,000万円です。これからもまた持っていきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 村長、よろしくお願ひいたします。

それに、次の質問なんですけれども、この間の子ども議会でも、中学生の中から、榛東村の水はおいしいという話を聞きました。ことしは利根川のダムの貯水量が低く、取水が制限された本村においても、水道供給については群馬用水と新幹線用水とがあります。この新幹線渇水対策事業において構築された各機場から県央水と新幹線用水、各機場からくみ上げている量はどのくらいなのか、説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） ご質問の湧水の量ですけども、量についてはちょっと現在把握しておりませんので、まず、上水道の現状をお話しします。

榛東村の上水道につきましては、県央第一水道の協定水量平均が3,480トンの供給水と、不足分につきましては、下新井揚水機場及び長岡揚水機場からの新幹線湧水をくみ上げた原水を新井浄水場、南部浄水場、梨子木平浄水場、長岡浄水場で浄水をしまして、村全体の1日最大配水量約7,000トンを賄っているという現状でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 6月18日に新井機場で亀裂が入った話を聞きました。新幹線湧水も大分榛東村の水道を賄っている話ですけども、この機場については築何年ぐらいたっているのか。これ、わかりましたらお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 下新井揚水機場と長岡揚水機場の建設年次ということですが、両機場は昭和49年ごろに建設されて、42年を経過しているという状況でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 昭和49年から42年たっているという話ですが、これ、耐用年数というのはどのくらいあるのか、説明お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 送水管の耐用年数ですが、地方公営企業法施行規則では、配水管が40年、配水管に附属設備が一体となっている場合につきましては38年となっております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 課長から説明もらいましたが、大分皆、耐用年数が過ぎていると思います。今後、施設の更新計画についてなんですけれども、もし事故が発生した場合、大事に至ると思います。私も前回のときは産業経済のほうの委員に属していましたので、前聞いた話ですが、ポンプは5年から7年サイクルで交換したほうが良いという話も聞きました。今度、もしそういうことがあった場合に困るので、今後どのような更新計画をしているのか、説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 更新計画ということでございますけれども、具体的な総合的な更新計画というものはございません。現在のところは、下新井揚水機場、長岡揚水機場の揚水ポンプ及び送水ポンプについては現在の機能状況を判断しまして、年度計画を立て、随時更新することになっております。その他送水管につきましては、日々の管理により修繕を施すということになっております。現状はそういうことです。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 耐用年数が過ぎて、大事に使いながら延命をするということですか。そういうことで今、捉えました。村の貴重な水源であり、各揚水ポンプを早急に更新してもらったほうが私はいいと思います。また、基金も16億円ぐらいあるし、水道課の決算を見ますと、大分基金もふえてるので、早急に、もし断水だとかとならないように延命を進めていただきたいと思います。

これについて、村長の考えなんですけれども、この間、村長から8月6日の話を聞いたんですけども、課長から大分耐用年数が過ぎている、村長の考えはどのような考えですか。説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 松岡議員おっしゃるとおり、耐用年数の問題とかいろいろありますけれども、今現在、国のほうでも橋等についての耐用年数をいかに延命するかという調査も行っております。それと同時に、村のほうでもポンプの問題とか送水管の問題等について、常日ごろからのメンテナンスというんですか、そういうことによって、通常言われている40年とか、内容によっては60年という耐用年数の数字はありますけれども、それをいかに通常のことまでできるように延命できるか、メンテナンスをしながらやっていきたい。

また、農業用水の問題とかそういうものについても、先ほど課長のほうから話がありましたけれども、今検討をしているというと同時に、ポンプとかそういうものについては、今年度から更新の方向で、これについては特に新井のほうの送水ポンプとかそういうものを28年度から32年度にかけて更新していこうかなという計画予定をしております。長岡とかそういうものもありますので、これについては30年度から33年度にかけてやるというようなことを考えております。それ以上に、この前の新井機場がありましたから、これについてもよく見ながら、これから綿密にその計算をしていかなければならない。断水とかそういうのがあっては困りますので。

一番今回でよかったなと思ったのが、いろいろな防衛の予算を使わせてもらって、あのようなタンクをつくったときに、何しろ、これは危ないと、いろいろなことで危ないということで揚水場から上げる、それで水をつくるという問題と、県央第一の水をいかに使うかということを考えて、今回その県央第一のものが送水管を前につくってありましたので、それを最大限利用して、今回の破裂についても、逆に断水もしないで済んだと。あれ直すのにたしか10日ぐらいかかったんですけども、断水しないで、これは県央第一の水がよかったなと、そういう予備をつくっておいてよかったなと思っております。これからいろいろなことを考えてやっていきたいと。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 榛東村は水で昔は大分苦労して、県央第一だとか新幹線湧水で、水の騒ぎはなくなったという話も聞いています。補助金だとか、そういういろいろなものを使って、村民がおいしい水を飲めるようにお願いいたします。

続いて、未収金対策の現状と今後の対策について質問いたします。

昨年12月、私の一般質問のときに、未収金のことで条例を、次の3月議会の際にそれを出せばいいというような村長の答弁がありました。私の質問から9カ月がたちましたけれども、村長の指示事項について未納対策をどのように検討したのか、また、債権条例などの策定について、今現状どう



いうふうになっているのか、説明お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 松岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

自治体の有する債権というものは3種類ございまして、それぞれ、その法的根拠に基づいて分類いたしますと、強制徴収公債権、これは税関係でございます。それと非強制徴収公債権、これは保育料とか介護保険料、公共下水道の受益者負担金、下水道使用料等々でございます。私債権、これが住宅の使用料、水道の使用料、学校給食費、住宅新築資金貸し付け等の償還金等々の3種類ございまして、まず、検討組織として設置しなければならない理由といたしまして、本来回収されるべき債権が回収されないままでは、村の厳しい財政状況において、もはや許されない等々でございますので、債務者間の負担の不公平感にもなっておることがございます。適正な債権回収を怠ることによって、法的なリスクも生じると。3点目といたしまして、適正な債権管理が行われてこなかった結果、もはや回収が困難になった債権についても、まだ債権管理が続けられておるといようなことがありまして、膨大な事務の効率化が妨げられているといようなことがございます。

また、村の財政状況を正確に把握することも難しくなっているといようなこともございまして、自治体が保有する金銭の給付を目的とする債権は、先ほど言いました3つの債権のほか、これらの執行については、基本的には、地方自治法また地方税法の規定に沿って取り扱いますが、具体的な取り扱いにおいて適用される条文が各異なっておりますので、制度が煩雑であることから、適正な管理が難しいという問題がございます。

このため、昨年10月に、庁内組織として債権管理に関する検討委員会を設置し、村の有する全ての債権について全庁で統一した取り扱いを行えるよう、検討しておるところでございます。

先ほど、3月議会に提出できるかどうかといような話がございましたので、まだまだそれぞれの債権の発生、日常管理、回収、保全、停止また消滅等を見据えた適正管理を行えるようにするとともに、条例制定だけでなく、組織のあり方や職員のスキルアップ、情報の収集、共有化等についてもさらなる検討を加える必要があるといことでございまして、まだ、喫緊の課題ではありますが、できるだけ早く条例制定に向けて検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 先ほど、検討委員会を立ち上げたということでよろしいですか、副村長。私が前回ちょっとこだわったのは、私債権の学校給食、それと水道使用料、住宅使用料について、大分こだわって質問をした経緯があります。

村においても、監査委員の指摘の中から、毎年未収金がふえているという話を聞きました。そして、

村の取り組みとしては、12月のとき、2人1組で3チームで納税者からお金をいただきに行くという話も聞きました。その後、12月から今日に至るまで、前回こだわった学校給食、住宅、水道、この3つに対して、どのくらい回収ができたのか、各課長、説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 青木事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 学校給食に関することについてお答えいたします。

学校給食につきましては、この5月より教育委員会事務局全員により、2人組5班編成で5月より月一度の訪問徴収を行っております。滞納整理を強化しています。また、給食センターの献立部会等でPTAの方がお見えになりますので、その方たちにも、こんな状況ですということでお話をしている。さらには滞納している保護者については、校長との面談ということも考えて、校長と面談をし、こんなことで納めていただけませんかというお話をさせていただいているということです。

結果としまして、この4カ月で57万5,800円の滞納者の納付がありました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 昨年度12月定例議会で未収金の問題がありました。そのときに、水道課としての現状については、課内での班編成で毎月滞納整理を行っている。また給水の停止ということも随時やっている。その中で、未収金は平成26年度と27年度決算で比較した場合につきましては、平成26年度決算の未収金が1,744万円、平成27年度決算の過年度分収入が未収金は1,066万1,000円となります。よって、平成27年度中の回収額は677万9,000円となっております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 建設課長。

〔建設課長 久保田勘作君発言〕

○建設課長（久保田勘作君） 住宅使用料につきましては、平成28年度より建設課のほうで徴収のほう引き継いでおります。現在、未収金対策につきましては、督促状及び滞納整理等未納者に対しまして分納誓約書等により、経済的に無理のない定期的な納入を計画しております。滞納整理につきましては、できるだけ使用者の現状把握を心がけておまして、経済状況等よく確認をしまして、個人の状況を踏まえ、無理のない返済計画と未収金の早期解消に向けて対応を行っております。

27年度の実績ですけれども、過年度分につきましては収入額が152万1,200円、現年度につきましては734万4,100円ということで、合計で27年度実績としましては886万5,300円、未収金の合計ですけれども、現年、過年含めまして1,522万9,200円ほどございます。26年度より182万3,600円ほど27年度末ではふえております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 12月から大分皆さん、課長たち職員の皆さん、努力したことと思いますけれども、27年の主要成果説明書を見ると、ちょっと私が期待するほどの数字が出てなかったもので、本当にこの私債権については本腰を入れていただきたいと思います。

最終的には、村長が決断するので、村長、この未収金対策をどのように進めていくのか、もう一度この対策について説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 増加原因にお答えします。

確かに未収金があれば、それだけの村の活動というものが損なわれるという中において、課税したり、いろいろの決定したりしたものについて、100%それに基づいて村のほうも計画を立てております。未収金が出ると、それだけの事業ができないということもございまして、努力をしたいというように考えております。

さらに、今はどうしても個人情報の保護法の問題、これが一番今、ネックじゃないんですけども、これ当たり前のことですが、これについても、我々はよく検討しなければならないということを考えております。

さらに、これから困ったことに国保税が平成30年度から群馬県一円でやることになりました。これについては、今、各市町村とも未収対策とかそういうものをよく考えてやらなければならない。その中で、過日会議があったんですけども、私のほうから県とかそういう人たちに対して、今度保険料にするかというような話があったんで、これについては、今、群馬県35市町村全部税ですから、これについても、税の問題と料の問題というのはその後の問題、これ、本当に未収金に係ってきます。こういうものを考えて、料にするなり税にするなりをよく考えてください。私自身とすれば、税としてやってくださいというお願いをしました。

未収金については頑張りたいと思います。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） じゃ、村長、お願いします。

また、前回ですか、教育長と学校課長が先進地視察ということで玉村に視察に行ったという話を聞きました。私も玉村の議員さんと何人か顔見知りになり、この話を、債権についてどういうふうな取り組みをやったんですかと聞いたら、玉村町では、平成24年10月5日、第1回の検討委員会を開き、合計8回の検討委員会を開いて、1回の先進地視察、平成25年9月13日に条例を議会で制定で定めたという回答をもらいました。

新聞によると、2回ほど玉村町では私債権の条例で簡易裁判をやった経緯があると聞きました。

先ほども言いましたけれども、毎年未収金はふえる傾向です。本当に監査委員さんに毎回毎回指摘を受けるように、職員の皆さんも本当にやる気を出して、この未収金対策に取りかかっていたらいいと思います。

続いて、農業振興のことについて質問いたします。

昨年の6月の私の一般質問で、認定農業者、新規農業者や定年帰農者、女性農業者などの質問をさせていただきます。

そこで、平成27年において、認定農業者向けの村単独の事業の利用はどのくらいあったのか、また利用集積事業にどのくらいの規模があったのか、新規就農者の対策について、どのような検討をしたのか、課長、説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 認定農業者及び農地集積に関する補助金についてのご質問でございますが、平成27年度に用意しました認定農業者農用地利用集積促進奨励金、経営所得安定対策補助金、経営育成体支援補助金、新規就農者確保事業費補助金は、それぞれ申請がございませんでした。

農地の集積関係で申請がなかった理由として考えられることは、比較的一区画の耕地に対するのり面の比率が高いという問題、東西に傾斜があるため、畑の場合は排水対策を念頭に、作付する作物を考える必要があり、それらの諸問題を解決しなければ、コストを下げられないといったことが考えられます。

また、新規就農者確保事業費補助金は、農業所得により生計を立てられることが容易でないというような先入観が強いことから、理由として考えられます。

また、認定農業者経営改善補助金は、300万円の予算に対して53万1,000円を補助しました。2件でしたが、その執行率は2割弱と低く、交付条件の検討が必要と考えております。

農業につきましては、群馬県で示しました、この4月示しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、これにも紹介されているんですが、主たる従事者が他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、地域その他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とすると示されております。

いろいろな補助金に対して、申請件数等が少なかった問題等いろいろございますが、それにつきましては、今申し上げました基本方針に基づいて、今後取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 村独自の認定の補助単独事業ですか、これ、2件ということと、大分我々も期待したほど手を挙げてもらえなかった。ちょっとがっかりしております。

また、この認定農業者村単独の事業なんですけれども、50万円以上という制約があります。これ、前にも言ったんですけれども、50万円以上じゃなくて、30万円以上に使い勝手を下げてもらって、利用の促進を図ってもらえるような、29年度に向けて、村のハードルですか、変える気はありますか。説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 認定農業者につきましては、現在、36名の方が登録されておりますが、その皆さんの意見を聞きながら、より使いやすいような内容に改めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） それでは、新規就農支援なんですけれども、この間、上毛新聞で甘楽町では青年就農の受け入れが2名あったと話を聞きました、年間150万円の補助が出ます。

榛東村、こんな災害もないいいところなんですけれども、その受け入れだとかというのにどのくらい積極的なことができるか、農地集約できて、そこへ新規就農できるような、そういうふうな体制は今後とっていく考えがありますか。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 榛東村の地形、特性がございます。やっぱり一区画の耕地が面積が大きければ大きいほどコストが下げていけるわけでございますが、榛東村の場合、そこら辺がちょっと難しい。

また、水田につきましては、ある程度機械化が図られておりますので、たとえある程度小さい規模でも、集積が図れば、コストを下げられるかと思えます。

畑につきましても、のり面、田畑、それぞれのり面のコスト削減の工夫等も必要かと思えますが、いずれにしても、現在の状況でございますと、高齢化とともに耕作放棄地等の増加も非常に懸念される問題でございますので、農地を活用して、榛東村の自然保全のためにも、農地の適正管理に努めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 村の認定農家も、県が定めた所得目標ですか、そういうものはハードルが高くて、なかなか認定農業者になり手がいないと思います。

そして、最近の状況でございますけれども、農業認定者も高齢化が進み、またいろいろな面で認定農業者をやめる方が多くなりました。認定農業者の高齢化や新規就農の受け入れ体制で農業の活性化を図ると去年答弁がありました。課長の先ほどの答弁で私も理解いたします。

そして、もう一つなんですけれども、大分時間が迫ってしまうので。今後の農業の振興なんですけれども、村では昨年、農業機械化組合にあぜ塗り機を貸与し、農地の保全を図ることに對して感謝いたします。これが機械化組合が法人化され、雇用が生まれることを期待します。

また、これから新規就農者、先ほど課長の答弁の中に、村は新規就農者の受け入れ体制と機械を、そういう機械化組合の貸与したものを新規就農者に貸せるような、そういうふうな考えはできますか。課長、説明お願いいたします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 機械化組合の關係と新規就農者の關係でございますが、いずれにしても、新規に入る人に対して、大規模な機械等を用意することは非常に難しい問題かと思っております。それらが機械化組合を通じて支援できるような体制づくりをしなければならぬという必要性は感じております。

そのほか、農業指導センター、農協、農産物の品目に応じた生産組合など、いろいろなところからさまざまな知識、またそれとあわせて、そういう先駆者の人たちの機械等も借りられるような体制が整えられればよいかと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 昨年の12月に農産物直売所が閉鎖され、また榛東支所の営農課が廃止されました。これ、課長も存じていると思いますけれども、農村整備センターだとか、そういうところからの情報というのは、村に来るんじゃなくて、JAに来ます。それで、JAが組合員の何々部会というところに、今、こういう農産物の、タマネギならタマネギ、ネギ科の病気があります。畜産については、口蹄病だとか、そういう病気の話が来ます。それから各町村の産業振興課の耳に入ってくると思っています。

前期ですか、我々が担当していたときには、榛東村出身のJAの理事さんだとか、榛東支所の所長、次長だとか、いろいろな方と2年に1回意見交換をしました。そこで、村ができること、JAができること、いろいろなことを話し合っ、農業政策に村とJAとが話し合っ、進めてきた経緯がありま

す。

今回、そういう機会が大分なくなった話をこの間、JAの幹部の職員から聞かされました。時代が変わったのかなというふうにも感じましたけれども、これからいろいろな畜産の病気、それと、今、九州の佐賀ですか、タマネギ、ネギ類の病気で、黒腐菌核病という病気がだんだんこっちのほうに来る話も聞いています。

この間、インターネットで見たら、鳥取県の米子の市議会議員さんが、この病気について行政の取り組みなんていうのがありましたけれども、こういうふうに榛東村の産業、今、きのうも話が出ましたけれども、ふるさと納税の中に肉だとかそういうものがあります。それで、なるべくそういう情報をもとにして、榛東村にそういう病気が持ち込まれないように、これからJAとの関係を持って、情報交換をして、農業振興に努めていただきたいと思います。

以上、私の質問を終了します。

○議長（金井佐則君） 以上で7番松岡稔君の一般質問を終了いたしました。

ここで10分間の休憩をとります。この時計で55分から再開いたします。

午前10時42分休憩

---

午前10時55分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

休憩に引き続き一般質問を行います。

質問順位8番小野関武利君の一般質問を許可いたします。

6番小野関武利君。

〔6番 小野関武利君登壇〕

○6番（小野関武利君） 皆さん、こんにちは。6番小野関です。

今定例会最後の一般質問になりましたが、3点について質問をいたします。

1点目は、健康診断についてであります。

受診率の現状等をお聞きする中で、受診率については、県平均を大きく上回っていることは、結果的に平均寿命を押し上げているのではないかという素朴な疑問についてお聞きをしたいと思っております。

2点目でありますが、榛東村の文化財再認識のためにということで、主に高塚古墳出土品を主に、要望等を含めて質問をしたいと思っております。

3点目ですが、区コミセンの太陽光パネルについて、6月議会の宿題として残った部分についてお聞きをしたいというふうに思っております。

以下、自席に戻って質問をいたします。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 最初の質問でありますけれども、村の健康診断についてということで、先ほど山口議員の質問と大分重なるところがありますので、重なる部分については省きながらとは思っておりますが、言葉上のつながりの部分もあって、若干ダブる部分もあろうかと思っておりますけれども、そこはよろしくお願ひしたいなと思っております。

やはり山口議員も申されたように、8月14日の上毛新聞の記事であります。榛東村の部分、肺がん、大腸がん、胃がんの検診について、県平均を大きく上回っている状況ということでありまして、村民の受診意識の高まりを感じて、喜ばしいことと思っておるところであります。

この受診率については、同じ記事の中で、独自検査の仕組みがある企業に勤める住民割合の違いなども背景に、受診率に大きな差があるとあります。村でも、そういった勤務者は大勢いるわけでありますから、勤務先で受診する人たちを除いた、村が考える受診率のマックスは何%か聞かせていただければと思います。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 村で行っている検診については、勤務先で受ける方は勤務先で受けていただくような形で周知はさせていただいておりますが、がん検診につきましては、健康保険と関係なく、どの住民の方であれば、年齢に該当できれば受けていただけることにはなっております、その方たちを含めての受診率のマックスというのは、すみません、目標値としては50%を目標に、健康づくり計画に定めたとおり、各がん検診50%を目標に実施しております、村で受けていただいた方の受診の結果で今回の受診率も出ております。

すみません、以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 各がん検診については、50%を目標という話でありますけれども、その記事の中で、肺がん54.7ということですから、かなりの率はいい話でありますけれども、胃がんについては、先ほども山口議員の質問の中で、胃がんの検診率は低いですねということで健康保険課長のほうから回答があったところではありますが、その対策といえますか、どういう理由で受診率が低いのかという話の部分、検査の手法がバリウムということで、その辺の障害もあってということの話を伺っております。胃カメラも含めて、今後はその辺の対応をとということでありますけれども、あえてまた同じことを聞いても仕方ありませんが、とにかく胃がんの受診率は低いという状況でありますので、今後、そこを高めるような努力をお願いしたいと思っております。

次に進みますが、受診率の県内順位という部分で、先ほどの8月14日の新聞の順位を自分が拾った部分、県内順位の部分であります、肺がんについては8位、大腸がん4位、胃がん3位ということ



になっております。

ここで、男女別の県内順位というのがわかれば、教えていただきたいなと思っております。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 男女別については、まだ集計としては公表されておられませんので、このがん検診については把握しておりません。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） これは主要施策の成果説明書の部分で、榛東村においては、男女の人口比率、比率じゃなくて、男が7,481、女性が7,116ということで、男子が上回っております。これについては、自衛隊の関係があろうかなと思っておりますので、平均寿命については女性のほうが長いわけでありますから、男性の人数が多いということの中で、男女別の比率がわかれば、その対応もとれるのかなと思って、質問をしたところであります。

そこで、次に健康診断受診率の向上対策ということで、設定されている受診項目は、国の指導を全てカバーしておるかどうか伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 基本的には、国の指針に沿って検診は実施しております。ただし、先ほど申し上げましたように、胃がん検診については、本年度から内視鏡も検診として取り入れることができることとなりましたが、まだ本村としては、こちらについては取り入れていません。医療機関との調整や他市町村との動向を見ながら、検討している段階でございます。

そのほかとしては、村が独自に行っている検診としましては、腎機能検査の項目であるクレアチニン検査を若年者から長寿の方全員の方に、ご希望の方にはクレアチニン検査は実施しております。

また、胃がんリスク検診ですが、胃の萎縮を見るペプシノゲン検査とピロリ菌抗体検査ですが、こちらは村独自で実施をしております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 村独自でもクレアチニン検査、胃がんリスクの部分、取り入れているということで、喜ばしいことだなということで、村の姿勢を評価するものであります。

健康診断の無料化という部分、榛東村以外にも二、三あろうかと思っておりますが、これについても、無料化という部分の取り組み、先進的な取り組みということで、評価するものでありますけれども、ちょっといつごろからというのがちょっと頭の中にないので、無料化したことによって、受診率

の向上につながったかどうかの辺をお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 検診の料金についてですが、以前は500円から1,000円を超えていた検診もありますけれども、その料金を平成24年度から500円に全てさせていただき、平成26年度から全ての検診を無料化しております。

こちらの効果としては、平成25年度と平成26年度の受診率を比較してみますと、結核・肺がん検診は3.1%の上昇、胃がん検診は4.3%の上昇、大腸がん検診は2.5%の上昇、子宮がん検診は2.6%の上昇、乳がん検診は6.8%の上昇、前立腺がん検診も5.3%と、全てのがん検診の受診率が上昇しており、無料化したことにより、一定の効果が出ておると考えます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） もっと大きな伸び、向上率になるのかなと思いましたが、いずれの検診も、無料化したことによって伸びているということでもありますので、この無料化については、今後も継続してやっていただきたいというふうに思っているところであります。

その中で、受診率の向上対策で、特に力を入れている取り組みがあれば、お伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 検診の対策としましては、本日から集団検診が開始されていますが、早朝や休日検診など、それから一部の検診ではございますが、個別検診を実施したりということで、住民の方が受け方を選んで、受診しやすい体制を整えるようにしております。

また、特にということがございますので、その中で、今年度から、節目検診として、今までは40歳、新たにこういった検診の対象になる方に対しては、榛東村ではこんな検診が無料で受けられますというこの特に周知をしてきておりました。これに加えて、今年度から本年50歳、60歳になる方にも、節目検診として、検診のPRを実施しております。

また、力を入れていきたいところとしましては、未受診者対策として、今、集団検診の時期が9月、10月と、ちょっと間をあけて、12月にまた日にちを設定しております。その後も、個別検診のほうも2月まで受けられるような時期になっておりますので、10月までの受診者を一旦集計しまして、申し込んだりしている方でも、まだ受けていない方がたくさんいるわけですので、その方に対して、未受診者対策として個別に通知を送りまして、再度受診を促すような形で勧めることを実施しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 今お伺いしたように、受診しやすい体制をとるということで、ひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

次に、平均寿命でありますけれども、男性が80.3歳、高崎と肩を並べて、県内トップということと聞いております。榛東村の男性の一人として、誇らしく思っているところでありますけれども、女性についても触れないとおしかりを受けますので、女性については86.6歳で、1位の川場村、2位吉岡町次いで県内第3位ということで聞いておりますが、この平均寿命の県内ランキングについて、間違いはございませんか。

○議長（金井佐則君） 課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 平成22年の国勢調査をもとに発表、公表された、先ほど小野関議員がおっしゃったとおりの平均寿命でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 平均寿命、かなり高いところであるということとありますけれども、全国的にまだまだ寿命の長い市町村はあるというふうに思っておりますけれども、全国のトップ市町村とのその差について、市町村名とその差がわかったら、教えていただきたいと思ひます。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 全国のトップの市町村ということでございますが、男性が長野県北安曇野郡松川村というところで、82.2歳でございました。榛東村との差は1.9歳です。

女性は、沖縄県中頭郡北中城村というところで、89歳ということでした。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 平均寿命と健康診断受診率との関係なんですが、一般的に受診率が向上するという事は、健康に対する意識が高まるわけで、結果的に平均寿命が伸びるのかなというふうに思っております。

そこで、健康診断受診率と平均寿命との間に因果関係というか、相関関係があるかどうか、わかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 平均寿命と健康診断受診率との相関関係のデータは、ちょっと見つけることができませんでしたが、健診の目的としては、疾病を、病気を早期に発見して、早期治療につなげ、重症化を防ぐことから、平均寿命の延伸にはつながっていると考えます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 相関関係のデータの的なものはわからないということでありますけれども、先ほど申し上げたように、受診率が高いということは、長寿につながるものというふうに一般的に自分も考えるわけでありますが、健康診断受診率を高めて、日本一の長寿村を目指しましょうといったような部分について、お考えがあるかどうか、そういったスローガンのものを掲げることも必要かなと思っておりますが、その辺についてお考えをお聞きします。

○議長（金井佐則君） 安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 平成28年3月に策定しました榛東村健康づくり計画にも、先ほどの山口議員さんからお話もございましたが、基本理念としては、健康寿命の延伸ということで掲げさせていただいておりますので、平均寿命もそうですが、元気でいられる時間をできるだけ長く皆さんが過ごせるような形で事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 次に、健康診断でポイント制導入についてお伺いをいたします。

これも7月26日付の上毛新聞なんですけれども、みどり市、嬭恋村が実施という記事がありました。日本健康会議というところが発表したものなんですけれども、みどり市は、2011年度から健康診断などを受けるとポイントが得られ、ごみ袋や歯磨きセットなどがもらえる制度を導入と。嬭恋村も、本年度から健診ポイントと銘打った同様の取り組みを実施し、動機づけを与えて、健康診断の受診や運動を促す取り組みをしているという記事でありました。

健康診断のさらなる受診率向上のために、ポイント制度の導入の考えはあるかどうか、村長にお伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ポイント制度については、各市町村とも、いろいろな取り組みの中で、健康増進のために取り入れているということじゃないかと思います。

そういう中において、本村において、いろいろな特定健診とかそういうものについて、無料化等にもおいて受診をしてもらうということが主眼でやっております。

ポイント制度については、各やっている嬭恋でも、たしかみどり市でも、いろいろな料金をいろいろ取って、その中でさらに伸ばそうということで、例えば歯ブラシとか、そういうもので還元しながら、受診率を上げていこうという取り組みだというように考えております。

村のほうといたしましても、早期発見のためには、そういう受診をふやすことが一番大切だということを考えておりますので、そういう中において、先ほど安田課長のほうから話がありましたけれども、未受診の人たちについて、電話とか、あるいは家庭訪問等をして、そのような啓発をやっております。そういう通知等もしながら、我々のほうは実施したいというふうに考えています。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） どうあれ、ポイント制度導入という部分、頭の隅に置いておいて、今後お考えいただければというふうに思います。

次に、2番の榛東村の文化財再認識のためということで質問をいたします。

県内三大遺跡の茅野遺跡、高塚古墳、長久保古墳群について、出土品の展示などの状況を説明してもらいたいわけでありまして、茅野遺跡については、耳飾り館という専用の施設に展示されておるわけでありまして、長久保古墳群の出土品も、同館、耳飾り館で行われております。高塚古墳にあっては、群馬大学蔵ということで、発掘された榛東村においては見ることはできません。

そこで、群馬大学蔵の状況ですが、発掘資料収納庫に眠っているのか、しかるべき展示施設で展示されているのか、そこをお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 青木事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） ご質問にお答えいたします。

林業試験場に所在する高塚古墳についてですけれども、昭和34年に群馬大学の考古学研究室によって発掘が行われました。出土品は全て群馬大学で保管されています。ただ、資料の保存状況を考慮して、出土品の一部が現在、群馬県立歴史博物館に寄託されております。資料の所有者は、あくまでも群馬大学です。

昭和30年代には、行政による埋蔵文化財調査体制が整う前で、自治体による発掘調査というのはなかなか行われてない状態でした。このため、出土品が村外に所在しているということは、やむを得ない状態であると考えております。

ただ、現在、出土品が群馬県立歴史博物館で展示公開できる状態であるということは、これまでの保存状況、保存環境がよかったためというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） そこで、高塚古墳の出土品の耳飾り館への常設展示の考えがないかどうかお伺いをしたい。

発掘現場の榛東村において出土品を見ることはできないというのは、不公平感というか、やり切れない思いがあります。先ほどの回答の中で、県立歴史博物館へ一部展示ということでありますけれども、そこでは高塚古墳から出土した武人埴輪しか確認できませんでした。ですから、その他の出土品については、耳飾り館へ常設展示できないかどうか、検討を願いたいということであります。

主力をなす高塚古墳の展示物は何もない状況、これを改善する考えがあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 青木事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 今ご説明いただいたような経緯で、高塚古墳出土品というのは群馬大学の所有であり、その重立ったものの資料のみが県立歴史博物館に寄託されております。もし榛東村が展示を希望する場合には、所定の手続を踏まえて、一定期間借用することはできるかと考えております。

現在、耳飾り館の常設展示室には、既に耳飾りを主題とした展示が構成されていますので、その常設展中の中に高塚古墳出土品を加えて、どのように再構成するかとか、どんな効果的な展示をつくるのかということについては検討していく必要があるかと、そんなふうに考えます。

また、常設展ということで、長期の借用ということになりますと、貸し出す側の条件も厳しくなるんではないかと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 確かに耳飾り館は、工夫すれば何とか展示できるスペースも確保できるんじゃないかというふうに思っておりますが、常設展示という部分、かなり難しいということもあろうかと思っておりますので、期間限定であってもいいから、そこの辺を考えていただきたいというふうに思いますけれども、そういう、先ほどの説明の中で、期間限定で借り出して展示というお考えはあるということに理解してよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 青木事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） やはり県立歴史博物館との相談もあるかと思えますし、そして期間を区切った企画展を開催して、その中でということで公開するのが一番望ましいとは思うんで

すが、先ほど申し上げたとおり、展示するスペースはあっても、展示のテーマという状況において、どうするかということを検討を重ねた上でのことになるかなど、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） ぜひ前向きに考えていただきたいなと思っております。

それで、高塚出土の武人埴輪の部分でありますけれども、そのレプリカ、模造品でもいいから、耳飾り館へ飾れないかなという思いがあります。村民のほとんどの人は写真でしか見ることができない高塚古墳の出土品の武人埴輪が、県内某所にあるから、興味がある人は見に行ってくださいという状況だと思っております。

県立歴史博物館でありますけれども、開札を済ませ、最初に入館者を出迎えてくれるのが、高塚古墳出土の武人埴輪です。また、同館のパンフレットの表紙を飾っておりますし、入場券の絵柄にもなっております、武人埴輪が。その武人埴輪が榛東村から出土したと思うと、誇りと思うと同時に、発掘現場の榛東村で見られないことも落胆をしているところであります。

村の住民が文化財に接して、太古の昔に思いをはせ、ロマンの夢を見させる機会を提供することも行政が取り組むべき事業と考えています。武人埴輪のレプリカを耳飾り館へ展示することを提案いたしますけれども、村長のお考え、いかがでしょうか。

○議長（金井佐則君） 青木事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 高塚古墳出土の武人埴輪というのが、高さおよそ1メートル、古墳時代のよろいをつけて、太刀を持った姿で、6世紀ごろの武人の様子を示していると、装束がよくわかるよい資料だと思います。

この7月にリニューアルしました群馬県立歴史博物館では、東国古墳文化を紹介する顔として展示されております。今、議員さんがおっしゃったとおり、ホームページのトップ画面でも紹介されているという内容です。

高塚古墳出土の武人埴輪の複製を作製し、レプリカということになるかと思いますが、村に展示したいということになりますと、実物に近いもの、またガラスケース越しに見学するものということに考えるものになると思います。その場合は、形状をかなり正確にしなければいけないとか、細部に施された装束の表現等も、見学者の熟視にたえるもの、そのレベルになることが必要かと思えます。附属して展示するケースとか照明が必要となりますので、経費について課題が出てくるかなと思います。

ただ、模造品でもということもありましたので、例えばこれは模造品ですと。実物は県立歴史博物館に飾られていますというような情報で、ボランティアの方を中心として、手づくりで制作するようなもの、そのようなものをロビーの一角に露出展示しておくという方法もあるかなど、そんなふうに

思います。

そして、できれば、この模造品を小学校等に貸し出していただいて、小学校の子供たちに、ぜひともこのことを見ていただき、群馬県の教育委員会でも、今、東国文化についての学習については、副読本等を使っても推進しておりますので、ぜひそのための興味関心を高めさせて、榛東村の伝統とかよさとか、そして先ほどありましたとおり、誇りを伝えると、そういうことも必要かと、そんなことを考えております。

○議長（金井佐則君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今、事務局長のほうから答弁があったように、非常に価値のある武人埴輪ということで、そういう趣旨については私も十分理解できます。ただ、経費等いろいろな考えたときに、なかなか難しい場面があるなというふうには思っております。

局長が最後のほうにお話ししましたように、地域の方、それから私は教育委員会の人間ですから、子どもたちのことを考えたときに、きょうもいろいろ話題出ていましたけれども、次期学習指導要領の改訂に当たりましては、社会に開かれた教育課程、これをつくりなさい。地域の中に非常にいろいろな貴重なものがあると。この武人埴輪についても、そういうものに該当するんだろうと。

そうすると、学校は地域にあるものを使って、郷土を知り、そして人材の育成にという方向に行くらしいんですが、局長の提案にあったように、レプリカとなると非常に大変なことになるけれども、手づくりといいますか、そういうものを小・中学生に渡すことによって、さらに学習が深まっていくのではないかなと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） ぜひ前向きな方向で、子どもたちの教育のためにも、ひとつその辺を検討していただければというふうに思っております。

次に、しんとうちゃんとのコラボについてということであります。

約1,500年前の武人埴輪と現在のしんとうちゃんが時空を超えてつながっている状況という部分、榛東村にはそういった部分が用意されているというふうに思っております。

ゆるキャラブームも依然として好調なようで、くまモンにしろ、ふなっしーなどがテレビでも踊っている状況であります。村も、しんとうちゃんのゆるキャラをつくったわけでもありますけれども、村の産業祭だけに登場ではもったいない話だというふうに思っております。村民の目に触れる場所という部分です。村民に広く知ってもらうためもありますし、日常いつでもしんとうちゃんに触れ合える状況をつくるために、耳飾り館に常設展示したらどうかと。ゆるキャラに興味を持つ幼児期から小学校低学年の子供たちに夢を与えられると思っております。



週に一度でも、日曜日限定でもいいから、そんな形でできないのかなということで、幼児から小学校低学年ということになれば、ご父兄も一緒に来ることでありますから、耳飾り館の入場者アップにもつながると考えております。

しんとうちゃんを耳飾り館へ派遣する考えがあるかどうか、村長にお伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） しんとうちゃんとのコラボの考えはというご質問ですが、ただいまこちらで考えておりますところは、しんとうちゃんのデザインの中に、既にもう縄文しんとうちゃんができております。

あとまた、卓上のぬいぐるみの制作等を庁内で協議しながら、これらを使って、榛東村のPR、活性化につなげることを目的とした取り組みを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 日常、ふだん見られる状況をつくれるというのは、今、自分が申し上げたように、耳飾り館への展示ぐらいしかないのかなと思っておりますので、ひとつ前向きにそこは検討をお願いしたいなと思っております。

次に、最後の3番目の部分であります、区のコミセンの太陽光パネルについてお伺いをいたします。

売電単価については、26年度施工分が37円、27年度施工が33円ということであります。4円の開きがあるわけでありまして、施工業者がかかったための結果だということの説明を受けましたが、自分としては納得できないということでもありますけれども、既に事業は執行されていることで、後戻りもできない状況も承知しておりますが、そのために不利益をこうむっている区があるんじゃないか。言ってみれば、4円低い33円での契約になった区の部分であります。

先ほど申し上げたように、自分は東京電力と村が結ぶ契約であるから、施工業者がかわっても同じ価格で行けるんじゃないかというふうには思っているんですけども、まして通産省が入るわけでありますから、その部分について、また同じ質問をしても仕方ないんで、そこで、さっき言ったように、4円の差があるわけであります。安い単価で施工した区の、20年間の契約になるわけありますから、差損益というような部分、試算している数字があれば、お聞かせ願いたいと思いません。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 小山美子君発言〕

○総務課長（小山美子君） 20年間の損益の計算についてのご質問ですが、過去の差額には、東京

電力からの発電量が示されているので、37円と33円の差の4円を乗じて算出できますが、未来の発電量は、毎月変化するため、算出できません。仮に1年間の平均電力量で算出するとしても、そのデータを把握していないので、現段階では算出できません。

以上です。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） そこで、後でいいから、そのデータももらいたいというふうに思っております。

4月以降半年間、4月以降であれば、全部の区が見られるわけですね。ことし4月以降、半年間でもいいから、パネル1枚当たりの発電量を算出できるわけでありますから、26年と27年の施工した部分のその発電量、パネル1枚当たりのものを算出して、データとしてお示し願いたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 区のコミセンに設置している太陽光発電、37円から33円になってしまったと。それについて、初めのほうでは、補填もすべきだというようなことだと思うんですけども、補填問題については、この施設については、村のほうでも設置したそれに対して、これはその地区が、その場所が、いろいろな災害とかそういうときに避難所になるというようなこと、そして各住民の皆さんに、逆にエコというんですか、省エネとかそういう中において、CO<sub>2</sub>排出問題等について考えてもらおうということをやった事業でございますんで、その差額を補填とか、そういう内容ではないということをご理解をお願いしたい。

さらに、問題は、一番初め、小野関議員が質問のような形で出ましたけれども、26年度、27年度、同じ榛東村がやるんだという中の話があったと思うんですけども、事業とすれば、26年度は26年度、これは補助事業とかそういうのがありますんで、2年間まとめてやることはできない。もしやるとしても、事業主は榛東村であって、業者が誰であって、何をを使うということは、翌年度のことをやること自体が間違いです。これをやってしまったものが、これはだめなんです。法律上、そんなことはできません。

そういう中で、我々のほうも、27年度事業のときに東電のほうへ行ったら、もう事業主が決まっているでしょうと。榛東村じゃなくて、事業主が決まっている、製品も決まっている。これについて認できませんということで、やり直しをしなければならなかったというところでございますんで、その辺はよくですね、なぜそんなことをしてしまったということが私は問題だということでございますんで、33円になってしまったということについては、これは正式な手続をしたということの中で、その結果、その年度の売電価格が26年度においては37円、あるいは27年度については33円になってし

まったということで、やむを得ないこととございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 同じ議論を、前回の一般質問と同じような議論を蒸し返すつもりもありませんので、今、村長の答えの部分、前回のところと変わっておらないというふうな理解でおりますけれども、先ほど申し上げたですね、自分から言おうとしてしまったことを先に村長が言ってしまったんだけれども、33円、4円安い部分で、不利益をこうむった区に対して損害補填を考えているかどうか聞きたいということを次に言おうと思ったんですけども、村長が先に言ってしまったということでもあります。

ですから、自分としては、データのしっかりそこは把握したいということで、先ほど言ったように、4月以降9月までの間の半年間、ひとつ発電量はこれだけあって、パネル1枚当たりのもので比較するとこうなっていますよという部分の数字をお示し願いたい。

それは、補填するかしないか、補填してもらいたい、もし差があればですよ、補填をすべきじゃないのかなというふうには自分は考えているわけでありましてけれども、その前に、まずデータとして示していただきたいという部分、お願いをできますか、そこは。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私のほうも、先ほど言ったように、省エネの問題、そういう考え方、そして、そのところがいざというときに、先ほども申し上げましたけれども、避難所になるとか、そういう問題でつくったやり方とございますので、これについては、使われ方によっては、じゃ1枚当たり違う37円のところ、一番初めは42円のところも、これは榛東には区にはありませんけれども、それとの差というものがどういうあり方をするがわかりません。これは、じゃ何区と比べたら、1枚当たり少ないから、その分をということを言われても、いろいろ問題がありますので、それはよく考えて、トータルについて、何区のものが何キロでありましたよということとはできるかもしれませんが、1枚当たりがどのぐらい多かったか、少なかったということを出すのがいいかどうか、それも考えていかなければならないというふうに思いますので、ここ出しますとかそういうことはちょっと勘弁してもらいたい。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） どうあれ、行政執行に対しての情報開示的な話もあります。ぜひそこはデータの開示をお願いしたいなというふうに要望しておきます。

時間もなくなってしまうので、次に進みます。

6月の議会の一般質問で、私のほうから、時の総務課長は、27年度は安い多結晶で工事をしたと誤った答弁をしているわけでありまして、その真相究明について、村長は、当時の総務課長に話を聞いて、委員会なりに報告をさせてもらおうと答弁をしております。どの委員会でどんな報告をしたのか自分は聞いておりませんので、真相究明ができたかどうか、村長にお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これも前々から私のほうからも答弁させてもらい、6月のときには前総務課長等に話を聞いて、委員会なりに報告をしたいというような答弁をさせてもらいました。

これについては、前から言っているとおり、本当に言い間違えであったと。言い間違えというか、考え違いがあつて、単結晶のところを多結晶に売ってしまったと。そういうものについて、誤りであったから訂正したいということは前からお願いをしているところでございます。

そして、これについて、内容について、総務産業常任委員会のほうに私もこういう間違いであったということを報告させてもらったところでございます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 小野関武利君発言〕

○6番（小野関武利君） 最後の部分なんですけれども、議会だよりについては、訂正文を載せたということで、決着見たわけでありまして。

村でも、何かとれる手だてがあればお願いするということで私は申し上げたわけでありまして、村長は前課長に話を聞かせてもらい、どういう対処をしたらいいかどうか、課長なりと相談しますと答弁しております。どんな対処の結論が出たのかお伺いをしたいと思っております。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 対処については、先ほど来から申し上げたとおり、言い間違えてしまったと。それは陳謝すると。6月議会でも話をしたわけなんですけれども、その報告もさせてもらったところでございます。

これはどういう、単結晶、多結晶をどういうふうにするその責任とか、そういう責任ということじゃないと思うんですけれども、間違ったものを誤ったということで報告をさせてもらったところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（金井佐則君） 以上をもちまして通告のありました8名の一般質問を終了いたしました。

---

### ◎日程第3 認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

日程第3、認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定につきましては、本日は上程並びに

説明までとし、監査報告、質疑は8日に行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第3、認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定につきましては、本日は上程並びに説明までといたします。

日程第3、認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

岩田事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水喜代志会計課長。

〔会計課長 清水喜代志君発言〕

○会計課長（清水喜代志君） それでは、認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の3ページ、平成27年度榛東村会計別決算総括表をごらんください。

一般会計についてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

予算額63億2,207万3,298円に対し決算額61億3,398万7,690円、予算額に対する決算額の比較増減1億8,808万5,608円の減、予算額に対する決算額の比率97.02%。

歳出につきましては、予算額63億2,207万3,298円に対し決算額58億6,495万2,914円、予算額に対する決算額の比較増減4億5,712万384円の減、予算額に対する決算額の比率92.77%、歳入歳出差引額は2億6,903万4,776円でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額61億3,398万7,690円、2、歳出総額58億6,495万2,914円、3、歳入歳出差引額2億6,903万4,776円、4、翌年度へ繰り越すべき財源中（2）繰越明許費繰越額7,629万8,000円、計は同額です。5、実質収支額1億9,273万6,776円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金額はございません。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

平成27年度一般会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

款の合計につきまして、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄がゼロ以外の数字になる箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款村税、調定額15億9,340万7,141円、収入済額14億4,714万6,234円、不納欠損額1,216万2,421円、収入未済額1億3,409万8,486円、比較5,469万2,234円。

2 款地方譲与税、調定額7,945万7,000円、収入済額、同額です。比較4万3,000円の減。

3 款利子割交付金、調定額264万円、収入済額、同額です。比較56万円の減。

4 款配当割交付金、調定額831万円、収入済額、同額です。比較246万8,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、調定額839万9,000円、収入済額、同額です。比較89万1,000円の減。

6 款地方消費税交付金、調定額2億5,293万円、収入済額、同額です。比較1,207万円の減。

7 款ゴルフ場利用税交付金、調定額1,282万2,810円、収入済額、同額です。比較20万4,810円。

8 款自動車取得税交付金、調定額1,696万5,000円、収入済額、同額です。比較203万5,000円の減。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額6,849万1,000円、収入済額、同額です。

10 款地方特例交付金、調定額839万5,000円、収入済額、同額です。

11 款地方交付税、調定額14億5,623万6,000円、収入済額、同額です。比較5,216万7,000円。

12 款交通安全対策特別交付金、調定額221万5,000円、収入済額、同額です。比較106万4,000円。

13 款分担金及び負担金、調定額7,175万7,937円、収入済額6,071万9,650円、収入未済額1,103万8,287円、比較87万1,650円。

14 款使用料及び手数料、調定額4,891万3,812円、収入済額3,350万713円、収入未済額1,541万3,099円、比較198万2,713円。

15 款国庫支出金、調定額7億3,608万5,946円、収入済額、同額です。比較6,866万7,054円の減。

続いて、10ページ、11ページをごらんください。

16 款県支出金、調定額6億6,132万2,476円、収入済額、同額です。比較8,009万2,595円の減。

17 款財産収入、調定額6,061万1,471円、収入済額4,749万8,362円、収入未済額1,311万3,109円、比較48万7,638円の減。

18 款寄附金、調定額3億3,126万1,039円、収入済額、同額です。比較996万1,039円。

19 款繰入金、調定額3億3,643万80円、収入済額、同額です。比較1億4,501万4,620円の減。

20 款繰越金、調定額2億6,829万8,043円、収入済額、同額です。比較516円。

21 款諸収入、調定額6,636万337円、収入済額、同額です。比較163万6,663円の減。

22 款村債、調定額2億2,850万4,000円、収入済額、同額です。

歳入合計、予算額63億2,207万3,298円、調定額63億1,981万3,092円、収入済額61億3,398万7,690円、不納欠損額1,216万2,421円、収入未済額1億7,366万2,981円、比較1億8,808万5,608円の減でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございます。

款の合計につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の欄がゼ

ロ以外の数字のある箇所を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、比較と略させていただきます。

1 款議会費、支出済額9,538万9,879円、不用額205万121円、比較、同額です。

2 款総務費、支出済額12億5,763万1,727円、翌年度繰越額1,566万円、不用額7,876万8,273円、比較9,442万8,273円。

3 款民生費、支出済額17億4,954万7,096円、翌年度繰越額6,180万円、不用額6,503万3,904円、比較1億2,683万3,904円。

4 款衛生費、支出済額2億8,205万2,258円、不用額1,024万1,742円、比較、同額です。

5 款労働費、支出済額454万7,132円、不用額66万3,868円、比較、同額です。

6 款農林水産業費、支出済額6億6,759万1,316円、不用額4,643万2,282円、比較、同額です。

7 款商工費、支出済額3,436万7,691円、不用額472万4,309円、比較、同額です。

8 款土木費、支出済額4億4,420万2,818円、翌年度繰越額1,907万円、不用額3,346万9,182円、比較5,253万9,182円

9 款消防費、支出済額2億8,845万3,256円、不用額331万8,744円、比較、同額です。

10 款教育費、支出済額7億948万5,486円、翌年度繰越額7,299万3,000円、不用額4,017万8,214円、比較1億1,317万1,214円。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。

11 款災害復旧費、不用額3,000円、比較、同額です。

12 款公債費、支出済額3億3,133万8,743円、不用額3万3,257円、比較、同額です。

13 款諸支出金費、支出済額34万5,512円、不用額1,488円、比較、同額です。

14 款予備費、不用額267万9,000円、比較、同額です。

歳出合計、予算額63億2,207万3,298円、支出済額58億6,495万2,914円、翌年度繰越額1億6,952万3,000円、不用額2億8,759万7,384円、比較4億5,712万384円でございます。

なお、16ページから217ページまでが歳入歳出決算事項別明細書でございます。218ページから222ページまでが財産に関する調書、223ページは地方債に関する内容を記載しております。説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、雑駁でございますが、平成27年度一般会計の決算の説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

なお、監査報告、質疑につきましては8日に行います。

---

## ◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上で本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これもちまして平成28年第3回定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時3分散会



平成 2 8 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

9 月 8 日 (木)

# 平成28年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

---

平成28年9月8日（木曜日）

---

## 議事日程 第3号

平成28年9月8日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 認定第 1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定について（監査報告、質疑）
- 日程第 3 議案第56号 榛東村農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第57号 榛東村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第58号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第59号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第60号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第61号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第62号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第63号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（12名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

### 欠席議員（1名）

9番 松岡好雄君

---

### 説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	小山美子君	企画財政課長	清村昌一君
税務課長	山本正子君	住民生活課長	久保田邦夫君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	青木繁君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水義美君
会計課長	清水喜代志君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局 長	青木芳弘君	代表監査委員	岩崎唯雄君

---

### 事務局職員出席者

事務局 長	岩田健一	書 記	津久井久美
-------	------	-----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さんおはようございます。心配されました台風13号もけさ方温帯低気圧ということになったというような報道でありますけれども、群馬県内では土砂災害等も起きておることも報道をされました。これ以上災害がないことを祈るばかりであります。

ただいまから平成28年第3回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

ここで、9月1日の南千晴議員の一般質問に対する総務課長の答弁の中で一部訂正したいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 9月1日の南議員からの一般質問に対して一部訂正をさせてもらいたいというふうに思います。

内容につきましては、たしか南議員のほうから自衛隊OBの雇用について補助制度の問題がありました。これについて我々のほうもいろいろ調べたんですけども、調べ切れずにそういう制度がないというような発言をしてしまったんですけども、よく調べてみたところ、これについては27年、去年から制度がつくられたというところで、試験制度的に地域防災マネージャー制度というものがつくられました。そして、これについて各自治体とかそういうところがそういうマネージャー制度の試験の通った人を採用した場合には、その金額の半分、言うなれば2分1、限度を340万円として採用することができるという制度があることがわかりました。これについて訂正をさせてもらいたいというふうに思います。

そして、この制度を利用しているところについては、群馬県はもとより、関東というんですか、静岡だと思んですけども小山町、そこが27年度から利用しているというような話を聞いております。そういうことで訂正をさせてもらいたいというふうに思います。

そして、これは今度は訂正じゃないんですけども、先ほど議長のほうから話がありました台風についてでございますけれども、村としては、昨日の5時15分に会議を開いて対策本部とかそういうものを設置するかと考えたところ、職員に自宅待機と、自宅待機をして、これは強制ではございませんけれども禁酒令を出しまして、いざというときには手伝えるようにということで自宅待機をさせてもらいました。

そして、村民の皆さんには7時と9時に防災無線を利用させてもらって注意喚起を促したところでございます。これについては、そのときには警報じゃなく、注意報が大雨と雷注意報が出ておりました。そして、今のこのような台風だけじゃなくいろんなことがありますので注意を喚起させてもらったところでございます。そういうことを報告させていただきます。

そして、ちょっと悪いんですけども、きょうはそのブラインドというんですかね、それを上げ

ていいですかね。いつどんなあれがあるかわからないんで、ここをやりながらも見られるということで、そこを上げさせてもらいますけれども、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 村長よりの訂正と報告でありました。

それでは、出席議員の確認を行います。

出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定する定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職は全員出席であります。また、本日は岩崎代表監査委員が出席をされております。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。

---

◇

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

11番岩田好雄君、12番岸昭勝君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

### ◎日程第2 認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

岩崎代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） おはようございます。

意見書3ページをお開きいただきます。

地方自治法の規定によりまして村長から審査に付された次の会計に関する平成27年度歳入歳出決算書について審査を実施しました。平成27年度榛東村一般会計、同じく国民健康保険特別会計、同じく後期高齢者医療特別会計、同じく介護保険特別会計、同じく住宅新築資金等貸付特別会計、同じく公共下水道事業特別会計、同じく農業集落排水事業特別会計、同じく学校給食事業特別会計、同じく自然エネルギー発電事業特別会計について行いました。

審査の期間でございますが、平成28年7月19日から8月1日まで。実質8日間でございます。

審査の方法でございますが、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、計数の誤りがないか、予算の執行及び関連事業は適正に行われているかについて審査を行いました。

審査の結果については、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳票、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められました。

次に、一般会計でございます。

決算額は、歳入が61億3,300万円、歳出で58億6,400万円、形式収支で2億6,900万円の黒字、実質収支が1億9,200万円の黒字でございます。単年度収支も2,300万の黒字となっております。

次に、歳入について内容を申し上げます。

収入済額は61億3,300万円、調定額に対して97.06%の収入率でございます。不納欠損は1,200万円、収入未済額は1億7,300万円、不納欠損が222万円、それから収入未済額は613万円それぞれ減額しております。

款別の歳入決算状況は表のとおりでございます、このうち村税が3,100万円、寄附金、繰入金、この3点が大幅に動いておりますので説明します。

まず、村税でございますが、収入済額が14億4,700万円、調定額に対して収入率が90.82%、調定に対する収入率が前年に比べて0.75ポイント上昇しております。

次に、収入未済額は1億3,400万円、前年に比べて700万円の減少、不納欠損は1,200万円、前年に比べて220万円の減少でございます。

次に、次のページの真ん中に寄附金がございますが、収入済額が3億3,100万円、前年に比べて2億4,100万円増加しておりますが、これはふるさと納税関連でございます。

それから、次の繰入金、収入済額は3億3,600万円、前年度に比べて6億700万円減少しております。これは基金の繰入金が前年度に比べて6億1,000万円減少しておるからでございます。

次に、歳入の過大・過少については、下の表のとおり7件ございました。いずれも額の確定が年度末ということで補正予算に計上することは困難な事案です。適切な予算管理が行われていたものと認められました。

次に、収入未済滞納整理について、滞納整理実施状況、それから関連帳票の管理状況について審査を実施いたしました。適切に行われていることを確認いたしました。

収入未済額は毎年増加している科目もある。財政の健全化及び負担の公平性の観点から、収入未済額の解消に向けた努力を強く望むものではあります。特に住宅使用料については、昨年度も申しましたが、ここ数年で収入未済額は大幅に増加していることです。収入未済額の縮減に向けて新たな取り組みを早急に講じられたい。

収入未済額の状況は下の表のとおりでございます。前年に比べて600万円、大幅に減っておるんですが、この中で下から4行目、住宅使用料だけが182万円ということで大きく増加しております。これは主要施策の15ページに調定と、それから徴収の実績が詳しく載っております。ぜひよくごらんになっていただきたいと思っております。

ちなみに、これは平成25年度に1,000万円の大台に乗ってから、26年度は1,300万円、27年度は1,500万円と着実というか、大幅に増加している現況でございます。

次に、歳出でございます。

支出済額が58億6,400万円、執行率は92.77%、前年に比べて支出済額は3,400万円増加している。

款別の決算状況は以下の表のとおりでございまして、大きく変動している総務費、それから農林水産費、教育費について申し上げたいと思います。

まず、総務費でございますが、支出済額が12億5,700万円、前年に比べて3億6,200万円増加しております。最も支出額が大きい総務管理費を目別で見ますと、財政管理費が4,500万円、企画費が2億7,900万円増加しております。財政管理費は減債基金の積み立て、企画費は地域創生ふるさと応援事業に伴う委託料の増加によるものでございます。

次に、15ページをお開きください。

農林水産費について、支出済額は6億6,700万円、前年に比べて2億3,000万円増加でございます。これは農業振興費が1億9,300万円増加したことによるものでございます。農業振興費は被災者向け経営体育成支援事業補助金の増加ということでございます。

それから、18ページでございます。

教育費でございますが、支出済額が7億900万円、前年に比べて6億6,300万円減少しております。要因として、小学校費が南小体育館建設工事が終了、社会教育費は、社会教育施設整備基金の積立金及び南部コミュニティセンター改修工事の減少によるものでございます。

次に、高額不用額、これは8事案でございました。年度末の支出が未確定であるということで、安全値を考慮したことによって不用額が生じてしまったことでございます。

予算管理は適切に行われているものと認められました。

次に、抽出検査は、消費的事業、それから投資的事業、現地踏査、物品検査等を実施しました。いずれも適切に執行されていることを確認いたしました。

次に、交際費でございます。

村長、議長、教育長及び農業委員会長の交際費の管理執行状況について審査をいたしました。いずれにおいても適切に管理執行されていることを確認いたしました。

次に、52ページへお進みください。

公有財産の状況でございます。土地及び建物について申し上げます。

土地は前年に比べて572平米の減少、建物は前年に比べて680平方メートルの減少でございます。明細は下の表のとおりでございます。

有価証券、出資による権利は昨年と変更はございませんでした。

物件等については、車両が2台、それからハーブが1台ということでございます。物件は温泉の源泉でございまして、前年と同様でございます。

次に、基金の状況について申し上げます。

全会計の当年度末における基金残高は52億5,300万円でございます。前年に比べて9,100万円の減少でございます。明細は表のとおりでございます。

村債の状況でございます。当年度末における村債残高が73億7,000万円、前年度に比べて1億3,200万円の減少でございます。

各会計における状況は以上のとおりでございます。

次に、歳入の構成について申し上げます。

自主財源と依存財源についてでございますが、前年度に比べて自主財源が5.32ポイント低下しております。これは過去3年間で少ないということでございます。

それから、歳出の構成について申し上げます。

義務的経費は前年に比べてというか、これは扶助費の増加でございます。

投資的経費は普通建設事業が減少しておりますこと減少しております。

その他の経費は繰出金の増加によって増加しております。

次に、主要財政収入についてでございます。財政力、それから経常収支は少額でございますけれども回復基調、実質公債費比率は0.6ポイントの悪化でございます。過去23年からの数字は表のとおりでございます。

それでは、審査意見を申し上げたいと思います。

平成27年度における一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入で101億9,800万円、歳出で97億6,800万円、形式収支は4億2,900万円、実質収支で3億5,300万円の黒字、実質単年度収支は800万円の赤字となっております。一般会計の決算額は61億3,300万円でございます。歳出は58億6,400万円、形式収支で2億6,900万円の黒字、実質収支で1億9,200万円の黒字でございます。単年度の収支で2,300万円の黒字となっております。

次に、歳入を見ますと、一般会計における歳入決算額の23.59%の割合を占める村税は、収入済額が14億4,700万円、収入率が90.82%、前年度に比べて0.75ポイントの上昇でございます。徴収対策の強化に取り組み収入未済額が減少していること、前年度に引き続き収入率が90%を超えていることを評価するものであります。

その一方で、住宅使用料は収入未済額の増加及び収入率が低調であることを踏まえて、早急に改善策を講じられたいと思います。

ちなみに、これは27年3月末の数字でございますけれども、榛東村は28番目ということで、隣の吉岡町は21番目でございます。これは3月末ですから、この比較で吉岡町に比べて3.5ポイント劣っております。なお、1番は上野村で99.9%ということ、これは別格だと思います。

次に、徴収率が上がった順番が出ておまして、榛東村は2.2%で10番目でございます。1番目は孺恋村で9.8%ということ、9.8%もふえるのは、これは何か特別なあれがあったのかと思いますけ



れども、そういう状況でございます。90.82には上がっておりますけれども、まだまだ上があるということでご理解をいただきたいと思います。

歳出は、公債費及び繰出金が前年に比べて増加、今後も村債の元金償還開始ということで増加が見込まれております。

厳しい財政状況が続くものと思われまますので、費用対効果を十分検証の上、効果的かつ効率的な事業執行に努めて、より健全な財政運営を図るよう努力をお願いしたいと思います。

次に、不用額について申し上げます。

一般会計で2億8,700万円、特別会計で1億9,000万円、合わせて4億7,700万円でございます。精度の高い予算編成と計画的な予算執行に努めて財源の有効活用に努められたいと思います。

財政指標で見ますと、財政力指数、それから経常収支比率はわずかでありまますけれども回復基調、それから実質公債費比率は悪化しております。94.3で1.5ポイントアップ、回復していると書いてありますけれども、町村においては75%が妥当というような文書もございませす。十分いい数字であるなという感じではないと思いまますので、よろしくお願いをいたします。

以上、これまで27年度における決算状況、財政状況等を見たところでありまます、これらの状況を勘案すると、当年度においては適切な財政運営が行われて健全な財政状況が維持されていると言えます。

榛東村第6次総合計画に基づいて、限られた財源の中で引き続き効率的かつ効果的な執行に努められたい。

最後でございますが、社会の変化を的確に把握し、柔軟に、積極的に対応し、さらなる村民サービスの提供と村民福祉の向上・増進に寄与されるよう一層のご尽力を期待し、決算意見書といたします。以上であります。

○議長（金井佐則君） 監査報告が終わりました。

岩崎代表監査委員には暑い中、連日の決算監査、大変お世話になりました。改めまして厚く御礼を申し上げます。

これより質疑に入ります。

なお、質疑に対しては監査報告に限定し、対象は一般会計のみでございます。また、質問については1人3問までといたします。

質疑ございませんか。

13番早坂通君。

○13番（早坂 通君） 代表監査委員、決算審査大変お疲れさまでした。かなりいろいろと詳しく書かれているわけで、いろいろ大変だったというふうに思います。

そこでちょっとお聞きします。

昨年も、一昨年も聞いたと思うんですが、経常収支比率の件についてなんですが、さっき代表監査

委員も言いましたように75%を超えると危険信号というか、一般的にそういうふうに言われているわけですが、昔なんか75%、80%を超えるとかなり厳しい状況だなというような認識は持っていたんですけども、現在94.3%ということは、これは決して榛東村だけが経常収支比率が高くなっているということじゃなくて、全国的な傾向ではあると思うんですね。とは言いつつ、94.3%というのはかなり高い比率なわけですが、この辺について専門的な立場から、このくらいあっても今の日本の経済状況を考えればこの先も何とかやっていけるのか、もしくは全国的に高い数値になっているけれども、とりわけ榛東村がその中でも高くなっているのか、そういうことを含めて、今後の榛東村の財政運営ですね、この数値が高いと財政が硬直するというふうに言われているわけですが、その辺の認識についてひとつ教えていただきたいというふうに思います。

それともう一つですね、改めて私、今回地方自治法をひっくり返してみました。そういうところで1つ、地方自治法2条に地方公共団体の役割として17項目を掲げてあるんですね。その中の16項のところに地方公共団体は法令に違反しその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならないというふうになっているわけです。

それで、地方自治法199条、監査員の職務というところにはこのように書かれているわけです。監査員は地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通公共団体の経営にかかわる事業の管理を監査するということですから、当然、事務の執行及び云々というところを考えれば、行政の違法な財政運用ですか、その辺も厳しく監査するという立場にあるというふうに思うんですが、それに基づいて、この間私もさんざん問題にしております例の平成27年度の第3回定例会におけるふるさと納税の給付金を含む専決処分ですね、これは私から何度も言っておりますが、明らかに緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときという専決理由はまず当たらない、違法だと思えます、これから照らしてこれを専決処分したということは。

さらに、総計予算主義に基づいて1年分専決処分するなんていうと、これも明らかに専決処分の法の趣旨からいけば違法であり、なおかつ両方とも議決権の侵害になるわけですね。議決権の侵害をされるということは、我々議員にとっては最も重大な問題なんですね。そういうことなもので私は再三この問題を指摘しているわけですが、あと繰越明許費も款項の流用をしたり、事業目的以外の使用をしたりして、これも違法な財政運用になるわけですね。こういうことを監査委員は、繰越明許費については我々が住民監査請求した際に却下されたわけですから、監査委員会とすればそれは違法性はないよというふうに言ったんだと思うんですけども、私は明らかにこれは繰越明許費の運用については違法だというふうに考えております。総務省の見解も違法だというふうに聞いております。にもかかわらず監査委員会で却下するという事になったわけなんですけれども、その辺のこと、細かく言えば経常収支比率の問題、専決処分の問題、繰越明許費の問題について現在の代表監査委員のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（金井佐則君） 早坂委員に1つ申し上げますけれども、あくまでも監査報告の質疑について

は限定ということで、限定でご理解をいただき、専決処分違法の件については一般質問の中でも早坂議員が厳しく追及をされた問題でありますので、あくまでも監査委員は村の監査をしてくださっておるということで、監査委員に質問ということについては少し違うんじゃないかなというふうに思いますので、その一番初めの質問に対しては企画財政課長より答弁をさせていただきたいと、こんなふうに思いますけれども、いかがですか。

○13番（早坂 通君） あのですね、27年度の決算ですよ。27年度決算ということは全体をやっばり監査するわけですよ。その中で、とりわけ今年度はこういうものを重視して監査しますよということで報告されているわけですよ。それからいけば全体が対象になるわけです。つまり、前年度やった専決処分、繰越明許費の款項の流用、事業外、目的外使用、これも監査の対象になるわけですよ。さっき、これ法令読みましたよね、この2つの法令。それからしたって該当するわけですよ。

○議長（金井佐則君） ただ、監査員さんの所見、意見を聞くということは、これ少し違うんじゃないかなというふうに感じるんですけれども、どうですか。

○13番（早坂 通君） 監査員だからこそ聞くわけでしょう。先ほど言いましたように、監査員の職務として普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通公共団体の経営にかかわる事業の管理を監査するとなっているわけですから。

で、さっき言った専決処分……

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午前9時37分休憩

---

午前9時42分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

ただいま監査委員にお聞きしたところ、この問題についてのお考え等についてはコメントは控えるということですので、ここで、その問題については村の執行長であります村長より答弁をさせます。

真塩村長。

[「議長、村長の答弁はいいです、さんざん聞いてるから」の声あり]

○議長（金井佐則君） いいんですか。

[「うん」の声あり]

○議長（金井佐則君） じゃ、村長、いいそうです。

企画財政課長。

[企画財政課長 清村昌一君発言]

○企画財政課長（清村昌一君） 決算審査意見書の59ページに記載をされておりますけれども、真ん

中に表がありますけれども、27年度については94.3、26年度の95.8に比べて若干改善はしたということでございますけれども、表の一番右側が23年度でございますけれども、そちらについては86.9ということで、審査意見書の中にもございますけれども、決して楽観できるような状況にはないということでございます。

経常収支比率につきましては、地方税あるいは普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源、これを経常一般財源といいますけれども、そのうち人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費、経常的経費に充当されたものが占める割合というのが経常収支比率でございますので、この比率が経常的に収入できる収入が経常的に出ていく、このように全て当たってしまうということで財政の硬直化が進んでいるというようなことで、その判断指標となるものでございますが、基本的にいいでしょうか、理由はいろいろまたこれから細かく分析をしていくところでございますけれども、こちらにつきましては、こちらの審査意見書の中にもございましたけれども、一般財源の柱であります村税収入につきまして、若干ではありますけれども徴収率は向上したというところでございますけれども、まだまだ収入未済金が回収し切れていないという部分、財源のほうは足りない。

一方、歳出で経常的に支出されるものにつきまして、主には扶助費あるいは公債費が増加してしまっているというところが原因となっております。榛東村だけなのか、それともほかの市町村もそうなのかというお尋ねもございましたけれども、これもまだ27年度の決算に基づきます全国の市町村別の数値等は公表になっていないわけでございますけれども、26年度のものを見る限り、全国的にこういった傾向にあるというところでございます。

今後大丈夫なのかというお尋ねもございました。財政が硬直しておりますけれども、今後、住民福祉の向上等に向けて第6次総合計画に基づきまして着実に事業を実施するため歳入の確保、それから経費の縮減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 早坂議員、もう1問あります。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（金井佐則君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております認定第1号については予算決算特別委員会に付託をいたします。

---

◇

◎日程第3 議案第56号 榛東村農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第56号 榛東村農業委員会の委員定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

岩田事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

議案書とは別とじの平成28年度第3回定例会議案に関する説明書1ページをごらんください。

1ページの概要、趣旨・目的にありますとおり、農業委員会等に関する法律の改正により所要の改正を行うものでございます。関係法令は、農業委員会等に関する法令、施行令第5条となります。

この改正は、農業委員の公選制廃止とともに、村長が議会の同意を得て農業委員を任命するなど、法改正に準拠した条例の制定及び廃止をお願いするものでございます。

議案書は2ページをお開きください。

榛東村農業委員会の委員の定数に関する条例。

目的、第1条、この条例は農業委員会等に関する法律に基づき榛東村農業委員会の委員の定数を定めることを目的とする。

定数、第2条、榛東村農業委員会の定数は12人とする。定数12人につきましては、この後審議されます議案第57号 榛東村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案において、農地利用最適化推進委員の定数を7人としており、この人数が榛東村の農家台帳面積706ヘクタールに基づき、農業委員会等の法律施行令で示されております100ヘクタール当たり1人という条件を満たすために7人としているため、農業委員12人、農地利用最適化推進委員7人、合わせて19人として現行の行政区から選出された農業委員の数と一致するような定めるものでございます。

附則でございますが、施行期日、1項、この条例は、公布の日から施行するとしております。

この公布の日とは、現職の農業委員の任期満了となる平成29年5月13日まで旧法が適用されることから、平成29年5月14日から適用されることとなります。

続いて、附則第2項、榛東村農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止でございます。榛東村農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止するというものでございます。なお、例規集は3巻、1,131ページに記されております。

以上で説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 直ちに採決を行います。

議案第56号 榛東村農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第57号 榛東村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第57号 榛東村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

議案書とは別とじの平成28年度第3回定例会議案に関する説明書2ページをごらんください。

2ページの概要、趣旨・目的、農業委員会等に関する法律の改正により所要の改正を行うものでございます。関係法令は農業委員会等に関する法律施行令第8条となります。

議案書4ページをお開きください。

榛東村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例。

目的、第1条、この条例は農業委員会等に関する法律に基づき榛東村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定めることを目的とする。

定数、第2条、榛東村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は7人とする。7人とした理由

は、先ほどの議案第56号でもご説明申し上げましたが、農業委員会等に関する法律施行令第8条で農地利用最適化推進委員の定数を農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で割った数以下であることと示されていることから、平成28年8月1日現在における榛東村の農地台帳面積706ヘクタールにより求めた値で7人としております。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしており、先ほどの議案第56号と同様、平成29年5月14日から適用されることとなります。

農地利用最適化推進委員につきましては、今回の法改正により新たに設けられ、農業委員と密接に連携しながら、みずからの担当区域において担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地対策など地域における現場活動により農地利用の最適化を推進する役割を担うもので、その選任につきましては、新たに任命された農業委員で構成された農業委員会が委嘱するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 7番松岡です。

榛東村の農業委員会のこの改正のあれはわかるんですけども、農業委員会は今までの定数が半分だった、それと、今回提案されている農地最適推進委員の仕事、それと立場、それをちょっと説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 農業委員につきましては、主に農地法等の法律関係の判断を行う機関という位置づけと考えております。また、農地利用最適化推進委員につきましては現場のほうの農地の集積等、先ほど申し上げましたその役割を担うものと考えております。

これまで農業委員さんにつきましては、どちらかと申し上げますと現場のほうのいろんな調整、農地の貸し借り等の調整につきましては付随するような内容だったかと思っております。専ら農地法の審議を行うほうが中心となって、貸し借りについてはそれに付随するものという流れだったかと思っておりますが、今回につきましては、その法律の判断につきましては農業委員さんがしっかりとやる。現場の貸し借り云々は農地利用最適推進委員さんが努める。分業化して今後のいろんな農業にまつわる、農地にまつわる施策を推進するものと認識しております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） じゃ、定数が12になった農業委員さんは今までの農地法3条、4条、5条の審査をする。今回のこの農地利用最適推進委員さんは利用集積だとか、耕作放棄地対策だとか、そういう現場のほうの仕事をするということで認識していいわけですね。

○議長（金井佐則君） 青木課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） いずれにしましても農業委員会はその2つの組織というか、2つの役割を担った人たちが密接に連携しながら取り組むというふうに理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第57条 榛東村農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第58号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第58号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。



歳入歳出予算の総額に1億5,807万4,000円を加え、総額を60億5,426万7,000円とするものでございます。また、あわせて地方債の補正をお願いするものとなっております。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入におきましては前年度繰越金の額の確定及び地方交付税、地方特例交付金等の交付額の確定に伴う増減などがございます。

歳出におきましては、決算に基づきます各特別会計の繰出金の増減、財政調整基金への法定積み立ての増額などをお願いするものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出補正予算。

初めに歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に読み上げます。

10款1項地方特例交付金、補正額115万円、計1,015万円。

11款1項地方交付税、補正額1,942万7,000円、計13億4,442万7,000円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額1,086万9,000円、計3億4,542万8,000円。

16款県支出金、2項県補助金、補正額25万9,000円、計1億6,313万6,000円。3項県委託金、9,000円の減、計2,992万8,000円。

17款財産収入、1項財産運用収入、補正額24万5,000円、計4,571万6,000円。2項財産売払収入、補正額592万2,000円、計592万5,000円。

20款1項繰越金、補正額1億1,273万6,000円、計1億9,273万6,000円。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、補正額1万6,000円、計434万1,000円。4項雑入、1,360万5,000円、計9,463万2,000円。

22款1項村債、補正額614万6,000円の減、計1億7,885万4,000円。

歳入の合計でございます。

補正前の額58億9,619万3,000円、補正額1億5,807万4,000円、計60億5,426万7,000円でございます。続きまして、下のページ、7ページになりますけれども、歳出でございます。

同じく左から款、項、補正額、計の順に読み上げをいたします。

2款総務費、1項総務管理費、補正額8,720万6,000円、計9億7,117万6,000円。2項徴税費補正額189万円、計9,422万7,000円。3項戸籍基本住民台帳費、補正額377万3,000円、計3,785万円。

3款民生費、1項社会福祉費補正額698万9,000円、計12億9,890万4,000円。2項児童福祉費、補正額300万円、計6億3,825万5,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正額141万6,000円、計1億8,425万9,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正額108万2,000円、計5億7,681万8,000円。2項林業費、補正額22万4,000円、計2,801万9,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正額182万1,000円、計2,051万8,000円。2項道路橋梁費、補正額

346万4,000円、計3億1,935万7,000円。5項都市計画費、補正額30万8,000円、計1億6,482万1,000円。

9款1項消防費、補正額50万円、計2億3,528万7,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正額2,244万4,000円、計9,497万4,000円。

8ページになります。

2項小学校費、補正額66万6,000円、計1億6,393万7,000円。3項中学校費、補正額72万5,000円、計8,927万1,000円。5項社会教育費、補正額2,093万8,000円、計1億5,076万円。

6項保健体育費、補正額153万1,000円、計2億2,110万8,000円。

12款1項公債費、補正額9万7,000円、計3億6,754万1,000円。

歳出の合計でございます。補正前の額58億9,619万3,000円、補正額1億5,807万4,000円、計60億5,426万7,000円でございます。

9ページになりますが、地方債の補正でございます。

臨時財政対策債の借入限度額の確定を受けての補正となっております。表中左側が補正前、右側が補正後でございます。今回の変更につきましては借入限度額を補正前の1億8,500万円から1億7,885万4,000円とするものでございます。

続きまして、説明資料の5ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書でございます。歳入の重立ったものを説明させていただきます。

10款の地方特例交付金、それからその下の11款地方交付税につきましては、交付額の確定に伴う増額補正となっております。

下の表、15款国庫支出金、それから次のページになりますけれども、16款の県支出金につきましても、それぞれ交付額の決定による増減となっております。

17款財産収入のうち2項1目不動産売払収入でございますけれども、こちらにつきましては旧前橋法務局群馬出張所の跡地を高崎市へ売却するものでございます。

次に、下のページ、7ページですけれども、20款の繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金が確定したことによるものでございます。

8ページになります。

村債でございますけれども、先ほど第2表でご説明申し上げましたとおり、臨時財政対策債の借入限度額が確定したことに伴います減額補正となっております。

続きまして、主な歳出についてご説明申し上げます。

10ページになります。

2款1項8目財政調整基金費5,636万9,000円については、決算剰余金の2分の1の額を積み立てるため増額を行うものでございます。

12ページになります。

3款2項2目児童措置費につきましては、村内3カ所の保育所の業務効率を向上させる保育対策総合支援事業費について補助金を交付するものでございます。

下のページ、13ページで、4款1項2目予防費でございますけれども、予防接種法施行令の改正によりB型肝炎ワクチン予防接種が本年10月から定期接種となることに伴う経費の増額となっております。

続きまして、15ページになります。

8款1項1目土木管理費、13節委託料でございますが、国の交付金、社会資本総合整備交付金でございますけれども、こちらを受けまして耐震改修促進計画を策定する経費でございます。

16ページの最下段から17ページの上段にかけて10款1項2目事務局費、25節、それから19ページになりますけれども10款5項1目社会教育総務費の25節につきましては、それぞれ義務教育施設整備基金及び社会教育施設整備基金への積み立てを増額するものとなっております。

20ページ、最後、12款の公債費でございますけれども、27年度の村債の借入れ分につきまして借入れ条件の確定によりまして元利償還金の増減を行うものでございます。

議案第58号の説明は以上でございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第58号 平成28年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。再開を25分からにします。

午前10時10分休憩

---

午前10時25分再開

○議長（金井佐則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇

◎日程第6 議案第59号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第59号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第59号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,367万3,000円を加え、総額を20億2,436万3,000円とするものでございます。

議案書11ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

11款繰越金、補正額1億1,367万3,000円、計1億1,367万5,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額19億1,069万円、補正額1億1,367万3,000円、計20億2,436万3,000円でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳出です。

9款基金積立金、補正額1億1,024万円、計1億1,064万1,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

11款諸支出金、補正額343万3,000円、計614万9,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額343万3,000円、計583万7,000円。

歳出合計、補正前の額19億1,069万円、補正額1億1,367万3,000円、計20億2,436万3,000円でございます。

続きまして、議案に関する説明書25ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書についてご説明申し上げます。

11款1項1目療養給付費交付金繰越金、1節退職分繰越金、補正額343万3,000円は、平成27年度退職者医療療養給付費交付金が確定し超過交付となったことから、前年度繰越金を退職分繰越金として歳入するものです。

11款1項2目その他繰越金、1節一般分繰越金、補正額1億1,024万円は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、26ページをお願いします。

歳出の事項別明細書についてご説明します。

9款1項1目国民健康保険基金積立金、25節積立金、補正額1億1,024万円は、繰越金のうち精算還付金以外の金額を基金に積み立てるものでございます。

11款1項4目退職被保険者国・県支出金等償還金、23節償還金、利子及び割引料、補正額343万3,000円は、事業費の確定により交付金の国庫への償還、還付金等でございます。

議案第59号の説明は以上です。

ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第59号 平成28年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 議案60号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第60号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

安田課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第60号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,578万円を加え、総額を12億3,942万7,000円とするものです。

議案書14ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

6款財産収入、補正額3,000円、計2万1,000円。1項財産運用収入、補正額、計とも同額です。

8款繰越金、補正額4,577万7,000円、計4,577万8,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正前の額11億9,364万7,000円、補正額4,578万円、計12億3,942万7,000円でございます。

続きまして、15ページをお願いします。

歳出です。

4款基金積立金、補正額1,873万円、計1,873万1,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

5款諸支出金、補正額2,705万円、計2,710万2,000円。1項償還金及び還付金、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正前の額11億9,364万7,000円、補正額4,578万円、計12億3,942万7,000円でございます。

続きまして、議案に関する説明書29ページをお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書についてご説明申し上げます。

6款1項1目利子及び配当金、1節介護給付費準備基金利子、補正額3,000円は、基金積立金の定期預金の利子が確定になったものです。

8款1項1目繰越金、1節繰越金、補正額4,577万7,000円は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、30ページをお願いします。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金、介護給付費準備基金積立金、補正額1,870万9,000円は、前年度繰越金のうち精算還付金等以外の金額を基金に積み立てるものでございます。

同じく、25節積立金、介護給付費準備基金利子積立金は、基金積立金の預金利子が確定したものでございます。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、23節償還金、利子及び割引料、補正額5万円は、過年度にさかのぼり所得の更正があり、納付済みの保険料の還付する件数が当初見込みより増加したため増額をお願いするものです。

5款1項2目国庫支出金償還金、23節償還金、利子及び割引料、国庫支出金精算還付金、補正額2,089万2,000円は、同じく23節償還金、利子及び割引料支払基金交付金精算還付金、補正額610万8,000円は、主に給付費及び地域支援事業費の確定による交付金の国及び支払基金への還付金でございます。

以上で議案第60号の説明は終わります。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第60号 平成28年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第61号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第61号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 青木芳弘君発言]

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 議案第61号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について朗読及び説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。

左から款、項、補正額、計の順に朗読をさせていただきます。

3款繰入金、補正額143万1,000円、計7,268万7,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

4款繰越金、補正額7万9,000円、計8万円。1項繰越金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億3,532万7,000円、補正額151万円、計1億3,683万7,000円。

続きまして、18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額143万1,000円、計6,021万9,000円。1項総務管理費、同額でございます。

2款事業費、補正額7万9,000円、計7,610万8,000円。1項事業費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億3,532万7,000円、補正額151万円、計1億3,683万7,000円。

続きまして、議案に関する説明資料33ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額143万1,000円は、歳出の増額に伴いまして一般会計から繰り入れるものでございます。

4款1項1目前年度繰越金、補正額7万9,000円は、給食費から食材購入に要した残金でございます。

34ページをお願いします。

事項別明細書の歳出でございます。

1款1項1目11節需用費143万1,000円は、給食センターの重油タンクからボイラー室までの配管改修工事で修繕費を使い切ってしまったため、今後の建物等の修繕の見込み額45万4,000円と機械器具修繕費の見込み額97万7,000円の合計でございます。

2款1項1目11節需用費7万9,000円は、前年度繰越金を賄い材料費に充てるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。



○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第61号 平成28年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は可決されました。

---

◇

◎日程第9 議案第62号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算  
（第1号）について

○議長（金井佐則君） 日程第9、議案第62号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 青木 繁君発言〕

○産業振興課長（青木 繁君） 議案第62号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成27年度の自然エネルギー発電事業特別会計の決算に伴い生じた剰余金138万7,912円を同特別会計を継承する平成28年度太陽光発電事業特別会計にて積み立てるために補正するものでございます。

議案書20ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額、計の順で朗読し、説明とさせていただきます。

3款繰越金、補正額138万6,000円、計138万7,000円。1項繰越金、同額です。

歳入合計、補正前の額3,436万3,000円、補正額138万6,000円、計3,574万9,000円。

21ページをごらんください。歳出となります。

款、項、補正額、計の順で朗読し、説明とさせていただきます。

1款総務費、補正額138万6,000円、計3,063万7,000円。1項総務管理費、同額です。

歳出合計、補正前の額3,436万3,000円、補正額138万6,000円、計3,574万9,000円。

別とじの議案に関する説明資料37ページをお開きください。

歳入の3款1項1目1節繰越金に138万6,000円を前年度繰越金として計上し、補正後の予算額を138万7,000円とします。

38ページのほうをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費、25節積立金138万6,000円を追加して、太陽光発電所維持管理基金積立金といたします。

以上で説明にかえさせていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第62号 平成28年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第10 議案第63号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第10、議案第63号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第63号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、第3条予算の収益的収入及び支出につきまして、計量法に基づき8年を経過した水道量水器を交換するもののうち2カ所を遠隔式量水器に変更するとともに、不足している量水器を購入するための補正の増額でございます。また、これに伴う第9条予算に定めた棚卸資産の購入限度額の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、議案に関する説明資料39ページをお願いいたします。

平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）実施計画書により説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

左から款、項、目、補正予定額、計の順に朗読させていただきます。なお、既決予定額につきましては省略させていただきます。

1 款水道事業費用、補正予定額39万9,000円、計2億8,448万9,000円。1 項営業費用、補正予定額39万9,000円、計2億6,864万円。

2 目配水及び給水費、補正予定額39万9,000円、計6,172万7,000円。

続いて、40ページをお願いいたします。

補正予算第2号の説明書です。

収益的収入及び支出における支出の内訳となっております。

2 目の配水及び給水費、5 節修繕費、補正予定額39万9,000円は説明欄の量水器の遠隔試験の変更及び不足購入による増でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

第9条予算で定めた棚卸資産の購入限度額の増額補正でございます。

左から、款、項、目、補正予定額、計の順に朗読させていただきます。なお、既決予定額は省略させていただきます。

1 款棚卸資産購入限度額、補正予定額43万1,000円、計765万5,000円。1 項棚卸資産購入限度額、同額でございます。

1 目棚卸資産購入限度額、同額でございます。

以上で議案第63号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご可決をいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 7番、松岡です。

修繕費のところは量水器の遠隔式って、これどういうんですか、現状はどういうふうに遠隔をするのか細かい説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 遠隔式の量水器のご質問でございますけれども、量水器の管理上どうしても立ち入りできない部分につきまして、例えば自衛隊なんですけれども、そこに対しては外のところで量水器のメーターがわかるような形の中で水道メーターを検針できる形で入れるのが遠隔式という形でございます。

今回、遠隔式が、当初予算ではそこがちょっと遠隔式を見落としてしまったという点につきまして、初めにおわびを申し上げます。今回、遠隔式につきましては自衛隊及び個人の13ミリの2カ所でございます。また不足している分につきましては2個、20ミリと40ミリが不足していたということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 遠隔式、私も水道の検針員さんが来るのを見えていますけれども、検針員さんが水道のところにかざしてピピッて出る、その遠隔式という捉え方でいいんですか。

それで、今まで電気もそうですよね。それが今何カ所、今自衛隊と言ったけど自衛隊だけ、それとそういう施設立ち入り不可能なところが何カ所ぐらいあるのか説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 清水課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 遠隔式につきましては、個人のところにつきましては、自分の記憶では3から4カ所ぐらいあると思います。もう1カ所は自衛隊のところにある、西門にあるところに遠隔式ということで、要は、量水器のメーターが表示できる形になっているということで、中に立ち入らないで検針するというものでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第63号 平成28年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の職員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎散 会

○議長（金井佐則君） 以上で、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成28年度第3回定例会第3日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時57分散会

平成 2 8 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 4 号

9 月 1 5 日 (木)

# 平成28年第3回榛東村議会定例会会議録第4号

---

平成28年9月15日（木曜日）

---

## 議事日程 第4号

平成28年9月15日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 委員会議案審査報告について（予算決算特別委員長報告）（報告・質疑）
- 日程第 3 認定第 1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成27年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第 9号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第10号 平成27年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第64号 平成27年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第14 報告第 3号 平成27年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について
- 日程第15 報告第 4号 平成27年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について
- 日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議員派遣について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	高田清一君	2番	清水健一君
3番	梶井保夫君	4番	小山久利君
5番	山口宗一君	6番	小野関武利君
7番	松岡稔君	8番	南千晴君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	金井佐則君

欠席議員（1名）

9番 松岡好雄君

---

説明のため出席した者

村長	真塩卓君	副村長	倉持直美君
総務課長	小山美子君	企画財政課長	清村昌一君
税務課長	山本正子君	住民生活課長	久保田邦夫君
健康保険課長	安田睦君	産業振興課長	青木繁君
建設課長	久保田勘作君	上下水道課長	清水義美君
会計課長	清水喜代志君	教育長	阿佐見純君
教育委員会 事務局 長	青木芳弘君	代表監査委員	岩崎唯雄君

---

事務局職員出席者

事務局 長 岩田健一 書 記 津久井久美



## ◎開 議

午前9時開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第3回榛東村議会定例会第4日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。出席議員は12名であります。

地方自治法第113条の規定する定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下説明のための管理職は全員出席であります。また、本日は岩崎代表監査委員にも出席を求めています。

直ちにお手元に配付いたしました日程により会議を行います。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

11番岩田好雄君、12番岸昭勝君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 委員会議案審査報告について（予算決算特別委員長報告）

○議長（金井佐則君） 日程第2、予算決算特別委員会の議案審査報告についてを議題といたします。委員会報告を求めます。

予算決算特別委員会、岸委員長、よろしく願いをいたします。

12番岸昭勝君。

[予算決算特別委員長 岸 昭勝君登壇]

○予算決算特別委員長（岸 昭勝君） 皆さん、おはようございます。

予算決算特別委員会の委員長報告を行います。

去る9月8日、本委員会で付託されました認定第1号 平成27年度榛東村一般会計の認定について、9月12日、13日の2日間にわたり、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、課長補佐、議長、委員出席のもとに慎重に審査を行いました。

12日は、会計課、総務課、企画財政課、税務課、住民生活課、健康保険課のそれぞれの歳入歳出、主要事業の成果について審査を行い、村税及び使用料等の滞納問題や徴収方法、防災行政無線費の防災ラジオや防災メール、ホームページの維持管理費、交通安全対策費、ふれあい館費、環境衛生費の資源ごみの回収、健康増進費の検診の受診率などの質疑がありました。

同じく13日は、産業振興課、建設課、議会事務局、上下水道課、教育委員会の歳入歳出、主要事業の成果について審査を行いました。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に関する事業、農業振興費では、耕作放棄地対策、学校教育費では、中学校のALT（外国語指導助手）の賃金などの質

疑がありました。

採決の結果、賛成8人、反対2人となり、本委員会は平成27年度榛東村一般会計決算を認定することに決定いたしました。

質疑終了後に小委員会を開き、委員会として取りまとめを行い、以下のように要望改善事項をまとめました。

1つ、歳入では、収納率の向上が見られるものもあるが、引き続き村税及び私債権の徴収に全庁を挙げて取り組み、税及び使用者、利用者の公平性を図ること。

1つ、ふれあい館の減収補填金が今年度は灯油の下落により500万円程度減少したが、数年前より多額の費用をかけ運営している状況である。今後のふれあい館のあり方や方向性も含め抜本的に見直すこと。

1つ、がん検診の受診率の向上も見られたが、医療費の削減のため、さらなる健康増進の施策を講じること。

1つ、耕作放棄地対策や農業振興策の推進を図ること。

1つ、教育の充実を図るため、指導力のあるALT（外国語指導助手）の増員を検討されたい。

以上を要望事項として、委員長報告といたします。

○議長（金井佐則君） 岸委員長より報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 認定についての質疑じゃないんですが、委員長報告の中で私の聞き間違いかもしれないんですけども、平成28年度の決算というふうに聞こえた覚えがあるんですが、その辺をまず確認してもらいたいということと。

あと、8対2で認定されましたという報告があったんですけども、これについては正式には要するに、これは正式にまた後で直してもらいたいんですけども、8対2でしたと。認定議案は賛成多数で可決されましたというところまできちっと言わなくちゃ、認定されましたということじゃなくて、認定を可決したわけだから、その辺をちょっと後で言ってもいいことなのかもしれないんですけども、この際だから申し上げておきます。

○議長（金井佐則君） 11番岩田好雄君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 休憩してください。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午前9時8分休憩

---

午前9時9分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

12番岸昭勝君。

〔予算決算特別委員長 岸 昭勝君発言〕

○予算決算特別委員長（岸 昭勝君） 原文と違った発言があったか、ちょっと私も記憶がないんですけれども、もしそういう面があったら修正をお願いしたいと思います。原文が行っていますから、それに基づいてお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 岸委員長、訂正するのであれば、こっちで訂正じゃなくて、そちらでちゃんとした訂正文を今ここで訂正しておかないと、後で訂正というわけにいかないんで、訂正したものをもう一度報告しますか。本会議だから。

暫時休憩します。

午前9時10分休憩

---

午前9時12分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

12番。

〔予算決算特別委員長 岸 昭勝君発言〕

○予算決算特別委員長（岸 昭勝君） ちょっと言い忘れたのか、間違ったかもしれません。部分的に修正いたします。

失礼しました。この文章の認定第1号 平成27年度の27年が落ちたというか、その次の一般会計の決算が落ちた点、最後にいきまして一般会計決算が落ちている点を修正いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

岸委員長、大変ご苦勞さまでした。

---

### ◎日程第3 認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第3、認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。討論ございませんか。

〔「すみません、休憩」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 休憩。

午前9時14分休憩

---

午前9時18分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

認定第1号 平成27年度一般会計決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。

討論ございませんか。

13番、起立してお願いいたします。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 議長、すみません。休憩をちょっととってもらえますか。

○議長（金井佐則君） 休憩。

午前9時19分休憩

---

午前9時23分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

先に反対の討論から発言を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第1号 平成27年度榛東村一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 賛成9名、反対2名。賛成多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◎日程第4 認定第2号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定に

## ついて

○議長（金井佐則君） 日程第4、認定第2号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、平成27年度榛東村国民健康保険特別会計決算につきましてご説明申し上げます。

平成27年度国民健康保険特別会計は、歳入では対前年度比7.21%の増、金額で1億3,328万7,424円の増額となりました。

歳出は、対前年度比12.22%、金額で2億329万3,413円の増、2款保険給付費では4.65%、金額で4,797万5,967円の増となりました。3款後期高齢者支援金は4.91%の減、金額では1,053万69円の減額となりました。9款基金積立金は3,390万294円を積み立てることができました。

それでは、227ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

区分1、歳入総額19億8,086万6,658円、区分2、歳出総額18億6,719万1,704円、区分3、歳入歳出差引額1億1,367万4,954円、区分5、実質収支額、同額でございます。

次に、228ページ、229ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読させていただきます。

なお、不納欠損、収入未済額の欄につきましては該当事項のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1款国民健康保険税、調定額6億5,999万6,519円、収入済額4億3,627万2,297円、不納欠損額1,591万3,112円、収入未済額2億781万1,110円、比較487万8,297円。1項国民健康保険税、同額です。

2款以降11款までは、調定額と収入済額が全て同額でございますので、収入済額のみ朗読させていただきます。

2款一部負担金、収入済額ゼロ円、比較1,000円の減。1項一部負担金、同額です。

3款使用料及び手数料、収入済額1万2,921円、比較7,079円の減です。1項手数料、同額です。

4款国庫支出金、収入済額4億512万9,812円、比較2,282万2,812円です。1項国庫負担金、収入済

額 3 億 3,136 万 8,812 円、比較 903 万 5,812 円です。2 項国庫補助金、収入済額 7,376 万 1,000 円、比較 1,378 万 7,000 円です。

5 款療養給付費等交付金、収入済額 4,479 万、比較 18 万 1,000 円の減。1 項療養給付費等交付金、同額です。

6 款前期高齢者交付金、収入済額 2 億 6,437 万 9,232 円、比較 232 円です。1 項前期高齢者交付金、同額です。

7 款県支出金、収入済額 1 億 345 万 2,185 円、比較 1,097 万 4,185 円です。1 項県負担金、収入済額 1,320 万 5,185 円、比較 4 万 185 円、2 項県補助金、収入済額 9,024 万 7,000 円、比較 1,093 万 4,000 円。

8 款共同事業交付金、収入済額 4 億 479 万 1,116 円、比較 20 万 7,116 円、1 項共同事業交付金、同額です。

9 款財産収入、収入済額 33 万 1,294 円、比較 6 万 8,706 円の減です。1 項他会計繰入金、同額です。2 項基金繰入金、収入済額、比較ともにゼロ円です。

11 款繰越金、収入済額 1 億 8,368 万 943 円、比較 57 円の減です。1 項繰越金、同額です。

12 款諸収入、調定額 364 万 6,687 円、収入済額 363 万 4,927 円、収入未済額 1 万 1,760 円、比較 31 万 4,927 円、1 項延滞金、加算金及び過料、収入済額 303 万 5,649 円、比較 2 万 3,649 円、2 項村預金利子、収入済額ゼロ円、比較 1,000 円の減、3 項受託事業収入、収入済額ゼロ円、比較 1,000 円の減、4 項雑入、調定額 61 万 1,038 円、収入済額 59 万 9,278 円、収入未済額 1 万 1,760 円、比較 29 万 3,278 円。

歳入合計、予算現額 19 億 5,009 万 2,000 円、調定額 22 億 460 万 2,640 円、収入済額 19 億 8,086 万 6,658 円、不納欠損額 1,591 万 3,112 円、収入未済額 2 億 782 万 2,870 円、比較 3,077 万 4,658 円です。

次に、230、231 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読させていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、全て不用額と同額でございますので、省略させていただきます。

1 款総務費、支出済額 677 万 6,992 円、不用額 208 万 1,008 円。1 項総務管理費、支出済額 375 万 8,370 円、不用額 100 万 5,630 円、2 項徴税費、支出済額 281 万 3,888 円、不用額 79 万 4,112 円、3 項運営協議会費、支出済額 19 万 2,800 円、不用額 7 万 7,200 円、4 項趣旨普及費、支出済額 1 万 1,934 円、不用額 20 万 4,066 円。

2 款保険給付費、支出済額 10 億 7,910 万 4,310 円、不用額 4,648 万 6,690 円。1 項療養諸費、支出済額 9 億 5,007 万 7,796 円、不用額 4,397 万 6,204 円、2 項高額療養費、支出済額 1 億 2,285 万 6,514 円、不用額 216 万 486 円、3 項移送費、支出済額ゼロ円、不用額 15 万円、4 項出産育児諸費、支出済額 462 万、不用額ゼロ円、5 項葬祭諸費、支出済額 155 万円、不用額 20 万円。

3 款後期高齢者支援金等、支出済額 2 億 375 万 8,929 円、不用額 1 万 9,071 円。1 項後期高齢者支援金等、同額です。

4款前期高齢者納付金等、支出済額13万4,290円、不用額15万8,710円。1項前期高齢者納付金等、同額です。

5款老人保健拠出金、支出済額7,554円、不用額5,446円。1項老人保健拠出額、同額です。

6款介護給付金、支出済額8,330万3,308円、不用額692円。1項介護給付金、同額です。

7款共同事業拠出金、支出済額4億1,997万5,439円、不用額5万561円。1項共同事業拠出金、同額です。

8款保健事業費、支出済額1,444万1,017円、不用額148万5,983円。1項特定健康診査等事業費、支出済額1,030万3,148円、不用額82万5,852円、2項保健事業費、支出済額413万7,869円、不用額66万131円。

9款基金積立金、支出済額3,390万294円、不用額6万8,706円。1項基金積立金、同額です。

10款公債費、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。1項公債費、同額です。

11款諸支出金、支出済額2,578万9,571円、不用額96万2,429円。1項償還金及び還付加算金、支出済額2,550万1,900円、不用額95万100円、2項指定公債費負担医療費立替金、支出済額28万7,671円、不用額1万2,329円。

12款予備費、支出済額ゼロ円、不用額3,158万円。1項予備費、同額でございます。

歳出合計、予算現額19億5,009万2,000円、支出済額18億6,719万1,704円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額8,290万296円、予算現額と支出済額との比較8,290万296円でございます。

232ページ、233ページから243ページにつきましては、歳入の事項別明細書、244ページから259ページにつきましては、歳出の事項別明細書でございます。

260ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

国民健康保険基金の平成27年度末残高につきましては、2億994万4,494円となっております。

また、主要施策の成果説明書については、131ページから134ページとなっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、意見書の23ページをお願いいたします。

特別会計の全般について、まず申し上げたいと思います。

歳入で40億6,400万、歳出が39億300万、形式、実質収支ともに1億6,000万の黒字、単年度収支では3,100万の赤字となっております。前年に比べますと、歳入決算額で1億9,500万、歳出決算額で2

億2,700万の増加となっております。一般会計からの繰り入れの明細は下にございますけれども、7億7,400万で、前年に比べて1億5,600万円の増加でございます。これは表一番下の自然エネルギー発電事業特別会計の1億4,000万が増加していることによるものでございます。

それでは、24ページをお願いします。

国民健康保険特別会計について申し上げます。

決算収支でございます。歳入が19億8,000万、歳出で18億6,700万、形式収支、実質収支ともに1億1,300万の黒字、単年度収支で7,000万の赤字となっております。

歳入の決算について申し上げます。

収入済額は19億8,000万、調定額に対して収入率が89.85%でございました。不納欠損は1,591万円、収入未済が2億782万円でございます。前年に比べて収入未済が77万9,000円の減、それから不納欠損は276万7,000円の増加でございます。

款別の歳入決算状況は表になっておりますが、共同事業の交付金が2億2,000万増加しております。これは歳出にも出てまいりますけれども、拠出金が2億1,900万増加していることと理由をなすものであると思います。

歳入の過大、過少について4点ございまして、審査をいたしました。

額の確定が年度末ということで、補正予算に計上することは困難であります。適切な予算管理が行われているものと見てとれました。

次に、収入未済及び滞納整理について申し上げます。審査を実施したところ、滞納整理の状況、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認いたしました。前年に比べて収入未済額は77万9,000円の減ということでございますが、収入未済の解消について努力をさらにお願ひしたいと思ひます。

次に、歳出でございます。

支出済額は18億6,700万、執行率は95.75%ということで、前年に比べて2億300万の増加になっております。先ほど申しました共同事業拠出金が2億1,900万増加していることが要因であると思われまふ。

高額不用額について申し上げます。2件ございまして、審査の結果、医療費の請求が翌々月にならないと判明しないということで、安全値を考慮したものであると認められます。予算管理は適切に行われているものと認められました。

次に、抽出検査でございますが、一般管理費について審査を実施しました。適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 監査報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

認定第2号 平成27年度榛東村国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。  
よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◇

## ◎日程第5 認定第3号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第5、認定第3号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算につきましてご説明申し上げます。

平成27年度後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出において対前年度比1.97%、金額で196万9,685円の増額となりました。

263ページをお願いいたします。

実質収支に関する調べでございます。

区分1、歳入総額1億208万5,183円、区分2、歳出総額、同額でございます。3歳入歳出差引額ゼロ円、区分5、実質収支額ゼロ円でございます。

次に、264ページをお願いします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。

款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読さ

せていただきます。

なお、不納欠損額、収入未済額の欄につきましては、該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、調定額6,889万4,300円、収入済額6,845万4,500円、不納欠損額5,300円、収入未済額43万4,500円、比較175万9,500円の減です。1 項後期高齢者医療保険料、同額でございます。

2 款以降につきましては調定額と収入済額が全て同額でございますので、収入済額のみ朗読させていただきます。

2 款使用料及び手数料、収入済額ゼロ円、比較1,000円の減。1 項手数料、同額です。

3 款繰入金、収入済額3,335万273円、比較141万2,727円の減。1 項一般会計繰入金、同額です。

4 款繰越金、収入済額ゼロ円、比較1,000円の減。1 項繰越金、同額です。

5 款諸収入、収入済額5万7,000円、比較5万2,000円。1 項延滞金、加算金及び過料、収入済額1万2,500円、比較1万500円、2 項償還金及び還付加算金、収入済額4万4,500円、比較4万2,500円、3 項預金利子、収入済額ゼロ円、比較1,000円の減。

6 款雑入、収入済額22万3,410円、比較2,590円の減。1 項滞納処分費、収入済額ゼロ円、比較1,000円の減、2 項雑入、収入済額22万3,410円、比較1,590円の減。

歳入合計、予算現額1億521万、調定額1億252万4,983円、収入済額1億208万5,183円、不納欠損額5,300円、収入未済額43万4,500円、予算現額と収入済額との比較312万4,817円の減です。

次のページをお願いします。

款、項、支出済額、不用額の順に朗読させていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、全て不用額と同額となりますので省略させていただきます。

1 款総務費、支出済額112万869円、不用額48万131円。1 項総務管理費、支出済額18万2,082円、不用額20万918円、2 項徴収費、支出済額93万8,787円、不用額27万9,213円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億91万9,814円、不用額243万8,186円。1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額です。

3 款諸支出金、支出済額4万4,500円、不用額6,500円。1 項償還金及び還付加算金、同額でございます。

4 款予備費、支出済額ゼロ円、不用額20万円。1 項予備費、同額でございます。

歳出合計、予算現額1億521万円、支出済額1億208万5,183円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額312万4,817円、予算現額と支出済額との比較312万4,817円です。

268ページから271ページにつきましては、歳入の事項別明細書、272ページから275ページにつきましては、歳出の事項別明細書でございます。

また、主要施策の成果説明につきましては、137ページとなっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、29ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

決算額は歳入歳出ともに1億200万、決算尻はゼロでございます。昨年に比べて197万円増額しておるところでございます。

歳入について申し上げます。

収入済額が1億200万、調定額に対する収入率は99.57%、不納欠損が5,000円、それから収入未済で8万8,000円、額は大変少ないんですが、増加をしておる状況でございます。

収入未済及び滞納整理について審査をしたところ、適切に管理されていることを確認いたしました。

歳出について申し上げます。

支出済額は1億200万、前年に比べて197万円の増加、これは広域連合への支出が大部分でございます。

抽出検査は、一般管理費について行いました。適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 監査報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第3号 平成27年度榛東村後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者起立]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎日程第6 認定第4号 平成27年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第6、認定第4号 平成27年度榛東村介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、平成27年度の介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計決算は、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間とする第6期介護保険計画の初年度の決算でございます。

歳入においては、対前年度比1.75%の増、金額にして1,836万1,635円の増加となりました。

歳出においては、前年度比1.81%の減、金額で1,893万3,589円の減となりました。

2款保険給付費においては、対前年度比0.75%の減、金額で743万1,130円の減となりました。

それでは、279ページをお願いいたします。

実質収支に関する調べです。

区分1、歳入総額10億7,040万305円、区分2、歳出総額10億2,462万1,787円、区分3、歳入歳出差引額4,577万8,518円、区分5、実質収支額、同額でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。

なお、不納欠損額、収入未済額の欄につきましては、該当項目のみ、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1款保険料、調定額2億5,391万7,892円、収入済額2億4,697万3,391円、不納欠損額166万9,812円、収入未済額527万4,689円、比較1,100万7,391円です。1項介護保険料、同額でございます。

2款以降につきましては、調定額と収入済額の欄が全て同額でございますので、収入済額の欄のみ朗読させていただきます。

2款使用料及び手数料、収入済額ゼロ円、比較1,000円の減。1項手数料同額です。

3款国庫支出金、収入済額2億3,810万9,522円、比較956万7,478円の減。1項国庫負担金、収入済額1億9,358万5,771円、比較710万1,771円、2項国庫補助金、収入済額4,452万3,751円、比較1,666万9,249円の減。

4款支払基金交付金、収入済額2億8,405万1,616円、比較1,420万5,384円の減。1項支払基金交付金、同額です。

5款県支出金、収入済額1億4,729万4,504円、比較1,127万1,496円の減。1項県負担金、収入済額1億4,479万7,403円、比較983万9,597円の減、2項県補助金、収入済額249万7,101円、比較143万1,899円の減です。

6款財産収入、収入済額1万8,834円、比較3万1,166円の減です。1項財産運用収入、同額です。

7款繰入金、収入済額1億4,520万9,110円、比較1,116万2,890円の減。1項一般会計繰入金、収入済額1億4,520万9,110円、比較1,116万1,890円の減、2項基金繰入金、収入済額ゼロ円、比較1,000円の減。

8款繰越金、収入済額848万3,294円、比較706円の減。1項繰越金、同額です。

9款諸収入、収入済額26万34円、比較25万5,034円。1項延滞金、加算金及び過料、収入済額ゼロ円、比較1,000円の減、2項村預金利子、収入済額ゼロ円、比較1,000円の減、3項雑入、収入済額26万34円、比較25万7,034円。

歳入合計、予算現額11億537万8,000円、調定額10億7,734万4,806円、収入済額10億7,040万305円、不納欠損額166万9,812円、収入未済額527万4,689円、予算現額と収入済額との比較3,497万7,695円の減です。

次に、282ページをお願いいたします。

歳出でございます。款、項、支出済額、不用額の順に朗読させていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、全て不用額と同額でございますので、省略させていただきます。

1款総務費、支出済額2,032万485円、不用額90万1,515円。1項総務管理費、支出済額720万194円、不用額15万5,806円、2項徴収費、支出済額313万666円、不用額32万6,334円、3項介護認定審査会費、支出済額986万3,859円、不用額39万9,141円、4項趣旨普及費、支出済額12万5,766円、不用額2万234円。

2款保険給付費、支出済額9億7,949万4,940円、不用額6,875万2,060円。1項介護サービス等諸費、支出済額8億8,241万87円、不用額6,210万2,913円、2項介護予防サービス等諸費、支出済額4,333万6,653円、不用額408万1,347円、3項高額介護サービス等費、支出済額1,873万9,379円、不用額52万3,621円、4項高額医療合算介護サービス等費、支出済額188万7,149円、不用額29万4,851円、5項特定入所者介護サービス等費、支出済額3,228万2,746円、不用額151万4,254円、6項その他諸費、支出済額83万8,926円、不用額23万5,074円。

3款地域支援事業費、支出済額1,319万6,875円、不用額1,002万4,125円。1項介護予防事業費、支出済額44万7,050円、不用額61万1,950円、2項包括的支援事業任意事業費、支出済額1,222万4,174円、不用額227万9,826円、3項介護予防生活支援サービス事業費、支出済額52万5,195円、不用額706万2,805円、4項一般介護予防事業費、支出済額ゼロ円、不用額3万円、5項その他諸費、支出済額456円、不用額3万9,544円。

4款基金積立金、支出済額1万8,834円、不用額3万2,166円。1項基金積立金、同額です。

5款諸支出金、支出済額1,159万653円、不用額5万2,347円。1項償還金及び還付金、同額です。

6款予備費、支出済額ゼロ円、不用額99万4,000円。1項予備費、同額です。

歳出合計、予算現額11億537万8,000円、支出済額10億2,462万1,787円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額8,075万6,213円、予算現額と支出済額との比較8,075万6,213円です。

284ページから293ページにつきましては、歳入の事項別明細書、294ページから313ページにつきましては歳出の事項別明細書でございます。

314ページをお願いします。

基金です。平成27年度末介護給付費準備基金残高につきましては、1,385万3,805円でございます。

(2) 物品です。地域支援事業用として購入し、地域包括支援センターで使用しております軽貨物自動車でございます。

また、主要施策の成果説明書につきましては、141から144ページとなっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、32ページをお願いいたします。

介護保険特別会計について申し上げます。

決算額は歳入で10億7,000万円、歳出で10億2,400万でございました。形式収支、実質収支とも4,500万の黒字です。単年度収支で3,700万の黒字でございます。

歳入について申し上げます。

収入済額が10億7,000万、調定に対する収入率は99.36%、不納欠損で167万円、収入未済額は527万5,000円でございます。不納欠損額で9万7,000円、収入未済額で115万6,000円それぞれ増加をしております。

次に、歳入過大、過少について5件ございました。額の確定が年度末ということで補正予算に計上することは困難であると思われれます。適切な予算管理が行われているものと認められました。

次に、収入未済及び滞納整理について審査を実施しました。滞納整理の実施、関連帳票の管理は適

切に行われていることを確認いたしました。収入未済額は115万6,000円の増加でございます。収入未済が年々増加しているということでございますので、収入未済の解消に向けた努力を望むものでございます。

なお、介護保険は保険料ということでございまして、時効は2年でございます。そういったことで不納欠損とは比較的長期に行われておりますけれども、これを含めて十分に対応されるようお願いいたします。

歳出について申し上げます。

支出済額は10億2,400万、執行率は92.69%、前年に比べますと、支出額は1,800万減少しております。

次に、高額不用額は4件ございました。介護サービスの給付は翌々月ということでございますので、安全値を考慮したことによるものであり、予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出審査については、一般管理費について審査を実施しました。適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 監査報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決に入ります。

認定第4号 平成27年度榛東村介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

## ◎日程第7 認定第5号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第7、認定第5号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田住民生活課長。

〔住民生活課長 久保田邦夫君発言〕

○住民生活課長（久保田邦夫君） それでは、平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算につきましてご説明申し上げます。

住宅資金等貸付特別会計は、昭和46年度から平成8年度までの間に貸し付けを行った住宅新築資金等貸付金の回収事務及びかんぽ生命への起債償還が主なものとなっております。

決算書の317ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。区分、金額について朗読し、説明とさせていただきます。

1、歳入総額1,866万4,419円、2、歳出総額、同額でございます。3の歳入歳出差引額後の実質収支額はともにゼロ円でございます。

次に、318ページ、319ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の歳入でございます。左から款、項、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。

なお、収入済額と予算現額と収入済額との比較の欄につきましては、金額のある項目のみ朗読し、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と略させていただきます。

1 款県支出金、調定額107万7,000円、収入済額、同額でございます。1 項県補助金、同額でございます。

2 款繰入金、調定額356万2,074円、収入済額、同額でございます。比較75万9,926円の減。1 項繰入金、同額でございます。

3 款諸収入、調定額4億3,347万9,256円、収入済額1,402万5,345円、収入未済額4億1,945万3,911円、比較73万7,345円。1 項貸付金元利収入、同額でございます。

収入合計、予算現額1,868万7,000円、調定額4億3,811万8,330円、収入済額1,866万4,419円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額4億1,945万3,911円、比較2万2,581円の減でございます。

次に、320ページ、321ページをお願いいたします。

歳入歳出決算額の歳出でございます。左から款、項、支出済額、不用額の順に朗読させていただきます。

なお、予算現額と支出済額との比較につきましては、全て不用額と同額のため、省略をさせていただきます。

1 款総務費、支出済額12万1,532円、不用額2,468円。1 項総務費、同額でございます。



2款公債費、支出済額1,854万2,887円、不用額2万113円。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、予算現額1,868万7,000円、支出済額1,866万4,419円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額2万2,581円、比較2万2,581円でございます。

322ページ、323ページは歳入決算の事項別明細書でございます。

322ページ、3款諸収入、1項貸付金元利収入につきましては、借受者からの返済金で内訳につきましては323ページのとおりでございます。

324ページ、325ページは歳出決算の事項別明細書でございます。

2款公債費につきましては、かんぼ生命への償還金でございます。内訳は325ページのとおりでございます。

326ページをお願いいたします。

地方債目的別現在高と地方債借入先別現在高でございます。かんぼ生命への起債償還は、平成33年度が最終となるものでございます。

主要施策の成果説明書につきましては、147ページとなっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、37ページをお願いいたします。

住宅新築資金等貸付特別会計について申し上げます。

決算額は歳入歳出ともに1,866万4,000円でございます。決算尻はゼロでございます。

歳入について申し上げます。

収入済額で1,866万4,000円、調定額4億3,811万8,000円に対して、収入率は4.26%でございます。

不納欠損はゼロでございますが、収入未済額は4億1,945万4,000円となっております。前年に比べますと、収入済額は489万円の減少、収入未済額は739万6,000円の増加となっております。

収入未済額及び滞納整理について審査を実施しました。滞納者への定期的な訪問の実施、訪問回数が増加等で適切な滞納整理が行われていることを確認いたしました。今後も引き続き収入未済額の解消について努力を強く望むものでございます。

歳出について申し上げます。

支出済額は1,866万4,000円、執行率は99.88%、支出の大部分は公債の償還金でございます。

なお、今年度、27年度の残高は5,757万2,000円まだ債務が残っている状況でございます。

抽出審査は一般管理費について行いましたが、適切に執行されているものと確認しました。

ここで参考でございますけれども、収入未済が4億1,900万と申しましたけれども、一般会計から国保、介護その他ずっと8会計で、合計がほかの科目で4億2,200万でございます。それに匹敵する収入未済額ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 監査報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番松岡稔君。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 7番松岡です。前、委員会のときに課長の説明の中で、借りた人が亡くなって、子供たち、相続人が相続放棄をしたという話を聞いたんですけども、その相続放棄をしたうちには、その後どうなるのか。土地はもうその人のもの、上は借りたお金で建てたもの、その場合、相続放棄した場合、その後どうなるのか説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

---

午前10時29分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

山本税務課長。

〔税務課長 山本正子君発言〕

○税務課長（山本正子君） まだ半年しかたっていないんですけども、記憶がちょっと薄れている部分もあるので、確実なところというのはわからないんですけども、方法としましては財産管理人というものを立てて、その人が裁判所に申し立てをして、競売をして、競売で得たお金を貸付金で戻してもらうということなんですけれども、まだ登記簿がどういうふうになっているのか、記憶が定かではないんですが、そこのおうちはそれ以外にもたしか差し押さえではないんですが、貸し付けというか、ほかの金融機関からの貸し付け等もありますので、どちらがするかというのは、まだこれからの話にはなるかと思うんですけども、一応やり方とすればそういうやり方になります。それですので、一応財産放棄をしてしまうと、その家族からというか、相続人からは一切お金を徴収することはできなくなります。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 松岡 稔君発言〕

○7番（松岡 稔君） 今回初めて出てきたケースということでいいわけですか。じゃ、今度どんどんふえるという例もあるわけですね。

それともう一つ、徴収率が4.26%ということで、これも改善をしてもらいたいと思います。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第5号 平成27年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで休憩いたします。再開を10時50分より行います。

午前10時31分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（金井佐則君） 休憩に引き続き会議を再開いたします。

---

**◎日程第8 認定第6号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について**

○議長（金井佐則君） 日程第8、認定第6号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

公共下水道事業につきましては、国の地方再生法に基づく地方再生計画第2期の認定を受けまして、平成27年度から平成31年度の5カ年を単位とした交付税事業を実施しております。平成28年度3月末

の接続戸数は8,610戸、接続率は82.4%、接続人口は4,367人となっております。

それでは、決算書329ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

区分1、歳入総額4億706万4,761円、2、歳出総額、同額でございます。3、歳入歳出差引額、5の実質収支額ともにゼロでございます。

続いて、330ページ、331ページをお願いします。

公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の歳入でございます。左から款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読をさせていただきます。

なお、金額がゼロ円となっているところは省略させていただきます。また、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1款分担金及び負担金、調定額3,155万2,800円、収入済額2,905万6,800円、収入未済額249万6,000円、比較208万8,800円です。1項負担金、同額です。

2款使用料及び手数料、調定額5,031万8,119円、収入済額4,886万7,336円、不納欠損額2万1,630円、収入済額142万9,153円、比較146万8,336円です。1項使用料、調定額5,024万8,119円、収入済額4,879万7,336円、不納欠損額2万1,630円、収入未済額142万9,153円、比較144万8,336円、2項手数料、調定額7万、収入済額7万、比較2万円。

3款国庫補助金、調定額7,496万9,000円、収入済額7,496万9,000円。1項国庫補助金、同額です。

4款県支出金、調定額290万、収入済額290万、比較20万円の減です。1項県補助金、同額です。

5款繰入金、調定額1億3,266万3,899円、収入済額1億3,266万3,899円、比較1,241万5,101円の減。1項繰入金、同額です。

6款繰越金、比較1,000円の減。1項繰越金、同額です。

7款諸収入、調定額710万7,726円、収入済額710万7,726円、比較5,274円の減です。1項村預金利子、比較1,000円の減、2項雑入、調定額710万7,726円、収入済額710万7,726円、比較4,274円の減。

8款村債、調定額1億1,150万、収入済額1億1,150万、比較520万円の減。1項村債、同額です。

歳入合計、予算現額4億2,132万9,000円、調定額4億1,101万1,544円、収入済額4億706万4,761円、不納欠損額2万1,630円、収入未済額392万5,153円、比較1,426万4,239円の減でございます。

続いて、332、333ページをお願いします。

歳出でございます。左から款、項、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読させていただきます。

なお、翌年度繰越額はゼロですので、省略させていただきます。

1款総務費、支出済額671万4,581円、不用額9万7,419円、比較、同額です。1項総務費、同額です。

2款建設費、支出済額2億2,927万4,771円、不用額1,200万5,229円、比較、同額です。1項建設費、

同額です。

3款管理費、支出済額2,766万8,495円、不用額215万8,505円、比較、同額です。1項管理費、同額です。

4款公債費、支出済額1億4,340万6,914円、不用額3,086円、比較、同額です。1項公債費、同額です。

歳出合計、予算現額4億2,132万9,000円、支出済額4億706万4,761円、不用額1,426万4,239円、比較、同額でございます。

続いて、334ページから337ページにつきましては、歳入事項別明細書でございます。主なものについて説明いたします。

1款、1項、1目受益者負担金、1節現年度分、調定額2,888万8,800円、収入済額2,879万2,800円、収入未済額9万6,000円は関係者2戸分でございます。2節過年度分、調定額266万4,000円、収入済額26万4,000円、収入未済額240万円は関係者14戸分でございます。

2款、1項、1目下水道使用料、1節現年度分、調定額4,893万5,882円、収入済額4,819万7,362円、収入未済額73万8,520円は関係者107戸でございます。2節過年度分、調定額131万2,237円、収入済額59万9,974円、不納欠損額2万1,630円、収入未済額69万633円です。収入未済額69万633円は関係者36戸によるものです。不納欠損額2万1,630円は7戸分でございます。

次に、3款、1項、1目国庫補助金、1節国庫補助金、調定額7,496万9,000円、収入済額、同額です。これは汚水処理交付金で補助対象基本額1億4,145万1,000円の約53%の補助金でございます。

次に、4款、1項、1目県補助金、1節県補助金、調定額290万、収入済額、同額です。これは公共下水道事業県補助金で補助対象基本額5,993万6,700円の約5%に当たります。

336、337ページをお願いします。

8款、1項、1目下水道事業債、1節下水道事業債、調定額1億1,150万円、収入済額、同額です。内訳は流域下水道事業債470万、特定環境保全公共下水道事業債1,810万、公共下水道事業債8,870万円でございます。

次に、338から343ページまでが歳出の事項別明細書でございます。主なものについて説明させていただきます。

338、339ページをお願いします。

1款、1項、1目総務費、13節委託料、支出済額300万8,000円は、説明欄、公共下水道事業計画変更認可業務委託で事業認可の変更を行ったものです。弁護士費用につきましては、下水道工事に伴う損害賠償請求による弁護士費用でございます。

340ページ、341ページをお願いします。

2款、1項、1目建設費、13節委託料、支出済額1,593万4,320円は、備考欄、特定環境保全公共下水道事業及び公共下水道事業の測量設計業務委託でございます。次に、15節工事請負費、支出済額1

億9,489万3,830円は、特定環境保全公共下水道事業及び公共下水道事業の新管築造、公共ます設置、舗装復旧によるものでございます。次に、18節備品購入費、支出済額133万7,860円は13年以上経過した小型貨物自動車を処分しまして、新たに軽貨物自動車を購入したものでございます。

次に、342、343ページをお願いします。

3款、1項、1目管理費、19節負担金補助金及び交付金、支出済額2,386万1,105円は、備考欄の流域下水道維持管理負担金でございます。

4款、1項、1目元金、2目利子につきましては、備考欄に記載されているとおりに償還したもので、一時借入金利子の37万1,232円は農業用水維持管理基金より借入れを行ったことによる生じた利子でございます。

344ページは、財産に関する調書です。

(1) 土地及び建物につきましては、前年度と同様です。

(2) の備品につきましては、小型自動車が13年以上を経過していることから処分し、新たに軽貨物自動車を購入したことによる変更でございます。

345ページは、地方債目的別現在高と借入先別現在高です。平成27年度発行額1億1,150万円、平成27年度償還額9,455万4,239円、平成27年度末現在高24億4,002万1,314円となっております。借入先現在高につきましては、平成27年度発行額の1億1,150万円の全額を地方公営企業等金融機構により借入れを行いました。

主要施策の成果説明書につきましては151ページの平成27年度の概要、152ページの管路建設等の概要、流域下水道の概要となっております。説明は省略させていただきます。

以上で認定第6号の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告をお願いいたします。  
代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 40ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

決算額は歳入歳出ともに4億700万、決算尻はゼロでございます。

収入済額4億700万でございますけれども、調定に対する収入率は99.04%、不納欠損は2万2,000円、収入未済額は392万5,000円となっております。不納欠損、これは6,000円、それから収入未済額は5万1,000円、それぞれ減少しております。

収入未済及び滞納整理について審査をしました。滞納整理の実施、関連帳票の管理等は適切に行われていることを確認いたしました。収入未済額は5万1,000円減少となっておりますけれども、引き

続き収入未済額の解消に向けて努力をお願いしたいと思います。

次に歳出でございます。

支出済額は4億700万、執行率は96.61%でございます。款別で見ますと、建設費が1億2,400万減少しております。

次、高額不用額は1件発生しております。当該事業が年度末ということでございましたので、事業費の確定は来年度末ということで、補正予算に計上することは困難で不用額が生じてしまったとなります。

よって、予算管理は適切に行われているものと認められました。

抽出審査については、消費的事業、投資的事業、現地踏査を行いました。適切に執行されていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 監査報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第6号 平成27年度榛東村公共下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◇

## ◎日程第9 認定第7号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第9、認定第7号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

農業集落排水事業につきましては、長岡地区は平成17年7月1日、広馬場地区は平成23年7月1日に供用を開始し、平成28年3月末現在での接続戸数は長岡地区で406戸、接続率82.02%、広馬場地区で521戸、接続率56.14%となっております。

それでは、決算書349ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

区分1、歳入総額1億4,950万8,764円、2、歳出総額、同額でございます。3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額ともにゼロ円でございます。

続いて、350ページ、351ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。左から款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に朗読させていただきます。

なお、金額がゼロ円となっているところにつきましては省略させていただきます。また、予算現額と収入済額との比較につきましては、比較と述べさせていただきます。

1款分担金及び負担金、調定額455万円、収入済額437万円、収入未済額18万円、比較50万9,000円。1項分担金、同額です。

2款使用料及び手数料、調定額2,959万3,023円、収入済額2,926万1,200円、収入未済額33万1,823円、比較121万7,200円。1項使用料、同額です。

3款繰入金、調定額1億1,571万3,366円、収入済額1億1,571万3,366円、比較426万2,634円の減でございます。1項繰入金、同額です。

4款繰越金、比較1,000円の減。1項繰越金、同額です。

5款諸収入、調定額16万4,198円、収入済額16万4,198円、比較2,802円の減。1項村預金利子、比較1,000円の減、2項諸収入、調定額16万4,198円、収入済額16万4,198円、比較1,802円の減。

歳入合計、予算現額1億5,204万9,000円、調定額1億5,002万587円、収入済額1億4,950万8,764円、収入未済額51万1,823円、比較254万236円の減でございます。

続いて、352ページ、353ページをお願いします。

歳出でございます。左から款、項、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読させていただきます。

なお、翌年度繰越額はゼロ円ですので、省略させていただきます。

1款総務費、支出済額1,067万7,944円、不用額96万1,056円、比較、同額です。1項総務費、同額



です。

2款管理費、支出済額3,528万9,010円、不用額157万6,990円、比較、同額です。1項管理費、同額でございます。

3款公債費、支出済額1億354万1,810円、不用額2,190円、比較、同額です。1項公債費、同額でございます。

歳出合計、予算現額1億5,204万9,000円、支出済額1億4,950万8,764円、不用額254万236円、比較、同額でございます。

続いて、354ページから355ページにつきましては、歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明いたします。

354、355ページをお願いします。

1款、1項、1目分担金、1節現年度分、調定額441万円、収入済額437万円、収入未済額4万円、内訳は長岡地区分担金32万円、広馬場地区分担金405万円です。収入未済額4万円は広馬場地区の1戸でございます。2節滞納繰越分、調定額14万、収入未済額14万円は、広馬場地区の2戸となっております。

2款、1項、1目下水道使用料、1節現年度分、調定額2,923万9,026円、収入済額2,900万6,898円、収入未済額23万2,128円、内訳は長岡地区1,206万7,718円、広馬場地区1,693万9,180円です。収入未済額の23万2,128円は長岡地区20戸、広馬場地区37戸分でございます。2節滞納繰越分、調定額35万3,997円、収入済額25万4,302円、収入未済額9万9,695円です。内訳は長岡地区で17万2,010円、広馬場地区で8万2,292円です。収入未済額9万9,695円は長岡6戸、広馬場3戸でございます。

次に、5款、2項、1目諸収入、1節雑入、調定額16万4,198円、収入済額、同額です。説明欄の損害賠償金16万3,296円は、東京電力への損害賠償の収入となっております。

次に、356ページから359ページまでが歳出の事項別明細書でございます。主なものについて説明させていただきます。

356、357ページをお願いします。

1款、1項、1目総務費、27節公課費、支出済額598万1,300円は、消費税の納付分でございます。

358、359ページをお願いします。

2款、1項、1目管理費、11節需用費、支出済額1,688万5,243円の主なものは、各浄水場及びマンホールポンプの電気料が1,362万2,016円、各処理場の機械器具の修繕費184万5,369円などとなっております。13節委託料、支出済額1,193万3,996円の主なものは、備考欄の施設管理委託料1,080万2,520円でマンホールポンプの保守点検、処理場の施設維持管理業務委託、電気工作物保守保安の業務委託、処理施設の技術者管理業務委託の費用となっております。15節工事請負費、支出済額334万2,182円の主なものは、備考欄の公共ます設置工事262万7,222円で、新規7カ所の取り出し工事の費用となっております。

3款、1項、1目元金、23節償還金、利子及び割引料、支出済額6,782万2,165円は元金償還金、2目利子、23節償還金、利子及び割引料、支出済額3,571万9,645円は利子償還費でございます。

360ページは、財産に関する調書です。前年度と変更はございません。

361ページは、地方債目的別現在高と借入先現在高です。平成27年度償還額6,782万2,165円、27年度末現在高17億5,855万730円となっております。借入先別現在高につきましては資金の借り先の内訳となっております。

主要施策の成果説明書につきましては155ページの平成27年度の概要となっております。説明は省略させていただきます。

以上で認定第7号の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、44ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

決算額は歳入歳出ともに1億4,900万、収支戻はゼロでございます。

歳入の決算について申し上げます。

収入済額は1億4,900万、調定に対する収入率は99.66%、不納欠損はゼロでございます。収入未済額は51万2,000円、収入未済額は前年に比べて9万3,000円増加しております。

収入未済及び滞納整理について審査を実施しました。滞納整理の実施、関連帳票の管理は適切に行われていることを確認いたしました。しかしながら、前年に比べて金額は少ないんですけども、増加している状況ですので、収入未済の解消に向けて努力をお願いしたいと思います。

次に、歳出でございます。

支出済額は1億4,900万、執行率は98.33%、前年度に比べて支出済額は1,100万増加しております。款別の歳出状況を見ますと、公債費が1,000万増加している状況でございます。

抽出検査は維持管理費について行いました。適切に執行されているものと確認しました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 監査報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

11番岩田好雄君。

〔11番 岩田好雄君発言〕

○11番（岩田好雄君） 11番岩田です。

先ほどの課長の説明ですと、23年に事業を完了した広馬場地区の農集ですが、今現在56.14%の加入率ということなのですが、これは管渠工事が終われば、加入するというで条例でも決まっているわけなのですが、なぜこの加入率が上がってこないのか伺います。

また、維持費が4,300万で使用料、手数料が2,870万と、まだまだ管理費に比べて収入が少ない状況なのですが、管理組合等と連携して、加入促進を進めていかなければと思うのですが、課長の考えを伺います。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 加入率についてご説明いたします。

農業集落排水事業につきましては、接続同意に基づきまして接続をするのが前提でございますけれども、社会情勢の変化に伴いまして、接続工事の工事金額について負担がなかなかできないというような声も聞いております。

しかしながら、ご指摘のとおり、加入率の上昇は収益に絡むものでございますので、それにつきましては同意者に対しまして、何回か接続についてのお知らせをしているところでございますけれども、そこら辺について強化を図るとともに、また管理組合の方々にもご協力をいただいたり、区長さんにもご協力いただいて、加入促進を図ってまいりたいと思います。

また、上下水道課につきましても、通知の強化、それからまた説明がないので接続しないとかという話も聞きますので、そこら辺についてまた関係者を集めて話をするなり、また担当を向かわせて接続同意についてお願いするなり、そういった策を強化してまいりたいというふうに考えております。

それから、広馬場地区につきましては、議員さんの皆さんにもご協力いただいて、なるべく接続していただくように、また機会がありましたらお話していただければ幸いです。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第7号 平成27年度榛東村農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◎日程第10 認定第8号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定  
について

○議長（金井佐則君） 日程第10、認定第8号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定  
についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 青木芳弘君発言〕

○教育委員会事務局長（青木芳弘君） 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計決算につきましてご  
説明申し上げます。

決算書の365ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。

区分1、歳入総額1億3,925万9,700円、2、歳出総額1億3,918万490円、3、歳入歳出差引額7万  
9,210円、5の実質収支額は同額でございます。

次に、366ページ、367ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計歳入歳出決算書、初めに歳入でございます。

左から款、項、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読をさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額欄につきましては、数値がゼロの場合は省略させていただきます。  
また、予算現額と予算済額との比較欄は比較と朗読をさせていただきます。

1款事業収入、調定額7,368万2,281円、収入済額6,928万5,775円、収入未済額439万6,506円、比較  
171万1,225円の減でございます。1項事業収入、同額でございます。

2款使用料及び手数料、調定額3,000円、収入済額3,000円、比較ゼロ。1項使用料、同額ござい  
ます。

3款繰入金、調定額6,960万3,406円、収入済額6,960万3,406円、比較275万2,594円の減ござい  
ます。1項他会計繰入金、同額でございます。

4款繰越金、調定額30万6,464円、収入済額30万6,464円、比較536円の減でございます。1項繰越  
金、同額でございます。

5款諸収入、調定額6万1,055円、収入済額6万1,055円、比較5万6,055円でございます。1項村

預金利子、調定額ゼロ、収入済額ゼロ、比較1,000円の減でございます。2項雑入、調定額6万1,055円、収入済額6万1,055円、比較5万7,055円でございます。

歳入合計、予算現額1億4,366万8,000円、調定額1億4,365万6,206円、収入済額1億3,925万9,700円、不納欠損額ゼロ、収入済額439万6,506円、予算現額と収入済額との比較440万8,300円の減でございます。

続きまして、368ページ、369ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、収入済額、不用額、予算現額と収入済額との比較の順で説明申し上げます。

なお、翌年度繰越額につきましては、該当数字がございませんので、省略をさせていただきます。また、予算現額と支出済額との比較の欄につきましては、不用額と全て同額でございますので、説明は省略をさせていただきます。

1款総務費、支出済額6,314万2,861円、不用額267万7,139円。1項総務管理費、同額でございます。

2款事業費、支出済額7,603万7,629円、不用額150万8,371円。1項事業費、同額でございます。

3款公債費、支出済額ゼロ、不用額1万円。1項公債費、同額でございます。

4款予備費、支出済額ゼロ、不用額29万2,000円。1項予備費、同額でございます。

歳出合計、予算現額1億4,366万8,000円、支出済額1億3,918万490円、不用額448万7,510円、予算現額と支出済額との比較448万7,510円でございます。

370ページから371ページは、歳入の事項別明細書、372ページから377ページは歳出の事項別明細書となっております。

378ページは財産に関する調書でございます。

なお、主要施策の成果説明書につきましては、159ページから162ページとなっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員。

[代表監査委員 岩崎唯雄君発言]

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、47ページをお願いいたします。

学校給食事業特別会計について申し上げます。

決算額は歳入で1億3,926万円、歳出が1億3,918万ということで、決算収支、実質収支ともに8万円の黒字でございます。単年度収支は22万6,000円の赤字となっております。

歳入の収入済額でございますけれども、1億3,900万円、調定に対する収入率は96.94%でございます。不納欠損はゼロ、収入未済額は439万6,000円でございます。前年度に比べて収入未済額は124万

4,000円増加しております。

収入未済及び滞納整理について申し上げます。これについて審査を実施したところ、事務は適切に行われていることを確認しました。しかしながら、前年度に比べて収入未済額は124万4,000円増加しております。財政の健全化及び負担の公平性の観点からも、収入未済の解消に向けた努力を望むものでございます。

次に、歳出でございます。

支出済額は1億3,900万、執行率は96.88%、前年に比べて支出済額は900万減少しております。これは款別の歳出で見ますと、総務費、それから事業費が減少しているところでございます。

抽出検査について申し上げます。学校給食センター維持管理費について審査を行いましたところ、適切に執行されていることを確認しました。

それと、前年度、財務会計システムとそれから給食管理システムは、整合性云々がございましたが、整合されていることを確認いたしました。今後ともシステムの維持については、十分注意をして行っていただくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 監査報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第8号 平成27年度榛東村学校給食事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◇

## ◎日程第11 認定第9号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第11、認定第9号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

青木産業振興課長。

[産業振興課長 青木 繁君発言]

○産業振興課長（青木 繁君） それでは、平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

本特別会計は、白子のり敷地及び南小体育館に設けられた太陽光発電の事業でございます。

決算書381ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。区分、金額について朗読し、説明とさせていただきます。

1、歳入総額1億9,630万9,548円、2、歳出総額1億9,492万1,636円、3、歳入歳出差引額138万7,912円、5、実質収支額、同額でございます。

382、383ページをお開きください。

歳入歳出決算書、歳入でございます。款、項、目、調定額、収入済額、予算現額と収入済額の比較の順で朗読し、説明にかえさせていただきます。

1款事業収入、調定額3,228万8,426円、収入済額、同額です。比較24万2,574円の減。1項事業収入、同額です。

2款財産収入、調定額2万1,122円、収入済額、同額です。比較1万3,122円。1項財産運用収入、同額です。

3款繰越金、調定額ゼロ円、収入済額ゼロ円、比較1,000円の減。1項繰越金、同額です。

4款繰入金、調定額1億6,400万円、収入済額、同額です。比較66万6,000円の減。1項基金繰入金2,400万円、調定額、収入済額それぞれ同額です。比較ゼロ円。2項他会計繰入金、調定額1億4,000万円、収入済額、同額です。比較66万6,000円の減。

歳入合計、予算現額1億9,720万6,000円、調定額1億9,630万9,548円、収入済額、同額です。不納欠損額、収入未済額はそれぞれゼロ円です。比較89万6,452円の減。

384、385ページをお開きください。

歳入歳出決算書、歳出となります。左から款、項、支出済額、不用額、予算現額と支出済額の比較の順に朗読し、説明にかえさせていただきます。

1款総務費、支出済額1億8,656万9,126円、不用額86万4,874円、比較86万4,874円。1項総務管理費、同額です。

2款管理費、支出済額835万2,510円、不用額118万2,490円、比較118万2,490円。1項管理費、同額です。

3款予備費、支出済額ゼロ円、不用額23万7,000円、比較23万7,000円。1項予備費、同額です。

歳出合計、予算現額1億9,720万6,000円、支出済額1億9,492万1,636円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額228万4,364円、比較228万4,364円。

以下386、387ページは、歳入の事項別明細書となります。また、388、389ページは歳出の事項別明細書となります。

392ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

基金の名称は、太陽光発電所維持管理基金、前年度末現在高は2,500万9,807円、決算年度中の増減額は1,986万6,000円の減、決算年度末現在高は514万3,807円でございます。

主要施策の成果説明書につきましては、165ページに掲載しております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） 50ページをお開きください。

自然エネルギー発電事業特別会計について申し上げます。

決算額は歳入で1億9,600万、歳出1億9,400万、形式、実質収支とも138万8,000円の黒字でございます。

歳入について申し上げます。

収入済額1億9,600万は、調定額に対して収入率が前年度同様100%でございます。収入済額は前年に比べて1億5,700万増加してございますけれども、そのうち次のページにございますが、繰入金1億6,400万ふえたためでございます。

次に、歳出でございます。

支出済額は1億9,400万、執行率は98.84%、前年に比べて支出済額は1億5,500万増加しております。これは款別の決算状況にありますように、総務費で1億5,400万増加しておることによるものでございます。

抽出審査は、基金発電運用管理事業について審査をしました。適切に行われているものと確認いたしました。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 監査報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

認定第9号 平成27年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。  
よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◇

## ◎日程第12 認定第10号 平成27年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（金井佐則君） 日程第12、認定第10号 平成27年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、平成27年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

それでは、決算書395ページをお願いします。

1、概況、（1）総括的事項につきましては、省略させていただきます。

（2）予算及び決算に係る議会議決等事項は表のとおりでございます。

2、業務、（1）業務内容につきましては、給水人口1万4,582人、前年度比49人の減、給水件数5,454件、前年度比71件の増、新規加入件数88件、前年度比22件の増、給水普及率99.9%、総配水量211万525立米、1日最大配水量6,908立米、総有収水量162万835立米、前年度比6,235立米の増、1人1日平均有収水量244リットル、有収率76.8%、前年度比4.5%の減となっております。有収率の低下につきましては、漏水などによる不明水が増加したということが主な原因と考えております。

（2）事業収支に関する事項につきましては、経常利益4,991万4,381円、特別損失5,822円の減、

当期純利益4,990万8,499円の黒字となっております。

(3) 企業債に関する事項の当年度借入額500万につきましては、2号計画道路の配水管布設工事に充てております。

396ページをお願いします。

(4) から (6) の表は、表の内容のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

(7) その他の事項、①特定収入に係る用途の特定先です。消火栓維持管理収益180万1,000円は一般会計より、雑収益4万9,890円は東京電力からの損害賠償金でございます。工事負担金24万円は、長岡の自害沢砂防堰堤工事に伴う給水管の布設がえ工事の県の負担金でございます。

397ページをお願いいたします。

企業債の概要です。本年度借入額500万、本年度償還額2,739万287円、本年度末残高4億494万8,718円で、前年度より2,239万287円の減少となっております。

4、平成27年度榛東村上水道事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出の収入です。左から区分、予算額の合計、決算額、予算額に比べ決算額の増減の順に朗読させていただきます。

なお、予算額の合計は予算額、予算額に比べ決算額の増減につきましては、増減と述べさせていただきます。

第1款水道事業収益、予算額3億1,539万6,000円、決算額3億1,483万8,925円、増減55万7,075円の減。第1項営業収益、予算額2億4,688万5,000円、決算額2億4,413万5,159円、増減274万9,841円の減、第2項営業外収益、予算額6,850万8,000円、決算額7,070万1,998円、増減219万3,998円、第3項特別利益、予算額3,000円、決算額1,768円、増減1,232円の減でございます。備考欄、仮受け消費税相当額は1,885万9,463円でございます。

続きまして、支出でございます。左から区分、予算額の合計、決算額、不用額の順に朗読させていただきます。

なお、予算額の合計は予算と述べさせていただきます。

第1款水道事業費用、予算額2億7,116万3,000円、決算額2億6,175万5,289円、不用額940万7,711円。第1項営業費用、予算額2億5,308万7,000円、決算額2億4,477万9,548円、不用額830万7,452円、第2項営業外費用、予算額1,709万1,000円、決算額1,696万7,479円、不用額12万3,521円、第3項特別損失、予算額10万円、決算額8,262円、不用額9万1,738円、第4項予備費、予算額88万5,000円、決算額ゼロ円、不用額88万5,000円、備考欄、仮払い消費税相当額は830万7,328円でございます。

続きまして、398ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入です。左から区分、予算額の合計、決算額、予算額に比べて決算額の増減の順に朗読させていただきます。

なお、予算額の合計は予算額、予算額に比べ決算額の増減につきましては、増減と述べさせていただきます。

だきます。

第1款資本的収入、予算額554万円、決算額524万円、増減30万円の減。1項企業債、予算額500万円、決算額500万円、増減ゼロ、第2項国庫補助金、予算額ゼロ、決算額ゼロ、増減ゼロ、第3項工事負担金、予算額54万円、決算額24万円、増減30万円の減でございます。備考欄の仮受け消費税相当額はゼロ円でございます。

続きまして、支出でございます。左から区分、予算額の合計、決算、不用額の順に朗読させていただきます。

なお、予算額の合計は予算額と述べさせていただきます。また、翌年度繰越額はゼロ円でございますので、省略させていただきます。

第1款資本的支出、予算額6,919万8,000円、決算額6,746万3,006円、不用額173万4,994円。第1項建設改良費、予算額4,180万6,000円、決算額4,007万2,719円、不用額173万3,281円、第2項企業債償還金、予算額2,739万2,000円、決算額2,739万287円、不用額1,713円です。備考欄仮払い消費税相当額は292万6,935円でございます。

なお、資本的収入額から資本的支出額に不足する額6,222万3,006円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額292万6,935円及び過年度分損益勘定留保資金5,929万6,071円で補填をいたしております。

続きまして、399ページをお願いします。

平成27年度榛東村上水道事業損益計算書について説明いたします。

なお、消費税抜きの金額となっております。

1、営業収益は、(1)給水収益、(2)その他営業収益までの計2億2,622万4,925円です。

2、営業費用は、(1)原水及び浄水費から(5)資産減耗費までの計2億3,647万2,832円です。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失は1,024万7,907円でございます。

3、営業外収益は、(1)の受取利息から(4)の雑収益の計6,975万2,867円です。営業外費用は(1)支払利息の959万579円です。3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた営業外収益は6,016万2,288円でございます。営業損失と営業外収益を合わせました経常利益は4,991万4,381円でございます。

5、特別利益は1,768円です。

6、特別損失は7,650円です。

5の特別利益から6の特別損失を差し引いた特別収支は5,882円の減でございます。営業外収支、特別収支を合わせました当年度純利益は4,990万8,499円でございます。前年度繰越利益剰余金は2,795万6,805円で、当年度純利益を合わせた当年度末未処分利益剰余金は7,786万5,304円でございます。

続きまして、400ページ、401ページをお願いいたします。

平成27年度榛東村上水道事業剰余金計算書でございます。

これにつきましては貸借対照表の数字と同額でございますので、説明を省略させていただきます。  
続きまして、402ページをお願いします。

平成27年度榛東村上水道事業貸借対照表でございます。

初めに、資産の部、1、固定資産は、(1)の有形固定資産のイの土地からチの建設仮勘定までを  
合わせました有形固定資産の合計額は24億6,963万2,649円でございます。(2)投資、イの投資有価  
証券2億円です。投資合計は同額でございます。(1)の有形固定資産と(2)の投資を合わせまし  
た固定資産合計は26億6,963万2,649円でございます。

2、流動資産は、(1)の現金預金から(3)の貯蔵品までを合わせました合計の8億1,625万  
5,564円でございます。1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は34億8,588万8,213円  
でございます。

次に、403ページをお願いします。

負債の部でございます。

3、固定負債、(1)企業債、イの建設改良費等の財源に充てるための企業債は3億7,634万6,560  
円でございます。企業債合計、固定負債とも同額です。

4、流動負債は、(1)の企業債から(5)の預かり金までを合わせました流動負債合計は5億  
2,500万9,363円でございます。

5、繰延収益は、(1)の長期前受金、(2)長期前受金収益化累計額を合わせました繰延収益合  
計は10億8,598万9,362円でございます。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせました負債合計は19億8,734万5,285円ござ  
います。

続きまして、404ページをお願いします。

資本の部でございます。

6、資本費、(1)自己資本費、イの公有資本費からハの組み入れ資本金までを合わせました資本  
金合計は11億2,561万1,102円でございます。

7、剰余金は、(1)の資本剰余金、イの国庫補助金からニのその他資本剰余金を合わせました資  
本剰余金合計1億9,506万6,522円でございます。

(2)利益剰余金は、イの減債積立金からハの当年度末未処分利益剰余金までを合わせました利益  
剰余金合計1億7,786万5,304円でございます。(1)の資本剰余金と(2)の利益剰余金を合わせま  
した剰余金合計は3億7,293万1,826円でございます。

6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせました資本合計は14億9,854万2,928円でございます。

負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は34億8,588万8,213円となっております。

405、406ページの注記、407ページのキャッシュフロー計算書につきましては、平成26年度より地

方公益企業法の基準の改正に伴い添付が義務づけられたものでございます。説明は省略させていただきます。

408ページ、409ページをお願いします。

平成27年度榛東村上水道事業収益費用明細書です。主なものについて説明いたします。

なお、金額は税抜きとなっております。

水道事業収益2億9,597万9,560円は、前年度より435万3,967円の増となっております。営業収益の水道料2億2,387万7,925円は、前年度より95万4,576円の増でございます。営業外収益の雑収益、新規加入負担金1,031万4,000円は、前年度より407万3,000円の増でございます。

409ページをお願いします。

水道事業費用2億4,607万1,061円は、前年度より497万4,448円の減となっております。原水及び浄水費の受水費6,361万1,600円は、県央第一水道の受水費用でございます。配水及び給水費の修繕費832万9,942円は、前年度より329万3,043円の減で、主に漏水修理、メーター器の交換費用でございます。動力費1,683万2,561円は、各施設の電気料と農業用水の電気料の負担分1,294万3,801円の支払い額を含む金額でございます。営業外費用、支払い利息、企業債利息959万579円は、前年度より64万841円の減でございます。特別損失過年度損益修正額7,650円は、過年度分の漏水減免の分でございます。

410ページをお願いします。

○議長（金井佐則君） もう少し簡潔にできないか。

○上下水道課長（清水義美君） もう終わります。

収益的収入支出明細書のうち、資本的収入でございます。総額は524万円でございます。企業債500万円は、2号計画道路の配水管布設工事に充てたもの、工事負担金24万円は、長岡自害沢の砂防堰堤に伴う給水管布設がえの県負担分でございます。

411ページをお願いします。

資本的支出でございます。総額は6,453万6,071円で、前年度より1,812万1,793円の減となっております。委託料613万円は配水管の設計委託、新井浄水場の電動弁の設計委託、漏水調査業務委託の費用でございます。建設改良費3,027万9,000円は、前年度より2,037万5,000円の減で、主に配水管の布設工事、電動弁の交換、残留塩素計の更新、水位計の交換などの費用でございます。固定資産の購入費68万9,080円は、新規量水器の購入費でございます。企業債の償還金2,739万287円は、元金の償還でございます。

412ページ以降は企業債明細書、固定資産明細書となっております。説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで岩崎代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

〔代表監査委員 岩崎唯雄君発言〕

○代表監査委員（岩崎唯雄君） それでは、69ページをお開きください。

地方公営企業法の規定によりまして、榛東村長から審査に送付された平成27年度榛東村上水道事業会計について審査をいたしました。

審査の期間は、平成28年7月21日でございます。

審査の方法は、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成され、計数の誤りがないかを確認いたしました。また、予算の執行及び関連事業は適正に行われているかについて審査を行いました。

審査の結果でございます。

関係法令に準拠して作成されており、当該年度の経営性及び財務状態を適正に表示しているものと認められました。

次に、業務の実績でございます。

給水件数が5,454件、総配水量は211万立米、総有収水量は162万立米ということで、有収率が76.8%、これは前年度に比べて4.5ポイント下がっております。昨年も落ちたんですが、昨年は37万3,000立米が不明水でありました。27年度はこれが49万立米となりました。これは1立米150円ぐらいの計算ができるわけでございますので、50万立米掛ける150というのが地中に流れてしまったということであると思います。

次のページをお開きください。

業務概要は、平成23年から27年度まで項目ごとに列記しております。

有収率は、群馬県平均は84%ということで、これに比べますと7.2%低い水準でございます。

次に、収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入の決算額は3億1,400万、収入率は99.82%、収益的支出の決算額は2億6,100万、執行率は96.53%ということでございました。

次に、74ページにお進みください。

経営成績でございます。総収益で2億9,500万、総収益の76.43%を占める営業収益は2億2,600万、前年に比べて117万円の増加でございます。総費用は2億4,600万、前年に比べて497万円の減少でございます。総費用のうち96.1%を占める営業費用は2億3,600万、前年に比べて354万円の減少でございます。

前年度から地方公営企業会計が新地方公営企業会計制度の基準が適用されたことによって、総収益から総費用を引いた純利益は4,990万円となりました。下の表に経営成績の比較がございます。

ちなみに、次のページの損益計算書の真ん中辺、営業外収益の中の長期前受け金戻入5,352万5,000円がございしますが、これが新地方公営企業会計の適用によって戻入された額でございします。去年が5,300万円ほどでした。これをなくせば本年度は360万円の赤字、26年度は1,300万円の赤字ということになるかと思ひます。

なお、この戻入は今後七、八年、四、五千万は、戻入は続くということでございしますので、純利益は当然当分維持されるものだと思ひれます。

次に、当年度の営業収益は2億2,600万、前年度に比べて117万円の増加でございします。営業費用は2億3,600万、前年に比べて350万円の減少でございします。営業費用のうちで大きな受水費、それから人件費、それから減価償却費、これの過去5年間の表を掲示してございします。これを見ていただくと受水費と人件費は余り変わっていない。減価償却も余り変わっていないのが見てとれると思ひます。

次に、営業外収益でございしますけれども、6,975万円、前年に比べて317万増加、営業外費用は959万円で64万円の減少でございします。これは支払利息が減少したということが主な点でございします。

次に、82ページへお願いいたしたいと思ひます。

企業債の状況でございします。当年度は、発行は500万円、償還で2,700万円、未償還残高が4億400万ということになっております。

次に、水道料金に係る未収金の状況について申し上げます。

水道料金に係る未収金は2,682万、前年度に比べて938万円増加してあります。これは3月分の水道料の口座引き落としの一部796万、約800万が4月1日付で入ったものでございします。当年度における不納欠損は行われません。ちなみに2,682万3,000円から796万9,000円を引きますと1,885万4,000円ということで、前年に比べて未収が141万5,000円増加したということになるかと思ひます。

次に、審査意見として、経営成績を見ますと、当年度が総収益2億9,500万、総費用が2億4,600万で純利益4,990万、これは先ほど申しました新地方公営企業会計制度の適用によるものと思ひます。

水道料金の未収について見ますと、毎年増加傾向にあります。水道料金は事業収益の根幹をなすものでありますから、水道料金は確実に徴収することが水道事業にとっては必要不可欠であります。停水執行あるいは滞納整理等、積極的かつ効果的に実施して、未収金の減少に必要な方策を講じられるようお願いいたします。

当年度の有収率を見ますと、2年連続で80%を超えていた有収率が76.8%ということで、4.5ポイント増加しています。要因は配水管からの漏水とか不明水があったと思ひれますが、極めて深刻な問題と捉えて、有収率の向上対策を講じられたいと思ひます。

次に、投資的事業を見ますと、老朽化に伴う施設の改修及び排水管布設がえ工事が予定されており、多額の費用を要することと思ひます。より一層の効率的企業経営を行うようお願いいたします。

最後になりますが、業務の効率化、経費の節減、資産の効率的な運用及び管理に努めて、計画的な財政運用により、経営の安定化を図って、良質な水の安定供給が行われるよう要望いたします。

なお、有収率でございますが、今年度、28年4月から8月までの実績は、大変悪化しております。大変憂慮されることと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） 監査報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 監査委員さんからの報告等にもあるんですけども、有収率が悪化しているという中で、配水管から漏れていたりというような伴うものが原因ということで考えられているんですけども、配水管に関してはかなり老朽化等が進んでいる状況なのか、不明水の部分、配水管とどのような関係があるのか、わかる範囲でお答えください。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 配水管の老朽化というお話ですけども、一応40年を経過したものはないということでございます。ただし、漏水の主な原因がやはり昔布設したTS継ぎ手というのりづけの工法及びポリエチレン管の一層管ですけども、それが主な原因です。また丁字管と言われる部分の分岐地点での管の割れとか、そういうものが顕著にあらわれているということでございます。

有収率につきまして前年度につきましては、長岡浄水場からの漏水が顕著でございまして、そこについては1月から2月までには発見をして、修理をして、今長岡については安定しております。また、代表監査委員が4月以降についても憂慮されているというお話がございましたけれども、5月からかなり配水量がふえまして、原因が新井浄水場系統でございました。そこにつきましては漏水管を発見しまして約4カ所、5カ所の修理を行った結果、現在かなり落ちついているという状況でございます。また、南部系統につきましては、しんとう苑北側の県道部分の水路部分ですか、そこから漏水がございまして、そこはなかなか発見できなかったというところで、そこも修理をいたしました。結果、南部についても落ちついております。

今後とも有収率につきましては現地踏査等を行ったりして、なるべく有収量の向上に努めたいと思っております。なかなか漏水については発見が難しいという状況でございますけれども、住民の皆さんの発見が結構多いものですから、水道事業につきましても、なるべく現地等を踏査して漏水を発見してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 南 千晴君発言〕

○8番（南 千晴君） 課長の説明で現状は修理等も発見された場所は進んで、もう落ちついている



状況になってきているということですが、課長の中で40年経過している配水管はないものの、やはり昔ふせたところの接続部分等からの漏れもあるというような形で、ただ40年経過しないと配水管のふせかえとかそういったことは行わないのか、その辺の計画はどのようにになっているのかお答えください。

○議長（金井佐則君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） 漏水箇所が顕著にあらわれているところの導水管とか、またポリエチレン管につきましては、順次更新していくという方針でございます。ただし、余り建設投資を促進しますと、減価償却等の増収につながりますので、計画的な整備更新計画が必要ではないかと考えております。また、あわせて配水管の耐震化という問題もございますので、耐震化も含めて今後は整備していく必要があると考えています。ただし、耐震化の部分につきましては、やはり工事費の増大を招くというところでございますので、水道系全体を考えますと、計画的に漏水の箇所の多い部分の更新とか、そういうものを順次計画的に進めていくという方針でございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

認定第10号 平成27年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで昼食休憩にいたします。

再開を1時45分より行います。

午後0時31分休憩

---

午後1時41分再開

○議長（金井佐則君） 昼食休憩に引き続きまして、会議を行います。

### ◎日程第13 議案第64号 平成27年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（金井佐則君） 日程第13、議案第64号 平成27年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 清水義美君発言〕

○上下水道課長（清水義美君） それでは、議案第64号 平成27年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。

提案理由につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成27年度榛東村上水道事業会計の未処分利益剰余金7,786万5,304円のうち、5,352万4,509円を利益積立金の積み立てとして処分することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案書24ページをお願いいたします。

平成27年度榛東村上水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金の順に説明させていただきます。

資本金の欄の自己資本金、当年度末残高11億2,561万1,102円、議会の議決による処分額5,352万4,509円、利益積立金の積み立て5,352万4,509円でございます。処分後残高11億7,913万5,611円です。資本剰余金の当年度末残高1億9,482万6,522円、議会の議決による処分額はゼロ円です。処分後の残高は同額でございます。未処分利益剰余金の当年度末残高7,786万5,304円、議会の議決による処分額5,352万4,509円の減、利益積立金の積み立て5,352万4,509円の減でございます。処分後残高、繰越利益剰余金2,434万795円となります。

以上で議案第64号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第64号 平成27年度榛東村上水道事業会計余剰金の処分について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者起立]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 報告第3号 平成27年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について

◎日程第15 報告第4号 平成27年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について

○議長（金井佐則君） 日程第14、報告第3号 平成27年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について及び日程第15、報告第4号 平成27年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率については、関連がございますので、会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第14並びに日程第15を一括議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清村企画財政課長。

[企画財政課長 清村昌一君発言]

○企画財政課長（清村昌一君） それでは、初めに議案書25ページになりますけれども、報告第3号から説明をさせていただきます。

表がございますけれども、初めに実質赤字比率でございます。この比率は普通会計で求めるもので、本村においては一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計及び学校給食事業特別会計の合算の実質収支が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。この3会計の実質収支はいずれも黒字、またはゼロでしたので、一該当なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率です。この比率は、本村の全ての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率です。平成27年度全10会計における実質収支はいずれも黒字

またはゼロですので、一該当なしとなっております。

実質公債費比率です。この比率は一般会計が負担する全会計等、これは一般会計、特別会計、公営企業会計、それから本村が構成団体となっております一部事務組合会計の公債費の標準財政規模に対する比率でございます。過去3年間の平均値は7.4%でした。

次に、将来負担比率です。この比率は、一般会計の将来負担すべき実質的な負債額から充当可能な基金の残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する比率でございますが、一該当なしでございます。

以上の1つでも表の右側でございますけれども、早期健全化基準値以上となった場合においては、議会の議決を経て財政健全化計画を策定することとされております。

続いて、26ページをお願いします。

報告第4号でございます。

この比率につきましては、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する割合でございます。本村はいずれの会計におきましても資金不足はございませんので、備考記載のとおり、一で表示をしております。

以上、説明申し上げましたとおり、平成27年度決算における一般会計、特別会計、企業会計の財政の健全性は保たれている状況でございます。

また、審査意見書につきましては、平成27年度榛東村決算等審査意見書の87ページに財政の健全化に関する審査が、また88ページに経営の健全化に関する審査がそれぞれ掲載されております。

以上でございます。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたし、本案は報告のみといたします。

---

◇

◎日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（金井佐則君） お諮りいたします。

日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、日程第16から日程第18までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち会議規則第71条の規定によりお手元に配付いたしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

### ◎日程第19 議員派遣について

○議長（金井佐則君） 日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、会議規則第120条の規定により議会の議決事項となっております。現在群馬県町村議会議長会議員研修会が予定されておりますが、お手元に配付いたしました件名のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認め、件名のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。

---

### ◎議長挨拶

○議長（金井佐則君） ここで閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

9月1日の開会以来、本日までの15日間、8名の議員による一般質問、平成27年度の各会計決算の認定、今年度補正予算並びに条例制定などについて熱心な質疑、討論がなされ、議決いただき、本議会が閉会できますことに対し、厚く御礼を申し上げる次第であります。

9月も半ばとなり、田んぼの稲穂も頭を垂れ、風にそよぐ実りの秋を迎えました。今議会で議決された案件についても、時を待たずに、村にとっても、村民にとっても大きな実りをもたらすよう祈念するものであります。

朝晩めっきり涼しくなってきました。議員各位におかれましては、季節の変わり目、健康には十分留意され、村の今後の一層の発展にご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

また、執行におかれましては一般質問、そして決算審査等の対応で忙しかったことと思います。大変ご苦労さまでございました。

最後になりまして恐縮ではございますが、岩崎代表監査委員におかれましては、毎日暑い中、監査にご尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。

結びに議会、執行の今後のますますのご発展と関係各位の今後ますますのご活躍にご祈念を申し上げます、閉会の挨拶といたします。

---

◇

◎閉 会

○議長（金井佐則君） 長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後1時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 岩 田 好 雄

榛東村議会議員 岸 昭 勝